

自己点検・評価報告書

令和5年 12月

(令和6年 3月改訂)

鹿児島県立短期大学

目次

序章	1
本章	2
第 1 章 理念・目的	3
第 2 章 内部質保証	8
第 3 章 教育研究組織	15
第 4 章 教育課程・学習成果	20
第 5 章 学生の受け入れ	52
第 6 章 教員・教員組織	60
第 7 章 学生支援	71
第 8 章 教育研究等環境	81
第 9 章 社会連携・社会貢献	90
第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営	96
第 10 章 大学運営・財務 (2) 財務	103
終章	108

序章

本学は、昭和25年に鹿児島県立大学短期大学部として開学し、昭和33年に鹿児島県立短期大学へと改称した。そして、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は実生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の発展に寄与することを理念として、少人数教育による、きめ細やかな指導や充実した進路支援を行うことで、南九州唯一の県立短期大学として、様々な分野で地域に貢献する人材を育成してきた。また、設置者である鹿児島県とも密接に連携しつつ、全学をあげて、「魅力ある県立短期大学づくり」に取り組んでおり、次代を担う人材の育成を推し進めることで、地域社会への貢献に努めているところである。

本学では、平成4年以来、すでに7回の自己点検と評価を実施してきたが、前回の認証評価結果を受けて、教員・教員組織の充足、単位の実質化、シラバスの改善に取り組むとともに、施設のバリアフリー化も計画的に実施してきた。さらに、内部質保証についても、全学的な方針及び手続きを作成するとともに、全学的な体制を整備し、短期及び中長期のPDCAサイクルを適切に機能させることで、質の向上を図ることにした。

そのほかには、「魅力ある県立短期大学づくり」の一環として、令和4年度に文学部英語英文学専攻のカリキュラムを見直し、学生の学力の変化や学習のニーズに対応するために、科目を新設したり、内容を変更するなどの大幅な改定を行って、令和5年度から実施しているところである。

公立大学は、地域からの強い要請を受けて地方公共団体が自ら設置した大学であることから、地域に貢献する人材を育成することはもとより、地域の振興・活性化にも貢献することが使命といえる。本学は、公開講座や金曜講演会、シニア向け講座などのほかに、離島が多い鹿児島県の特徴をふまえた「奄美サテライト講座」を開設するなどして、地域社会に貢献するという役割を果たしている。

少子高齢化が進み18歳人口が減少するなかで、地域に貢献する県立短期大学として、今回の受審の結果を反映させながら、これまで以上に質の高い教育・研究、そして充実した地域貢献に努めていきたい。

令和5年12月
鹿児島県立短期大学
自己評価・将来構想委員会

本章

第1章 理念・目的

1.1 現状説明

1.1.1.点検・評価項目① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点①：学科（又は専攻課程）・専攻科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点②：短期大学の理念・目的と学科・専攻科の目的の連関性

本学の設置を定めた鹿児島県条例第1条と本学学則第1条の目的には、「深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の発展に寄与する」と記述されており（[根拠資料1-1, 1-2](#)），時代を反映し、地域を視点に入れた教育理念となっている。

また、学則に定められている教育研究上の目的として、「本学では、教養教育と専門教育の有機的連携を図り、社会情勢の変化に的確に対応するために必要な課題探求・解決能力を育成すること及び社会の形成に主体的に参画するために必要な豊かな人間性を涵養することを基本に、教育研究を行う。」と記述してある。そのような本学の理念・目的を実現するために、「鹿児島県立短期大学の基本方針」として、①課題探求・問題解決のできる学生の育成、②学術研究と実践的教育に取り組む教員、③適切な学生支援、④教育研究環境の改善、⑤地域振興・活性化への貢献、⑥学長のリーダーシップによる合意形成、⑦自己点検・評価の実施と質保証を定め、第一部（昼間課程）に、文学科、生活科学科、商経学科の三学科を設置し、第二部（夜間課程）に商経学科を設置している（[根拠資料1-3](#)）。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）には本学の教育理念・目標が明記されており、その目標に沿った求める人材とし、①基礎的な学力を身につけて、地域社会において意欲的に活躍する人、②世界の中で思考し、地域に根ざした活動のできる人、③少人数教育の場に意欲をもって参加する人、④創造的な行為を生む知的な冒険をする人、を明示している（[根拠資料1-4](#)）。

さらに、教育理念・目的と求める人材については、学科および専攻ごとに示しており（[根拠資料1-4](#)），文学科の目的は、「文学、言語及び文化を学ぶことを通して、豊かな文学的感性、柔軟な思考力、的確な表現力を有し、多様化した社会で活躍できる人材を育成すること。」であり、日本語日本文学専攻と英語英文学専攻という2つの専攻を設けている。そして、日本語日本文学専攻では、「日本語及び日本文学の理論を学び作品を読むことを通して、日本語に関する知識と表現力、日本文学を広くかつ深く解釈し鑑賞する能力を有し、多様化した地域社会で活躍できる人材を育成すること。」を目的としている。一方、英語英文学専攻では「英米文学、英語学及び英語圏文化を学ぶことを通して、英語運用能力と豊かな教養を有し、多様化した国際社会に対応できる人材を育成すること。」を目的としている。

生活科学科の目的は、「衣・食・住を中心とする生活全般を対象とした実践的な専門知識と技能の習得を通して、柔軟な思考力及び判断力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること。」であり、食物栄養専攻と生活科学専攻という2つの専攻を設けている。そして、食物栄養専攻では、「食物及び食生活についての幅広い科学的知識と専門的知識の習得を通して、健康の維持増進のための実践的能力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること。」を目的としている。一方、生活科学専攻では、「衣及び住を中心とする生活全般に関わる専門知識の習得を通して、生活に関わる事象を科学的に分析・理解する能力及び質の高い生活環境をデザインする能力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること。」を目的としている。

商経学科の目的は、「広く世界、日本、地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し、情報処理の技法習得を通して、柔軟な思考力と企画力を有し、地域に貢献できる人材を育成すること。」であり、経済専攻と経営情報専攻という2つの専攻を設けている。そして、経済専攻では、「経済・社会の理論を学び、地域社会及び産業の分析を通して、地域の課題を発見する能力、課題解決の意欲と能力を有し、地域経済の発展に寄与できる人材を育成すること。」を目的としている。一方、経営情報専攻では、「経営及び組織の理論を学び、会計・情報処理の技能習得を通じて、ビジネスを企画・管理する意欲と能力を有し、地域産業の発展に寄与できる人材を育成すること。」を目的としている。

なお、第二部（夜間課程）商経学科の目的は、第一部の商経学科の目的を基本にしつつ、多様な人材が入学してくる二部の特徴をふまえて、「豊かな人間関係の構築力を有する」という文言を加え、「広く世界、日本、地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し、情報処理の技法習得を通じて、柔軟な思考力と企画力、そして豊かな人間関係の構築力を有し、地域活性化のために活躍できる人材を育成すること。」としている。

このように、いずれの学科のいずれの専攻の目的も、本学の理念・目的と連関している。

1.1.2 点検・評価項目② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点①：学科（又は専攻課程）・専攻科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点②：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の理念・目的、学科・専攻科の目的等の周知及び公表
--

本学の各学科および専攻で育成する人材については、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として明示するとともに（[根拠資料1-5](#)）、それらの人材を育成する教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）についても、各専攻で明示している（[根拠資料1-6](#)）。

本学の理念・目的及び学科・専攻科の目的に関しては、さまざまなかたちで学内外に公表

している。学内の公表については、教職員に対して、「鹿児島県立短期大学諸規程集」として配布し周知している（根拠資料1-7）。また、学生に対しては、『学生便覧』（根拠資料1-8）を配布するとともに入学時に行われる専攻ごとのオリエンテーション、進級時のガイダンスやゼミなどの場で担当教員が説明することで周知している。なお、保護者に対しては、「鹿児島県立短期大学振興会」総会場で説明を行っているが、今年度は、コロナ感染を配慮しビデオ配信により説明した。

社会に対しては、本学のホームページ（根拠資料1-9）に公表するとともに、県内の高等学校長との「教育懇話会」や高等学校進路指導担当教諭を対象にした「入試連絡会」においても、学長、学生部長、学科長から、教育理念や各学科専攻の目標と人材育成について紹介している。そのほか、受験生や高校関係者、保護者に対しては、『大学案内』（パンフレット）をもとに、オープンキャンパスや進学ガイダンスの場で、わかりやすく説明している（根拠資料1-10）。

1.1.3 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点①：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、自己評価・将来構想委員会において、自己点検と評価はもとより、将来構想についても検討しており、平成4年には、「魅力ある短大づくり」の取り組みを開始し、入学者選抜のあり方、カリキュラムの改革、学生による授業評価、身体障害者への配慮など23項目について検討を始めた。そして、「魅力ある短大づくり」の集大成として、平成7年4月より、これまでの学科名を変更する新学科制度がスタートした。新学科制度では、文科を文学科に、家政科を生活科学科に、商経科を商経学科に変更し、商経学科には経済専攻と経営情報専攻を設けた（根拠資料1-11 p.86）。

「魅力ある短大づくり」については、その後、本学の教育研究等点検・評価規定（根拠資料1-12）をもとに、自己点検評価や外部評価（根拠資料1-13）等の評価結果も参考にしながら取り組みを進めた。そして、鹿児島県が県の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、国の教育振興基本計画を参酌するとともに、「かごしま未来創造ビジョン」などを踏まえ、平成21年度から平成25年度までの5年間に取り組む施策をまとめた「第1期鹿児島県教育振興基本計画」の中に盛り込まれている（根拠資料1-14 p.62）。

「第1期 鹿児島県教育振興基本計画」における具体的施策の展開として、5項目が列挙されており、「信頼される学校づくりの推進」のなかに、「魅力ある県立短期大学づくり」が記載されている。具体的には、現状と課題、これからの施策の方向性、主な取組の3項目について、本学で検討した内容が記載してある。鹿児島県教育振興基本計画については、その後、第2期、第3期（根拠資料1-15）の計画が策定され、いずれの期においても、現状と課題、これからの施策の方向性、主な取組の3項目について、本学で検討した内容が記載されており、それらを

もとに、本学は「魅力ある県立短期大学づくり」に取り組んできた。なお、鹿児島県教育振興基本計画における主な取組のひとつとして、外部の公的評価期間による認証評価結果を基に、教育の内容・方法の改善や施設整備等の充実に努めることが記載されている。このことから、前回の認証評価で改善勧告として提言された生活科学科食物栄養専攻における教授数1名の不足、また、努力課題として提言された文学科と生活科学科食物栄養専攻における単位の実質化を図る措置やシラバスのチェック体制の強化、内部質保証体制の構築について改善した。

令和6年度からは、第4期鹿児島県教育振興基本計画（[根拠資料1-16](#)）が実施されるため、「魅力ある県立短期大学づくり」については、本学も国の第4期教育振興基本計画を参酌しながら、現状と課題、これからの施策の方向性、主な取組について、原案を作成し提出した。これらのことから、5年おきに策定される鹿児島県教育振興基本計画に記載されている「魅力ある県立短期大学づくり」は、本学の中期的な計画として位置づけられよう。

1.2 長所・特色

本学は、地域の高等学校との高大接続に力を入れており、鹿児島県校長協会との共催による「教育懇話会」や県内高校の進路指導担当教員を招いた「入試連絡会」を通じて、本学のアドミッション・ポリシーや入学者選抜方法を周知するとともに、高校からの意見や要望を教育の改善に役立てている。また、全般的に少人数教育による、きめ細かい指導を実施しているほか、ゼミにおいても学生個人の状況に応じた修学、学生生活、進路支援を行っている。それにくわえて、充実した進路支援も行っていることから、令和3年度の卒業生満足度調査では、施設設備を除く、ほとんどの項目で5段階評価の3点台後半から4点台という結果が得られている（[根拠資料1-17 令和4年度鹿児島県立短期大学FD活動報告書 pp.10-27](#)）。そして、令和4年度の就職希望者の就職率は、前年度と同様、すべての専攻において100%であった。卒業生満足度調査において高い評価が得られたことや就職率100%という結果が得られたのは、本学の理念・目的をもとにして実施された教育や学生支援が社会の要請に応えるものであり、本学において地域に貢献する人材を育成できていることを示しているものである。

1.3 問題点

本学の理念や目的を具体化するため、各学科各専攻において、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定めている。しかし、大学全体で定められているのは、アドミッション・ポリシーのみであることから（[根拠資料1-8 学生便覧 pp.10-20](#)）、大学全体で一貫性のある三つの方針を策定し短大改革を推進するために、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを早急に定めて公表する必要がある。

1.4 全体のまとめ

本学は、昭和25年に鹿児島県立大学短期大学部として開学し、県立の短大として県民から大きな期待を集めた。その後、昭和33年に鹿児島県立短期大学に改称し、「地域に貢献する大学」として、平成4年から「魅力ある大学づくり」の取組を始めた。そして、平成7年には、これ

までの学科名について、文科を文学科に、家政科を生活科学科に、商経科を商経学科に、それぞれ変更し、商経学科には経済専攻と経営情報専攻を設ける新学科制度をスタートさせ現在に至っている。本学は、そのような設立の経緯と建学の理念について、本学の目的及び各学科の目的を学則に明記している。さらに、教職員や学生、社会に対しても、各種刊行物やウェブサイト等により、大学の理念や目的、各学科の目的等について、周知や公表を行っている。また、本学における改革の基本ともいえる「魅力ある大学づくり」については、平成21年度から鹿児島県教育振興基本計画における「信頼される学校づくりの推進」のなかに「魅力ある県立短期大学づくり」として記載されるようになり、現状と課題をふまえた施策の方向性や主な取組について明記し実現に向けた取組を行っている。そして、外部評価委員会による評価結果や認証評価の結果を改善に活かすため、全学的な体制を構築するとともに短期（単年度）のPDCAサイクルと中長期のPDCAサイクルを確立している。

以上のことから、本学の理念・目的を実現する取組は、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であるといえる。

第2章 内部質保証

2.1 現状説明

2.1.1.点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割，当該組織と内部質保証に関わる学科・専攻科その他の組織との関係
- ・ 教育の企画・設計，運用，検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学の内部質保証についての基本的な考え方は「鹿児島県立短期大学の基本方針」（[根拠資料 1-3](#)）に基づいている。特に基本方針7「本学は，定期的な自己点検・評価の努力をつうじて，教育・研究・社会貢献・管理運営等の活動の実情を正確に把握し分析するとともに，社会の課題やニーズに対応し適法性に配慮してたえず必要な改善をはかり，高等教育機関にふさわしい質保証とその質の向上に努める。」に明示されており，これより組織，手続きが整備されている。

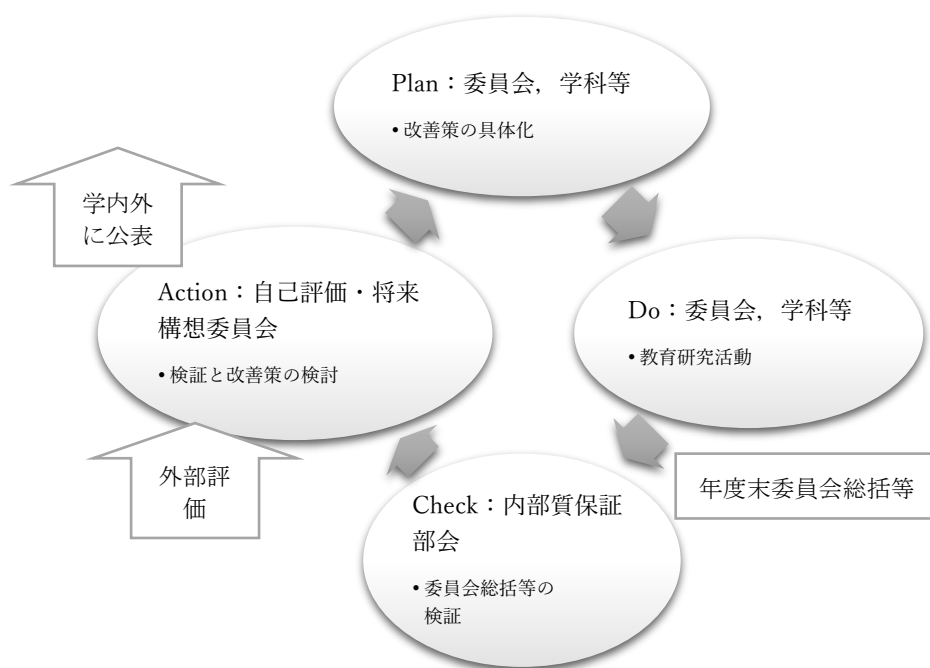
また，「鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程」（[根拠資料 1-12](#)）においても，自己点検・評価を本学の質的水準の向上と活性化に努めるために活用するものとされている。

以前より，内部質保証については，自己評価・将来構想委員会を中心とした取り組みがなされてきていたが，権限と役割，関連組織との関係を明確にするため，令和4年に「内部質保証要綱」（[根拠資料 2-1](#)）を新たに制定し，委員会規程（[根拠資料 2-2](#)）の改正も行った。

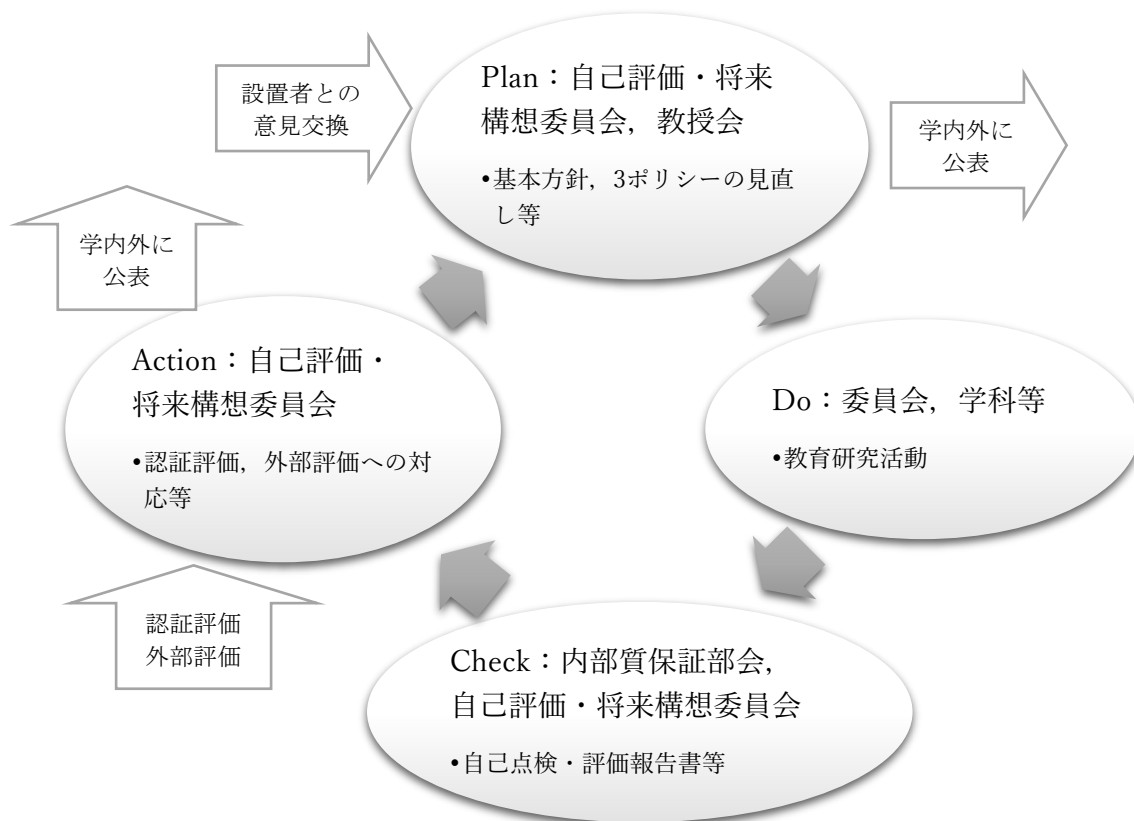
内部質保証要綱において，短期（単年度）のPDCAサイクルと，中長期のPDCAサイクルについて，担当する組織と役割を明示している。要綱第3条にある短期のPDCAサイクルにおいて，委員会や学科の活動（Do）は年度末に委員会・学科総括（[根拠資料 2-3](#)）として内部質保証部会に提出し，内部質保証部会で全体をまとめ，検証（Check）を行っている。また，外部評価を含んだ検討を自己評価・将来構想委員会が必要に応じて改善を各組織に通達するとともに，ホームページで公表している教育情報に反映している。また，要綱第4条にある中長期のPDCAサイクルでは，自己点検評価報告書，認証評価結果，外部評価についてもホームページで公表している。

内部質保証に関する「鹿児島県立短期大学の基本方針」，「鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程」，「内部質保証要綱」，「委員会規程」は教員が持つ「諸規定集」に含まれており，制定や改正は全教員が参加する教授会で審議されたうえで，毎年「諸規定集」の差し替えを行うことで共有されている。

短期（単年度）のPDCAサイクル（要綱第3条）



中長期のPDCAサイクル（要綱第4条，教育等点検・評価規程）



2.1.2 点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点②：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証については令和4年度の委員会規程（[根拠資料 2-2](#)）改正により，自己評価・将来構想委員会の所掌事項とすることが明示された。また，内部質保証を推進するために自己評価・将来構想検討委員会のもとに内部質保証部会が設けられ，短期的な内部質保証，中長期的な内部質保証について，それぞれ自己評価・将来構想委員会，部会，各委員会，学科などの運営体制が整えられた（[根拠資料 2-1](#)）。内部質保証要綱において，各組織の役割は以下の通り，規定されている。

「内部質保証要綱」（抜粋）

（内部質保証の項目）

第2条 内部質保証の対象となる項目は，鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程（以下「教育研究等点検・評価規程」という。）第9条の規定により選定された認証評価機関の定める項目とする。

（短期的な内部質保証の推進）

第3条 内部質保証部会は，原則として年に1回，前条の項目について，関係する委員会，学科等と協力して検証を行い，その結果を自己評価・将来構想委員会に報告する。

2 自己評価・将来構想委員会は，前項に規定する報告に基づき，必要な改善策を検討し，公表する。

3 関係する委員会，学科等は，第1項に規定する報告及び前項の改善策に基づき，業務の改善を行い，自己評価・将来構想委員会に報告するものとする

（中長期的な内部質保証の推進）

第4条 内部質保証部会は，第2条に規定する項目について，教育研究等点検・評価規程に基づき，自己評価等の結果に係る報告書案を作成し，自己評価・将来構想委員会に提出する。

2 自己評価・将来構想委員会は，前項の報告書案について審議の上，自己評価等の結果に係る報告書を作成し，公表する。

3 自己評価・将来構想委員会は，外部評価委員会運営要領第6条第3項の外部評価報告書及び教育研究等点検・評価規程第8条に規定する認証評価の結果に基づき，必要な改善策について検討し，公表する。

4 自己評価・将来構想委員会及び関係する委員会等は，前項の改善策及び設置者との意見交換に基づき，鹿児島県立短期大学の基本方針，入学者受入方針（アドミッション・ポリシー），教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー），学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）等必要な事項について見直しを行い，教授会の審議等

必要な手続を行うものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、自己評価・将来構想委員会は必要に応じて中長期的な内部質保証について検討を行う。

自己評価・将来構想委員会のメンバーは委員長として学長、委員として三役（学生部長、附属図書館長、地域研究所長）、学科長、事務局長及び学長が指名する者としている。また、内部質保証部会のメンバーは部会長として学長、委員として三役、学科長、事務局長及び学長が指名する者としている。

- 2.1.3 点検・評価項目③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点①：学位授与方針，教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点②：全学内部質保証推進組織による学科・専攻科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点③：学科・専攻科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点④：学科・専攻科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点⑤：行政機関，認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点⑥：点検・評価における客観性，妥当性の確保
評価の視点⑦：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

内部質保証のシステムについては令和4年度に委員会規程の変更，内部質保証要綱の制定が行われたところなので，これを着実に推進していくことになる。

これまで学位授与方針，教育課程の編成方針については教務委員会，学生受け入れ方針については入試委員会が所掌事項として扱い，必要に応じて見直しを行ってきた。また，年度末に実施される委員会・学科総括（[根拠資料 2-3](#)）の中で，各学科においては「学科の教育目的の適切性の検証」とともに，3つの方針についての適切性も検討されている。新設された内部質保証要綱第4条では，これらに加えて，自己評価・将来構想委員会も外部評価や設置者との意見交換に基づき，必要な事項について見直しを行い，教授会の審議等必要な手続を行うこととしている。

令和3年度まで，短期（単年度）の内部質保証については，年度末に委員会および学科の総括を全学運営委員会がとりまとめ，全教員の共通認識のもと，必要な改善を行ってきた。各委員会総括は「例年的に取り組んだ主な課題」，「本年度新たに取り組んだ課題」，「次年度への継続課題」，「次年度の新規課題（予定）」，「その他」の項目からなっており，実質的なPDCAサイクルとして機能してきた。この活動を明文化し，中長期的な視点も強化し，認

証評価や外部評価等の関わりも明確にするため、令和4年度に委員会規程の変更、内部質保証要綱の制定を行った。

内部質保証を自己評価・将来構想委員会が所掌することが委員会規程で明示されたことを受け、委員会および学科の総括については、自己評価・将来構想委員会と内部質保証部会が取り扱うこととなり、内部質保証要綱第3条に基づいたPDCAサイクルで行うこととしている。自己評価・将来構想委員会では「鹿児島県立短期大学の基本方針」や3ポリシー（学位授与方針、教育課程編成方針、入学者受け入れ方針）などにより総括文書を検証し、検証された総括文書は学科会議に持ち帰ることで全教員が共有するとともに、各委員会でも次年度へ引き継がれ、業務の継続と改善につなげている。

外部評価については外部評価委員会運営要領（[根拠資料 1-13](#)）に定めており、毎年開催される外部評価委員会からの提言、指摘および外部評価報告書を学長が受け、自己評価・将来構想委員会に報告するものとしている（[根拠資料 2-4 令和4年度第10回自己評価・将来構想委員会議事概要](#)）。外部評価報告書は短期的な内部質保証、中長期的な内部質保証のいずれにも反映することとしている。

内部質保証要綱第3条は基本的に年度ごとのPDCAサイクル実施について定められているが、7年ごとの認証評価を踏まえた中長期的な内部質保証は同要綱第4条で定められている。

認証評価については鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程（[根拠資料 1-12](#)）で定められており、平成29年度に公益財団法人大学基準協会から平成28年度に作成された自己点検・評価報告書（[根拠資料 2-5](#)）、外部評価報告書（[根拠資料 2-6](#)）および実地調査をもとに、適合認定（[根拠資料 2-7](#)）を受けている。その際に出された指摘事項については、自己評価・将来構想委員会が中心となり、対応している（[根拠資料 2-8 大学基準協会への改善報告書\(令和3年6月提出\)](#)）。

さらに内部質保証要綱第4条では委員会、学科などの組織運営を自己点検評価報告書としてまとめ、外部評価、認証評価を取り入れたPDCAサイクルに反映させることが明示されており、客観性を確保しながら、方針、手続きに従った内部質保証活動が実施されている。

2.1.4 点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点①：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点②：公表する情報の正確性、信頼

評価の視点③：公表する情報の適切な更新

本学の教育研究活動、自己点検・評価結果などは主にホームページの「情報の公表・公開」サイト（[根拠資料 2-9](#)）にて公表されている。このサイトでは「大学等における修学の支援に関する法律による修学支援の対象機関の確認について」、「入学者受け入れ方針、教育課程

編成方針，学位授与方針」，「教育情報の公表」，「鹿児島県立短期大学 教授会議事要録」，「鹿児島県立短期大学 研究活動に関わる規程等」，「教員の養成の状況についての情報の公表」の項目ごとに公表を行っている。この中の「教育情報の公表」は毎年データが更新されているなど，いずれも適切な更新を行っている。

また，認証評価にかかわる事項については「認証評価」のサイト（[根拠資料 2-10](#)）にて公表され，認証評価結果だけでなく，自己点検・評価報告書，外部評価報告書も認証評価を受けるたびに掲載，更新されている。

さらに地域研究所が毎年発刊している雑誌「くろしお」（[根拠資料 2-11](#)）では地域研究，国際交流活動，教員の研究・社会活動について公表しており，紙媒体だけでなくホームページにも掲載している。

なお，本学は法人化されていない県立の短期大学であり，財務については鹿児島県の規則に則った扱いになっているため本学ホームページでは公表していない。

2.1.5 点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：全学的なPDCAサイクル等の適切性，有効性の定期的な点検・評価 評価の視点②：点検・評価における適切な根拠（資料，情報）の使用 評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

令和4年度の関連規則改定の前より，自己評価・将来構想委員会をはじめ，各種委員会や学科で内部質保証の取り組みを行ってきた。例えば，自己評価・将来構想委員会（令和3年度までは全学運営委員会）が年度末に取りまとめる委員会・学科総括（[根拠資料 2-3](#)）は，当該年度の活動状況をまとめ，それぞれの次年度の活動に結び付けるだけでなく，学科会議を通して，全教員に配布することによって，各教員は自分が所属していない委員会や他学科の活動を把握し，大学全般の改善・向上に取り組む資料となっている。

内部質保証については，平成29年度の認証評価に向けて全学運営委員会や自己評価・将来構想委員会で取り組み始め，各年度の活動を総括文書にまとめるなどの活動を行ってきたが，今回の第3期認証評価でも求められる内部質保証の必要性について全学運営委員会で検討し，令和4年度にPDCAサイクルを明記した内部質保証要綱の整備や関連規定の改正を行った。内部質保証要綱ではPDCAサイクルを短期，中長期別に図で表し，それぞれのステップにおける役割や関連資料を明示することとしている。

このように内部質保証の適切性を含め，認証評価で求められる事項を満たしているか，さらに外部評価委員会からの指摘にどのように対応するかを，自己評価・将来構想委員会で，随時確認し，検討を行っている。

2.2 長所・特色

内部質保証については自己評価・将来構想委員会が所掌するが，実際には各委員会や学科

が担う役割も大きく、一部の教員だけでなく、全学的に取り組むシステムとなっている。P D C Aサイクルについては令和4年度に制定された要綱において図で明示することで、学内外にわかりやすく示していることも特徴といえる。

2.3 問題点

令和4年度に内部質保証関連の規則改定を行った。実質的には令和5年度よりこの改定に則った内部質保証の推進を行っていくため、これを軌道に乗せ、さらに内部質保証システムの適切性についても検証していくことが課題といえる。

2.4 全体のまとめ

以上のように、本学の設置目的に対応した内部質保証は適切に行われている。外部評価、認証評価を活用し、委員会や学科での取り組みもP D C Aサイクルに組み込むことで、短期、中長期いずれも適切な内部質保証を行うシステムとなっている。

第3章 教育研究組織

3.1 現状説明

3.1.1.点検・評価項目① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点①：短期大学の理念・目的と学科・専攻科、附置研究所、センター等の組織構成との適合性
評価の視点②：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点③：学問の動向，社会的要請，短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

本学は「鹿児島県立短期大学の設置及び管理に関する条例」(根拠資料 1-1) 第1条および「鹿児島県立短期大学学則」(根拠資料 1-2) 第1条にあるとおり「深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は实际生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって地域社会の発展に寄与する」ために設置されている。また、同学則第3条の2に教育研究上の目的として「本学では、教養教育と専門教育の有機的連携を図り、社会情勢の変化に的確に対応するために必要な課題探求・解決能力を育成すること及び社会の形成に主体的に参画するために必要な豊かな人間性を涵養することを基本に、教育研究を行う。」と定められている。

▽ 学科・専攻

これら設置の目的に基づき、学則第3条(根拠資料 1-2)において第一部(昼間課程)に3学科6専攻、第二部(夜間課程)に1学科が設置されている。

表 3-1-1 学科および専攻課程

課程	学科	専攻課程(カッコ内は略称)
第一部 (昼間課程)	文学科	日本語日本文学専攻(日文)
		英語英文学専攻(英文)
	生活科学科	食物栄養専攻(食栄)
		生活科学専攻(生活)
	商経学科	経済専攻(経済)
		経営情報専攻(経情)
第二部 (夜間課程)	商経学科	

本学の研究教育上の基本となる組織は、文学科、生活科学科、商経学科(以上、第一部)および第二部商経学科である。これは「地域社会の発展に寄与する」という本学の目的に基づいたものであり、地域の多彩なニーズに対応する人材育成のため、人文、自然、社会とい

った幅広い分野から構成されたものである。

文学科は学則第3条の2において「文学、言語及び文化を学ぶことを通して、豊かな文学的感性、柔軟な思考力、的確な表現力を有し、多様化した社会で活躍できる人材を育成すること」を目的としている。この目的を達成すべく、「日本語日本文学専攻」と「英語英文学専攻」の2つの専攻を設けている。昭和53年に従来の文科を国文専攻と英文専攻に専攻分離し、平成7年度には文科を文学科に、国文専攻を日本語日本文学専攻に、英文専攻を英語英文学専攻に名称変更し、現在に至っている。

生活科学科は「衣・食・住を中心とする生活全般を対象とした実践的な専門知識と技能の習得を通して、柔軟な思考力及び判断力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること」を目的としている。この目的を達成すべく「食物栄養専攻」と「生活科学専攻」の2つの専攻を設けている。昭和52年に従来の家政科を食物栄養専攻と被服専攻に専攻分離し、平成7年度には家政科を生活科学科に、被服専攻を生活科学専攻に名称変更し、現在に至っている。

商経学科は「広く世界、日本、地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し、情報処理の技法習得を通して、柔軟な思考力と企画力を有し、地域に貢献できる人材を育成すること」を目的としている。この目的を達成すべく「経済専攻」と「経営情報専攻」の2つの専攻を設けている。平成7年度に従来の商経科を商経学科と名称変更し、経済専攻と経営情報専攻に専攻分離し、現在に至っている。

第二部商経学科は「広く世界、日本、地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し、情報処理の技法習得を通して、柔軟な思考力と企画力、そして豊かな人間関係の構築力を有し、地域活性化のために活躍できる人材を育成すること」を目的としている。1995（平成7）年度に第一部と同様、第二部商経科を第二部商経学科に名称変更し、現在に至っている（[根拠資料 3-1 沿革](#)）。

▽ 附属図書館・地域研究所

本学の目的である「深く専門の学芸を教授研究する」ために、「図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他必要な資料等の収集、整理及び提供を行い、学生の学習および教職員の教育研究に資すること」を目的とする附属図書館が設置されている（[根拠資料 3-2 鹿児島県立短期大学附属図書館規程 第2条](#)）。図書館長は教授の中から教授会で選考された教員が兼任している。附属図書館に配置された副館長を含む事務職員が業務を行うほか、図書館・情報システム委員会が図書館に関する事項を所掌している（[根拠資料 3-3 鹿児島県立短期大学管理職選考規程 第2条 第3条](#)、[根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程 第2条](#)）。

また、全学的な附属研究機関として地域研究所が設置されている（[根拠資料 3-4 鹿児島県立短期大学地域研究所規程](#)）。地域研究所の目的は「地域の諸問題に関し、人文・社会・自然の各領域にわたる研究・調査を行い、もって地域の生活と文化の向上に寄与すること」である。これは本学の目的である「地域社会の発展に寄与する」とことと連関している。地域研究所長は教授の中から教授会で選考された教員が兼任している（[根拠資料 3-3 鹿児島県立](#)

短期大学管理職選考規程 第2条 第3条)。地域研究所規程では研究員は「研究員は、鹿児島県立短期大学の教員及び学識経験者のうちから、学長が委嘱する」としており、専任教員全員が研究員として活動を行い、運営については地域研究・生涯学習委員会が担っている（根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程 第2条）。

その他、特定のセンター組織は本学には設置されていない。

▽ 教職課程

本学では文学科および生活科学科で中学校教諭二種免許状、さらに生活科学科食物栄養専攻で栄養教諭二種免許状が取得可能な教職課程が設置されている。また、中学校教諭二種免許状の課程では司書教諭資格の取得も可能である（根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則 第22条、第34条、根拠資料 3-5 鹿児島県立短期大学教職課程履修規程、根拠資料 3-6 鹿児島県立短期大学司書教諭講習科目履修規程）。

表 3-1-2 取得可能な教員免許状

学科	専攻	教員免許状及び資格種類
文学科	日本語日本文学専攻	中学校教諭二種免許状（国語）、司書教諭資格
	英語英文学専攻	中学校教諭二種免許状（英語）、司書教諭資格
生活科学科	食物栄養専攻	栄養教諭二種免許状
	生活科学専攻	中学校教諭二種免許状（家庭）、司書教諭資格

教職課程の免許法施行規則に基づき、専任教員が配置されている。ただし、生活科学科に所属する教職課程担当教員が令和4年度末に転出したため、令和5年度現在、公募にて補充人事を進めている（根拠資料 3-7 教育の基礎的理解に関する科目等の変更届新旧対照表（令和3年度文科省届け出書類））。

教職課程に関する事項を所掌する組織として、教務委員会のもとに教職部会が設置されている（根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程 第3条）。

▽ 栄養士養成課程

本学では生活科学科食物栄養専攻にて栄養士養成課程を設置しており、当該専攻が関連事項を所掌している（根拠資料 3-8 鹿児島県立短期大学栄養士養成課程履修規程）。

栄養士免許施行規則に定められた6領域（社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営）に教員を配置している（根拠資料 3-8 令和5年度学生便覧 pp.42-43）。

▽ 学問の動向，社会的要請，短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

学問の動向，社会的要請，地域の環境等に配慮した教育を行うため、教務委員会が中心となり、随時、設置科目（カリキュラム）の見直しを行っているほか、地域ニーズの変化に基づいた入試制度の見直しについては入試委員会、国際研究にかかわる事項については国際交流委員会、地域研究や地域貢献にかかわる事項については地域研究・生涯学習委員会が所

掌している（[根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程 第2条](#)）。

3.1.2 点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

令和3年度までは教育研究組織の適切性を含む比較的短期的な検証は全学運営委員会が所掌していた。毎年度末に必要な応じて学科から全学運営委員会に総括文書（[根拠資料 2-3](#)）が提出され、委員会総括文書とともに検証し、学科会議に報告することで、学科・専攻の適切性の検証を行い、全学的な周知も図っている。委員会総括文書には図書館・情報システム委員会や地域研究・生涯学習委員会の総括も含まれ、附属図書館および地域研究所の適切性について検証を行ってきた。

中長期的な検証は自己評価・将来構想委員会が所掌している。自己点検・評価、認証評価および認証評価のために受ける外部評価に関わる事項ならびに将来構想に関わる事項を学長、学生部長、図書館長、地域研究所長、各学科長、事務局長及び事務局次長からなる自己評価・将来構想委員会が担っている。自己評価・将来構想委員会が中心となり、平成28年度には自己点検・評価報告書を作成、外部評価を受けた。外部認証機関（公益財団法人大学基準協会）により平成30年度からの適合認定を受けている（[根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程 第2条](#)、[根拠資料 1-12 鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程](#)、[根拠資料 2-7 鹿児島県立短期大学に対する認証評価結果（大学基準協会）](#)）。

令和4年度に内部質保証に関する規定等を見直し、内部質保証要綱（[根拠資料 2-1](#)）の新設と自己評価・将来構想委員会のもとに内部質保証部会の設置を定めた。これにより、令和3年度まで全学運営委員会が所掌していた委員会・学科総括文書を自己評価・将来構想委員会が所掌し、委員会活動、学科の活動を俯瞰的に点検することが要綱により裏付けられることとなった。以上のように教育研究組織の定期的な点検・評価をより進めていく体制を整えた（[根拠資料 3-9 内部質保証に関する規程等の整備について（令和4年度 11月教授会資料）](#)）。

これ以外にも、平成28年度の委員会総括文書に基づき、平成29年度に広報委員会及び広報編集部会の組織改善が行われた。平成29年度以前の広報委員会委員は「地域研究所長及び学科長」となっていたが、業務多忙な学科長ではなく学科からの選出とし、さらに専門性を生かした編集業務を担う教員を地域研究所長が指名することにより、効率的な業務が行えるように組織変更が行われることとなった（[根拠資料 3-10 広報委員会及び広報編集部会の組織変更（案）（平成29年度7月教授会資料）](#)）。

3.2 長所・特色

本学は比較的小規模な短期大学だが、地域の多彩なニーズに対応する人材育成のため、人

文, 自然, 社会といった幅広い分野から構成されている。また, 県立の機関として地域研究, 地域貢献を行っている地域研究所が設置されているのも特徴といえる。

F D委員会が実施している卒業時点での学生満足度調査ではいずれの専攻でも 5 点満点の 4 点以上と高く, 教育研究組織としての適切性を反映しているといえる (根拠資料 1-17 令和 4 年度 F D 報告書)。

表 3-2-1 令和 4 年度卒業生 満足度調査 (5 点満点の平均点)

学科・専攻	所属する学科・専攻	本学に入学してよかった
日文	4.46	4.27
英文	4.58	4.50
食栄	4.44	4.63
生活	4.60	4.47
経済	4.17	4.17
経情	4.38	4.38
第二部	4.18	4.38

3.3 問題点

令和 5 年度は教職課程担当教員 1 名 (生活科学専攻所属) および経済専攻所属の教員 1 名が未充足であったが, いずれも補充人事を行った (令和 6 年度 4 月着任予定)。また, 食物栄養専攻の教員 2 名 (いずれも教授) が令和 5 年度末に転出することとなり, 令和 6 年度 4 月着任に向けた採用人事を行っているところである。

3.4 全体のまとめ

以上のように本学の設置目的に対応した教育研究組織は内部質保証, 外部評価の両面から適切である。

令和 4 年度には全学運営委員会で内部質保証等の組織編成を見直し, 内部質保証要綱の新設と内部質保証部会を設置し, 自己評価・将来構想委員会の所掌事項として教育研究組織を含む内部質保証を P D C A サイクルに基づいた活動において行うことが担保された。この制度は始まったばかりなので, 今後, この新制度による取り組みを随時点検し, 大学を取り巻く社会的要請の変化などを踏まえ, 必要に応じて見直しを行っていく予定である。

第4章 教育課程・学習成果

4.1 現状説明

4.1.1.点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1) 大学全体

本学では、教授会で審議し、学長が決定した「鹿児島県立短期大学の基本方針」1及び学則第1条に教育目的を「深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と職業又は實際生活に必要な能力を有する人材を育成し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする」（[根拠資料1-2](#)、[根拠資料1-3](#)）と定め、その下に第一部の文学科日本語日本文学専攻、同英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同生活科学専攻、商経学科経済専攻、同経営情報専攻と、第二部の商経学科がそれぞれに教育研究上の目標を作成し、教授会での審議を経て学長が定めている（[根拠資料1-2 第3条の2](#)）。

本学では、全学の学位授与方針は策定していないが、上記各学科専攻の教育研究上の目標を踏まえ、文学科日本語日本文学専攻、同英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同生活科学専攻、商経学科経済専攻、同経営情報専攻、第二部商経学科に学位授与方針([根拠資料1-5](#))を定めている。学位授与方針は各学科が作成した原案を教務委員会で検討し、教授会での審議を経て学長が決定している。

これらの方針については、本学ホームページの「情報の公表・公開」（[根拠資料2-9](#)）上に公開するとともに、毎年新入生に配布する学生便覧に「本学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」として掲載し、全学生に周知している（[根拠資料1-5 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）](#)）

2) 文学科

2-1) 日本語日本文学専攻

文学科日本語日本文学専攻では、「日本語及び日本文学の理論を学び、作品を読むことを通して、日本語に関する知識と表現力、日本文学を広くかつ深く解釈し鑑賞する能力を有し、多様化した地域社会で活躍できる人材を育成すること」を教育目標としている（[根拠資料1-2 学則第3条の2 第2項](#)）。

この目標に基づき、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として「1. 日本、中国、郷土の文学・言語・文化、社会事情を幅広く理解し、グローバル時代における共存社会の諸問題に興味・関心を持ち、意見を述べることができる」「2. 日本語学、日本語教育学、日本文学、中国文学、地域文学について幅広く理解し、言語に対する知識と表現力を持ち、文学を広く深く解釈し鑑賞することができる」「3. 他国の文学・文化に興味・関心を持ち、

文化の多様性を理解して日本を相対的に捉え、地域社会に貢献することができる」の3つを挙げている(根拠資料1-5)。そして、2年以上在学し合計62単位以上を修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(文学)を授与している。

2-2) 英語英文学専攻

英語英文学専攻では、「英米文学、英語学及び英語圏文化を学ぶことを通して、英語運用能力と豊かな教養を有し、多様化した国際社会に対応できる人材を育成すること」を教育目標としている(根拠資料1-2 学則第3条の2 第2項)。

この教育目標に基づき、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、「1. 英語と英語圏の文学・歴史・文化、社会事情を幅広く理解し、グローバル時代における共存社会の諸問題に興味・関心を持ち、意見を述べることができる」「2. 「読む・書く・聞く・話す」の4技能のバランスのとれた英語力を実践的に運用し、異なる文化や思想を持った他者の考え方や視点に配慮してコミュニケーションすることができる」「3. 地域社会のグローバル化に興味・関心を持ち、その諸問題について主体的に考え、地域文化や経済、産業の振興に寄与することができる」の3つを挙げている(根拠資料1-5)。そして、2年以上在学し合計62単位以上を修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(文学)を授与している。

3) 生活科学科

3-1) 食物栄養専攻

食物栄養専攻では、「食物及び食生活についての幅広い科学的知識と専門的知識の習得を通して、健康の維持増進のための実践的能力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること」を教育目標としている(根拠資料1-2 学則第3条の2 第2項)。

この教育目標に基づき、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、「1. 栄養士として、食物及び食生活についての幅広い専門的知識を身につけ活用できる」「2. 専門的知識を活用して、人々の健康を維持増進するための支援ができる」「3. 協調性やコミュニケーション能力を身につけ地域社会に貢献できる」の3つを挙げている(根拠資料1-5)。そして、2年以上在学し、合計62単位以上を習得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(生活科学)を授与している。

3-2) 生活科学専攻

生活科学専攻では、「衣及び住を中心とする生活全般に関わる専門知識の習得を通して、生活に関わる事象を科学的に分析・理解する能力及び質の高い生活環境をデザインする能力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること」を教育目標としている(根拠資料1-2 学則第3条の2 第2項)。

この教育目標に基づき、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、「1. 身の回りにある事象全般に興味を持ち、生活を豊かにするデザイン力を実践できる」「2. 地域の歴史や環境に根ざした住居や建築物をデザインできる」「3. 社会環境に調和し、身体に適した

衣生活を実践できる」の3つを挙げている(根拠資料 1-5)。そして、2年以上在学し、合計 62 単位以上を習得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(生活科学)を授与している。

4) 商経学科

4-1) 経済専攻

経済専攻では、「経済・社会の理論を学び、地域社会及び産業の分析を通して、地域の課題を発見する能力、課題解決の意欲と能力を有し、地域経済の発展に寄与できる人材を育成すること」を教育目標としている(根拠資料 1-2 学則第3条の2 第2項)。

この教育目標に基づき、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、「1. 地域経済から国際経済・法学まで幅広く学び、身近な生活を地域社会やグローバル社会と結びつけて考えることができる」「2. 地域社会の動きを把握し、同時に産業の分析ができる」「3. 地域の課題を発見し、課題解決のための方策を考え出すことができ、最終的には地域社会に貢献できる」の3つを挙げている(根拠資料 1-5)。そして、2年以上在学し合計 62 単位以上を修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(商経学)を授与している。

4-2) 経営情報専攻

経営情報専攻においては、「経営及び組織の理論を学び、会計・情報処理の技能習得を通して、ビジネスを企画・管理する意欲と能力を有し、地域産業の発展に寄与できる人材を育成すること」を教育目標としている(根拠資料 1-2 学則第3条の2 第2項)。

この教育目標に基づき、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、「1. 経営及び組織の理論、会計そして情報処理について学び、企業活動などを分析することができる」「2. 経営の知識とITや会計の技能を駆使して、企画・管理・運営をおこなうことができる」「3. 会社や組織の社会的価値を向上させると同時に、積極的にそれらの組織に貢献できる」の3つを挙げている(根拠資料 1-5)。そして、2年以上在学し合計 62 単位以上を修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(商経学)を授与している。

5) 第二部商経学科

第二部商経学科においては、「広く世界、日本、地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し、情報処理の技法習得を通して、柔軟な思考力と企画力、そして豊かな人間関係の構築力を有し、地域活性化のために活躍できる人材を育成すること」を教育目標としている(根拠資料 1-2 学則第3条の2 第2項)。

この教育目標に基づき、「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、「1. 経済学、法学、地域経済、国際経済、経営、会計、情報処理など幅広い分野について勉強し、地域社会の状況を把握し、地域の問題を把握できる」「2. 多様な年齢層とバックグラウンドをもつ学生の学びの場を活かして、豊かな人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけることができる」「3. 地域活性化、もしくはすでに働いている場で即戦力として貢献

できる」の3つを挙げている(根拠資料 1-5)。そして、3年以上在学し合計 62 単位以上を修得した学生を、上記能力を備えた者とし、短期大学士(商経学)を授与している。

4.1.2 点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・ 教育課程の体系、教育内容
- ・ 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点②：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1) 大学全体

本学では、全学共通の教育課程の編成・実施方針は策定していないが、学則に定める短大の教育目的及び、文学科日本語日本文学専攻、同英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同生活科学専攻、商経学科経済専攻、同経営情報専攻、第二部商経学科の教育研究上の目標とディプロマ・ポリシーに基づき各学科専攻の教育課程編成方針(以下「カリキュラム・ポリシー」という)を定めるとともに、各学科専攻共通の教養科目のカリキュラム・ポリシー、文学科日本語日本文学専攻、同英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同生活科学専攻の4専攻に共通する教職科目のカリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーも各学科が作成した原案(「教養科目」と「教職科目」については教務委員会作成の原案)を教務委員会で検討し、教授会での審議を経て学長が決定している。これらは県立短期大学のホームページ「情報の公表・公開」(根拠資料 2-9)のほか、規程集、学生便覧にも掲載し公表している(根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針、根拠資料 1-8 令和5年度学生便覧 pp.16-20)。

2) 文学科

2-1) 日本語日本文学専攻

を

「専門基礎科目」では、大学の教育カリキュラムにスムーズに移行するためのリテラシー教育、専門分野を学ぶために必要な基礎的能力と知識の習得を行うことを目的としている。

「日本語学科目」では、日本語および言語について、専門的知識や思考力を養うとともに、言語によって事実を正確に示して的確に意見を伝える表現力を養うことを目的とし、日本語学、言語学、日本語教育学、日本語表現について、基礎から専門へと体系的に学ぶ科目を配置している。

「日本文学「古典」科目」では、対象を日本の古典文学とし、「日本文学「近代」科目」では、対象を近世、近代から現代の日本文学としている。それぞれ文献講読を重視して基礎から専門へと体系的に学ぶ科目を配置することで、日本文学の知識を得ると共に、作品を精

読して「読む」能力を向上させ、文学的感性を養い、発表と討議を通して読解力、表現力を向上させることを目的としている。

「地域文学・中国文学科目」では、鹿児島県地域文学を学ぶ科目、及び、中国文学について基礎から専門へと体系的に学ぶ科目を配置し、地域文学・文化、中国の文学・文化・歴史を多角的な視野で学ぶことで、異文化理解を促す柔軟な思考力を養うことを目的としている。

「卒業研究」では、各自が設定するテーマについて、専門領域の教員の指導のもと、短期大学の学修の集大成として卒業研究を作成し、学生自らが課題を探究し、その解決に向けて必要な情報を収集・整理して論理的に結論を導き出すことを目標とし、総合的な課題探究・解決能力を培うことを目的としている（[根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#)）。

2-2) 英語英文学専攻

英語英文学専攻の教育課程は、教育目標およびディプロマ・ポリシーに基づき、「専門基礎科目」、「コミュニケーション科目」、「英語学科目」、「英米文学科目」、「比較文化科目」、「演習科目」を配置している。

「専門基礎科目」は「English Skills A」、「English Skills B」、「English Skills C」で構成されている。

「コミュニケーション科目」は、コミュニケーションの理論と実践について体系的に習得することをねらいとした科目を配置している。これと並行して、「読む・書く・聞く・話す」の4技能のバランスがとれた実践的な英語コミュニケーション力を総合的に向上させることを目的とした「オーラルコミュニケーション」と「英語表現法」を配置している。

「英語学科目」は、英語学の諸分野について基礎的な知識を体系的に習得させる科目を配置している。英語という言語を分析する力を養うことをとおして英語に対する理解を深め、より正確な英語コミュニケーションができるようになるための素地を作ることが目的である。

「英米文学科目」は、英米文学の背景と作品を学んで基礎的な知識を習得させる科目を配置している。作品の精読と速読をとおして「読む」能力を向上させ、同時に作品に潜む問題点を考えさせて自らの意見を発信させる思考力を培うことを目的としている。

「比較文化科目」は、英語圏の文化・文学・歴史を多角的な視野で学ぶ科目を配置し、異文化理解を促す柔軟な思考力を養うことを目標としている。比較文化学的視点から社会を読み解く方法を習得することで、多様な文化の中にいる自己を認識し、地域の問題をグローバルな視点で理解できる国際人としての素養を育むことを目的としている。

「卒業研究」は、学生が各自設定するテーマについて専門領域の教員の指導のもと、短期大学の学修の集大成として卒業研究を作成し、情報収集や分析手法、問題提起、論理構築、課題探究力などの総合的なアカデミックスキルを培うことを目的としている（[根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#)）。

3) 生活科学科

3-1) 食物栄養専攻

食物栄養専攻の教育課程は、教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づき、生活科学科に共通のものとして「学科共通科目」を設置し、栄養士としての基礎知識を身につけ、実践力の習得を目指すために「専門科目（基礎科目・応用科目）」を設置している。「学科共通科目」は、生活科学科の教育理念を具体化するために食物栄養専攻と生活科学専攻と共通して学ぶべき生活学基礎科目と専門導入科目である。

「専門科目」は、食物及び食生活についての幅広い科学的知識と専門的知識の習得を通して、健康の維持増進のための実践的能力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成することを目的とし、栄養士免許を取得するために必要な科目で構成されており、内容によって「基礎科目」と「応用科目」に分けている。

「基礎科目」では、各種食品の特徴・成分などを学ぶ「食品学」、食の安全を担保し調理系科目の基礎ともなる「食品衛生学」、体内に入った食物の消化・吸収・代謝を学ぶ「栄養学」、食品の特徴や栄養を活かす「調理学」について、科学的かつ実践的に学び、食と栄養に関する基礎的科目を講義と実験・実習を通して学ぶこととしている。

「応用科目」では、人々に適切な食事を提供するための給食管理、健康の維持・増進を目指す栄養指導論などの科目や給食管理実習（学校・社会福祉施設）・臨床栄養学実習（病院）など、学内・学外での多様な実習を通して、実践力・応用力などを培うこととしている。

なお、本学は栄養士養成施設であり、教育課程の編成にあたり、栄養士免許施行規則に定める基準に合致させている（[根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#)）。

3-2) 生活科学専攻

生活科学専攻の教育課程は、教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づき、生活科学科に共通のものとして「学科共通科目」を設置し、生活科学専攻に関する5つの系列の「専攻専門科目」を設置している。

「学科共通科目」は、生活科学科の教育理念を具体化するために食物栄養専攻と生活科学専攻と共通して学ぶべき生活学基礎科目と専門導入科目である。

「専攻専門科目」は講義や実習、演習を通じ、実践的な少人数教育により、主体的に取り組む力を伸ばすことを目的としている。そのために、デザイン系列に繋がり、生活科学専攻の教育目標や体系が理解できるような基礎科目を配置した専門基礎系列と、デザイン力の獲得を目指した4つのデザイン系列（A）ライフデザイン系、（B）ファッションデザイン系、（C）ビジュアルデザイン系、（D）建築デザイン系を設置している。

また、（A）～（D）の4つのデザイン系ではゼミ形式で行う「卒業研究」（建築デザイン系では「設計製図Ⅳ」がこれに相当する場合がある）を開設し、志望する専門分野や課題を選択して研究を進め、2年間の専門教育を完成させる（[根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#)）。

4) 商経学科

商経学科では、各専攻の教育目標及びディプロマ・ポリシーに基づく人材育成を確実にするために、経済専攻と経営情報専攻共通の「専門基礎科目」を設けている。この専門基礎科目は、経済学や経営学を学ぶ上で必須となる(1)基礎理論、及び現代社会に必須の能力である(2)情報基礎の2つの系列からなり、これらの基礎科目を学ぶことにより、それぞれの専門分野へと進んでいける力を養う。

4-1) 経済専攻

経済専攻の教育課程は、身近な生活を地域やグローバルな社会と結びつけて考える力を養うことを目的にしている。そのために、専門基礎科目を土台にして、社会科学のいくつかの分野の理論を中心に据え、国際社会についての理解を深めつつ、地域社会の課題解決に寄与する方策を学ぶための「専攻専門科目」を設けている。この専門科目は、(1)経済理論、(2)国際環境、(3)地域政策の3つの系列と、(4)演習・実習系列からなっている。

(1)～(3)の3つの系列は横断的な履修が可能であり、そこで身に着けた学力を自分自身の力で統合し応用していく場が(4)の演習科目で、少人数による実践的指導を行っている。1年前期の「基礎演習」では、大学の導入教育として、情報収集や報告の仕方、レポートの書き方やディベートのやり方を学ぶ。1年後期の「演習Ⅰ」、2年前期の「演習Ⅱ」では、自分が選択した教員の専門研究領域に応じたテーマの研究を通して、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力などを培う。2年後期の「卒業研究」では、履修の集大成として、各自が選択したテーマに基づいて、卒業論文を執筆する([根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#))。

4-2) 経営情報専攻

経営情報専攻の教育課程は、地域のビジネスを広く支える人材の育成を目指すことを目的にしている。経営の知識とITや会計の技能を駆使して、企画、管理、運営を行う意欲と能力を持ち、地域社会に貢献できるようにするために、経営や会計に関する理論を中心に据え、様々な情報を分析し、情報を活用する方策を学べる「専攻専門科目」を設けている。この専門科目は、(1)経営理論、(2)情報分析、(3)情報活用の3つの系列と、(4)演習・実習からなっている。

(1)～(3)の3つの系列は横断的な履修が可能であり、そこで身に着けた学力を自分自身の力で統合し応用していく場が(4)の演習科目で、少人数による実践的指導を行っている。1年前期の「基礎演習」では、大学の導入教育として、情報収集や報告の仕方、レポートの書き方やディベートのやり方を学ぶ。1年後期の「演習Ⅰ」、2年前期の「演習Ⅱ」では、自分が選択した教員の専門研究領域に応じたテーマの研究を通して、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力などを培う。2年後期の「卒業研究」では、履修の集大成として、各自が選択したテーマに基づいて、卒業論文を執筆する([根拠資料 1-6](#))。

鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針)。

5) 第二部商経学科

第二部商経学科の教育課程は、教育目標およびディプロマ・ポリシーに基づき「専門基礎科目」「専門応用科目」を設置している。

「専門基礎科目」は、経済学や経営学を学ぶ上で必須となる(1)基礎理論、及び現代社会に必須の能力である(2)情報基礎の2つの系列からなり、これらの基礎科目を学ぶことにより、それぞれの専門分野へと進んでいける力を養う。

第二部商経学科では、多様な学生の要望に応えるために、第一部の経済専攻及び経営情報専攻よりも幅広いカリキュラムが用意されている。「専門応用科目」は、経済学、経営学、会計学に関する理論を中心に据え、地域社会と国際社会についての理解を深め、情報を分析し、そして活用できるように、(1)経済理論、(2)地域と国際、(3)経営理論、(4)情報分析・活用の4つの系列と、(5)演習・実習からなっている。4つの系列は横断的に履修することが可能であり、こうした幅広い科目を準備することで、社会人学生の幅広いニーズに応えられるようにしている。

また第一部商経学科と同様に、(5)演習科目は、少人数による実践的指導を行っている。1年前期の「基礎演習」では、大学の導入教育として、情報収集や報告の仕方、レポートの書き方やディベートのやり方を学ぶ。2年後期から始まる「演習Ⅰ」、3年前期の「演習Ⅱ」では、自分が選択した教員の専門研究領域に応じたテーマの研究を通して、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力などを培う。3年後期の「卒業研究」では、履修の集大成として、各自が選択したテーマに基づいて、卒業論文を執筆する(根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針)。

4.1.3 点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設計、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点①：各学科・専攻科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・ 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・ 授業期間の適切な設定
- ・ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・ 個々の授業科目の内容及び方法
- ・ 授業科目の位置づけ(必修、選択等)
- ・ 短期大学士課程及び専攻科課程それぞれにふさわしい教育内容の設定(初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等)

評価の視点②：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1) 大学全体

本学では、学則に定める短大の教育目的及び、文学科日本語日本文学専攻、同英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同生活科学専攻、商経学科経済専攻、同経営情報専攻、第二部商経学科の教育研究上の目標とディプロマ・ポリシーに基づき各学科専攻の教育課程編成方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という）を定めるとともに、各学科専攻共通の教養科目のカリキュラム・ポリシー、文学科日本語日本文学専攻、同英語英文学専攻、生活科学科食物栄養専攻、同生活科学専攻の4専攻に共通する教職科目のカリキュラム・ポリシーを定めている。カリキュラム・ポリシーも各学科が作成した原案（「教養科目」と「教職科目」については教務委員会作成の原案）を教務委員会で検討し、教授会での審議を経て学長が決定している（[根拠資料 1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#)）。

なお、本学は新型コロナウイルス禍においても、令和2（2020）年2月から5月の政府による全国的な休講措置の期間以外は原則として対面授業で対応した。

したがって教育内容そのものについては大きな変更・工夫は行っていない。ただし、夏季休業期間中に行われる学外の病院実習のうち、緊急事態宣言に伴い中止になったものに関しては、学内での講義と実習に切り替えて対応した。

1-1) 教養科目

本学では、各学科の学芸の基礎となるよう、共通の「教養科目」のカリキュラム・ポリシーを作成し、それに基づき教養科目を編成している（[根拠資料1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#)）。

第一部においては、「人文」、「社会」、「自然」の3分野の科目によって社会の事象を明確に分け、地域における文化と世界の多様な文化との相互理解（グローバルとローカル性）を促進し、学際的な科目の学修を通して、現代の諸問題の課題探求、問題解決能力の向上に資するために「総合」分野の科目を設けている。また、ICTを含めた高いコミュニケーション・スキルを修得するための「情報科目」、外国語の運用能力を強化する「外国語科目」、スポーツに親しむことを通して、生涯にわたる健康維持と体力づくりに関心を持つための「スポーツ・健康科目」を開設している。

第二部においては「人文」、「社会」、「自然」、「総合」を一括して「教養一般」とするほかは、第一部と同様に構成している。

1-2) 教職科目

本学では学則に定める教育目的に基づく教職科目のカリキュラム・ポリシーを作成している（[根拠資料1-6 鹿児島県立短期大学の教育課程編成方針](#)）。文学科日本語日本文学専攻に中学校教諭（国語・二種）、同英語英文学専攻に中学校教諭（英語・二種）、生活科学科食物栄養専攻に栄養教諭（二種）、同生活科学専攻に中学校教諭（家庭・二種）のそれぞれ

普通教育職員免許状を授与する教職課程を設置しており、教育職員免許法の定めるところに従い、教職に関する科目並びに教科に関する科目を配置している。また、学校図書館司書教諭規程に従い、学校図書館司書教諭資格取得に関する科目を開設している。

2) 文学科

2-1) 日本語日本文学専攻

短期大学設置基準第5条及びカリキュラム・ポリシーに基づき、日本語日本文学専攻の教育課程は「専門基礎科目」、「日本語学科目」、「日本文学（古典）科目」、「日本文学（近代）科目」、「地域文学・中国文学科目」、「関連科目」、「卒業研究」で構成されている（[根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則別表](#)、[根拠資料 1-8 令和5年度学生便覧 pp.38-39 開設授業科目一覧](#)）。

「専門基礎科目」には導入教育の科目として位置づける「日本文学概論」など2科目を配置している。「日本語学科目」には日本語教育関連を含めて16科目を配置している。「日本文学（古典）科目」には9科目を配置している。「日本文学（近代）科目」には10科目を配置している。「地域文学・中国文学科目」には中国文学を中心に8科目を配置している。

これらの科目の中から、日本語日本文学専攻のディプロマ・ポリシーに掲げる、学生が身につけておくべき能力の基礎として、「日本語学概論」「日本語史」「日本文学史・古典Ⅰ，同Ⅱ」「日本文学史・近代Ⅰ，同Ⅱ」「中国文学史Ⅰ，同Ⅱ」8科目を必修科目とし、これらに加えて、「日本語学」「日本文学」「中国文学」の「講読」科目を選択必修科目として、専門的知識がバランス良く学べるように配慮している。一方で、1年後期から2年前・後期には「日本語学」「日本文学」「中国文学」でゼミ形式の「演習」科目を開設し、専門分野について深く学び、卒業論文の作成（卒業研究Ⅰ，同Ⅱ）が行えるようにしている。

「関連科目」としては、書道4科目のほか、英語英文学専攻の開設科目と司書教諭資格に関する科目から日本語日本文学専攻の目的に合致するもの5科目の計9科目を配置し、学生が学際的・統合的な学習を進められるようにしている。

卒業に必要な単位数は62単位としており、教養科目は17単位、専門科目は専攻専門30単位を必修としている。

ディプロマ・ポリシーでは「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、（1）日本、中国、郷土の文学・言語・文化、社会事情を幅広く理解し、グローバル時代における共存社会の諸問題に興味・関心を持ち、意見を述べることができる、（2）日本語学、日本語教育学、日本文学、中国文学、地域文学について幅広く理解し、言語に対する知識と表現力を持ち、文学を広く深く解釈し鑑賞することができる、（3）他国の文学・文化に興味・関心を持ち、文化の多様性を理解して日本を相対的に捉え、地域社会に貢献することができる、の3点を挙げている（[根拠資料 1-5](#)）。

日本語日本文学専攻の授業科目は、このディプロマ・ポリシー（1）の能力のうち「幅広く理解し」に相当するカリキュラムとして、「日本文学概論」「日本語学概論」「日本語史」「日本文学史・古典Ⅰ，Ⅱ」「日本文学史・近代Ⅰ，Ⅱ」「中国文学史Ⅰ，Ⅱ」などの講義科

目及び教養科目の「中国語Ⅰ～Ⅳ」を開設しており、「興味・関心を持ち、意見を述べることができる」に相当するカリキュラムとして「日本語表現法」「日本語表現法演習」を開設している。「演習」における発表、討論もこの能力の養成に関わっている。

(2)の能力を身につけるためのカリキュラムとしては、演習形式による「講読」及び「演習」を配置している。

(3)の能力を身につけるためのカリキュラムとしては、「中国文学」関係の科目や教養科目の「異文化コミュニケーション」のほか、関連科目となっている英語英文学専攻開設科目などがある。

2-2) 英語英文学専攻

英語英文学専攻では、本学の基本方針、鹿児島県立短期大学の設置及び管理に関する条例、及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を明示し、この方針を踏まえ、必要となる授業科目を開設している（[根拠資料 1-5, 1-6](#)）。開設状況については、講義計画書に詳細を記載している。

現行のカリキュラムは豊かな教養と職業又は实际生活に必要な能力を有し、課題探求解決能力を備えた人材を着実に地域社会に送り出せるように、幅広い教養科目に加えて、専門的科目を入学時から2年間通して学ぶ編成となっている。

専門的科目は、専門的な知識を身に付け、それに伴う技能を高めるとともに、専門的な知見を基にしての、新たな課題発見・課題解決の能力の育成を目指して編成している。具体的には、「専門基礎科目」「コミュニケーション科目」「英語学科科目」「英米文学科目」「比較文化科目」「関連科目」「演習科目」で構成されている（[根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則別表](#)、[根拠資料 1-8 令和5年度学生便覧 pp.40-50 開設授業科目等一覧](#)）。

「専門基礎科目」は、大学で必要な学習技術として、英文読解を通して基礎的な英語力を養成するために行うこととしている。

「コミュニケーション科目」(10科目)、「英語学科科目」(5科目)、「英米文学科目」(7科目)、「比較文化科目」(4科目)はそれぞれの分野について基礎的な理論・知識を体系的に習得することとしている。「コミュニケーション科目」では、さらに「読む・書く・聞く・話す」の4技能のバランスがとれた英語コミュニケーション力を総合的に向上させるため、少人数教育を行うこととしている。「関連科目」(10科目)では、主に他学科・他専攻の科目で英語英文学専攻の目的に合致するものが配置され、学生が学際的・統合的な学習を進められるようにしている。

以上の専門基礎教育に積み重ねるように、短期大学の学修の集大成として卒業研究を作成するために「演習科目」が3科目開設されている。

授業科目の履修時期については、「専門基礎科目」と「コミュニケーション科目」「英語学科科目」「英米文学科目」「比較文化科目」の科目のうち、基礎的なものを1年次前期に配置している。その後1年次後期から2年次後期にかけて「コミュニケーション科目」「英語学科科目」「英米文学科目」「比較文化科目」の各分野について段階を追った学修が可能なように科

目を配置している。「関連科目」は1年次前期から開設されている。「卒業研究」は2年次後期に開設されている。

ディプロマ・ポリシーでは「学生が卒業までに身につけるべき能力」として（１）英語と英語圏の文学・歴史・文化，社会事情を幅広く理解し，グローバル時代における共存社会の諸問題に興味・関心を持ち，意見を述べることができる，（２）「読む・書く・聞く・話す」の４技能のバランスのとれた英語力を実践的に運用し，異なる文化や思想を持った他者の考え方や支店に配慮してコミュニケーションすることができる，（３）地域社会のグローバル化に興味・関心を持ち，その諸問題について主体的に考え，地域文化や経済，産業の新考に寄与することができる，の３点を挙げている（[根拠資料 1-5](#)）。

英語英文学専攻の授業科目は，（１）の能力を身につけるためのカリキュラムとして「英語学科科目」「英米文学科科目」「比較文科科目」を開設している。

（２）の能力を身につけるためのカリキュラムとしては「コミュニケーション科目」を開設している。

（３）の能力を身につけるためのカリキュラムとしては，日本文学専攻や商経学科との共通科目を含む「関連科目」を開設している。

3) 生活科学科

3-1) 食物栄養専攻

食物栄養専攻の教育課程の編成・実施方針が短期大学設置基準第5条及び本学のカリキュラム・ポリシーに基づいていることは，上述した通りである。

ディプロマ・ポリシーの「学生が卒業までに身につけるべき能力」として，（１）栄養士として，食物及び食生活についての幅広い専門的知識を身につけ活用できる，（２）専門的知識を活用して，人々の健康を維持増進するための支援ができる，（３）協調性やコミュニケーション能力を身につけ地域社会に貢献できる，の３点を挙げている（[根拠資料 1-5](#)）。

（１）の能力を身につけるためのカリキュラムでは，各種食品の特徴・成分などの食べ物に関する「食品学」，食の安全を担保し調理系科目の基礎ともなる「食品衛生学」，体内に入った食物の消化・吸収・代謝についての「栄養学総論」，食品の特徴や栄養を活かす「調理学」について科学的かつ実践的に学び，食と栄養に関する講義と実験・実習を通した基礎的科目が配置されている。

（２）の能力を身につけるためのカリキュラムでは，人々に適切な食事を提供するための「給食管理」，健康の維持増進を目指す「栄養指導論」などの科目やライフステージや病態に沿った「栄養学各論」，特定施設の管理・運営など「給食管理」の講義や実習を通して，栄養士業務に関わる知識と技術を高める応用科目が設置されている。

（３）の能力については，学内での実験や実習，学外での「給食管理実習（学校・社会福祉施設）」「臨床栄養学実習（病院）」を通して，将来にわたる知識とスキルを積み上げていくことができる能力，現場のニーズと社会の変化に柔軟に対応できる能力，科学的な思考や分析に基づいた問題解決能力を培うことを通じて創造力を育み，総合力を高めることが

できる（[根拠資料1-8 令和5年度学生便覧pp.42-43開設授業科目一覧](#)）。

3-2) 生活科学専攻

生活科学専攻の教育課程の編成・実施方針が短期大学設置基準第5条及びカリキュラム・ポリシーに基づいていることは、上述した通りである。

ディプロマ・ポリシーの「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、生活科学専攻では、(1)身の回りにある事象全般に興味を持ち、生活を豊かにするデザイン力を実践できる、(2)地域の歴史や環境に根ざした住居や建築物をデザインできる、(3)社会環境に調和し、身体に適した衣生活を実践できる、の3点を挙げている（[根拠資料1-5](#)）。これらの能力を身につけるためのカリキュラムは、「専門基礎系」と4つの「デザイン系」からなっている。

(1)の能力を身につけるためのカリキュラムは、身の回りの事象への興味を高めるための専門基礎系「生活化学」「衣生活学」「色彩学」「ビジュアルデザイン論Ⅰ」などの基礎科目や、デザイン力を高めるためのビジュアルデザイン系の「ビジュアルデザイン基礎Ⅰ、Ⅱ」「ビジュアルデザイン論Ⅱ」「ビジュアルデザインⅠ、Ⅱ」から成っている。

(2)の能力を身につけるためのカリキュラムは、主に建築デザイン系の「住居史」や「建築史」、「住生活学」や「住居環境学」「設計製図」「空間デザイン」などから構成され、二級建築士・木造建築士受験資格に対応した講義、演習、実習を配置している。

(3)の能力を身につけるためのカリキュラムは、専門基礎系科目の「生活科学概論」「人間関係論」やライフデザイン系の「服飾文化史」であり、これらにより社会環境について学び、さらに、専門基礎系の「色彩学」「衣生活学」「ファッション造形基礎」やファッションデザイン系の「ファッションデザイン論」「ファッション造形Ⅰ・Ⅱ」「ファッションビジネス」で衣生活の実践を学ぶ（[根拠資料1-8 令和5年度学生便覧 pp.44-45 開設授業科目一覧](#)）。

4) 商経学科

経済専攻、経営情報専攻の教育課程は、短期大学設置基準第5条及びカリキュラム・ポリシーに基づき、「専門基礎科目」と「専攻専門科目」という科目区分から構成されている（[根拠資料1-2 鹿児島県立短期大学学則別表](#)、[根拠資料1-8 令和5年度学生便覧 pp.46-49 開設授業科目等一覧](#)）。

両専攻に共通の、「専門基礎科目」は、特に経済学と経営学を学ぶ上で必須となる(1)基礎理論と、現代社会に必須の能力である(2)情報基礎について学ぶ。(1)基礎理論の具体的な科目としては、必修科目の「経済学」「経営学総論」の他、「現代社会論」「金融論」「経済政策」「会計学総論」「社会政策」「民法」「行政法」「産業心理学」など14の選択科目を開設している。いずれの科目も、短期大学設置基準第5条第2項にある「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための導入部分を提供することを目的としたものである。特に、「会計学総論」は、体系的な履修を促すために、平成30年度に

専門基礎科目の中に新設された科目である。

4-1) 経済専攻

経済専攻の「専攻専門科目」は、身近な生活を地域社会やグローバル社会と結びつけて考える力を養うことを目的としている。そのために、社会科学のいくつかの分野の理論を中心に据え、国際社会についての理解を深めつつ、地域社会の課題解決に寄与するための方策を学べるように4つの系列、(A)経済理論、(B)国際環境、(C)地域政策、(D)演習・実習に分けている。(A)経済理論の具体的な科目としては「日本経済論」「財政学」などの9科目を、(B)国際環境については、「国際経済論」「国際関係論」など9科目を、(C)地域政策としては「地域経済論」「地域産業政策」などの10科目を開設している。(D)演習科目では、上述した「専門基礎科目」「専門科目」のA～Cをもとに、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力などを培うために少人数による実践的指導を行っている。

卒業に必要な単位数は62単位としており、教養科目は17単位、専門基礎科目の必修単位は4単位(経済学及び経営学総論)、専攻専門科目は8単位で、1年次の演習科目2科目4単位、2年次の演習科目2科目4単位を必修としている(資料4-1 商経学科受講登録の手引き)。

さらに、ディプロマ・ポリシーの「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、経済専攻では、(1)地域経済から国際経済・法学まで幅広く学び、身近な生活を地域社会やグローバル社会と結びつけて考えることができる、(2)地域社会の動きを把握し、同時に産業の分析ができる、(3)地域の課題を発見し、課題解決のための方策を考え出すことができ、最終的には地域社会に貢献できる、の3点を挙げている(根拠資料1-5)。

(1)の能力を身につけるためのカリキュラムは、全学共通の「教養科目」、経済専攻では「専門基礎科目」と「専攻専門科目」からなっている。地域経済については、主に「専攻専門科目」の地域政策群の科目を設定し、「地域経済論」「地方自治論」「地方財政論」などからなっている。国際経済などは、主に「専攻専門科目」の国際環境群の科目を設定し、「国際経済論」「国際立地論」「外国貿易論」「国際関係論」などの科目が配置されている。法学については、全学的な教養科目である「日本国憲法」「法学概論」、経済専攻の「専門基礎科目」の基礎理論群の科目中の「行政法」「民法」「商法」などが挙げられる。

(2)の能力を身につけるためのカリキュラムは、「専攻専門科目」の地域政策群の科目のなかの「地域産業政策」「地域経済論」「地域史」などがその中心になる。

(3)の能力については、主に演習科目で行う。各教員の専門性を踏まえ、地域の現状を把握し、問題の所在を明らかにし、その問題を解決するためにどのような方策が取られてきたかなどについて分析する。必要であればフィールドワークを行うほか、問題解決の処方箋を地域においてプレゼンテーションする場合もある。

こうした専門的な内容を学ぶための導入部分として経済専攻では、「基礎科目」を設置している。「経済学」「経営学総論」などの必修科目や、「PCデータ活用」「応用文書処理」な

どの「情報基礎」などの科目を設置している。

ディプロマ・ポリシーで掲げているような人材を育成するためには、大学の研究者以外にも地域で活動する人々、企業で活躍する人々にも講義を行ってもらうことが必須である。

「経済学特講Ⅱ」はグローバル展開する日本企業で商品開発やマーケティングの実務を担当している外部講師を招き、講義を行っている。「国際経済特講」は、地元金融機関で鹿児島の企業の輸出促進事業に携わっている外部講師が講義を行っている。カリキュラム・ポリシーに基づいて、これらの講義を開設することも重要であると考えている。

また、最近では、論文作成におけるいわゆる「コピペ」などの著作権を侵害したり、インターネット上で他人の権利を侵害するような情報を発信したりする事件が起きている。1年前期の「基礎演習」などで、高等教育機関で学ぶうえで必要な倫理性、ICTを活用する上で守らなければならないルールなどを教育している。

4-2) 経営情報専攻

経営情報専攻の「専攻専門科目」は、地域のビジネスを広く支える人材の育成をめざすことを目的としている。経営の知識とITや会計の技能を駆使して、企画、管理、運営を行う意欲と能力をもち地域社会に貢献できるようにするために、経営や会計に関する理論を中心に据え、さまざまな情報を分析し、情報を活用する方策を学ぶように4つの系列、(A) 経営理論、(B) 情報分析、(C) 情報活用、(D) 演習・実習に分けている。(A) 経営理論の具体的な科目としては「経営管理論」「経営組織論」「労務管理論」「簿記論Ⅱ」「国際経営論」などの9科目を、(B) 情報分析については、「情報管理論」「比較経営論」「財務会計論」「マーケティング論」など8科目を、(C) 情報活用としては「応用データ活用」「プログラミング」「簿記論Ⅲ」などの科目5科目を開設している。(D) 演習科目では、上述した「専門基礎科目」「専攻専門科目」のA～Cをもとに、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力などを培うために少人数による実践的指導を行っている。

卒業に必要な単位数は62単位としており、教養科目は17単位、専門基礎の必修単位は4単位（経済学及び経営学総論）、専攻専門は8単位で、1年次の演習科目2科目4単位、2年次の演習科目2科目4単位を必修としている。会計と情報関係科目など積み上げが必要な科目については、分野ごとに履修すべき科目の順番を履修登録等で明示している（[根拠資料 4-1 商経学科受講登録の手引き](#)）。

さらに、ディプロマ・ポリシーの「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、経営情報専攻では、(1) 経営及び組織の理論、会計そして情報処理について学び、企業活動などを分析することができる、(2) 経営の知識とITや会計の技能を駆使して、企画・管理・運営を行うことができる、(3) 会社や組織の社会的価値を向上させると同時に、積極的にそれらの組織に貢献できる、の3点を挙げている（[根拠資料 1-5](#)）。

(1) で必要とされる能力は主に分析能力であり、(2) の能力はまさに短期大学設置基準第5条第2項（職業又は实际生活に必要な能力を育成する）が求める能力であるといえる。

経営に関しては、経営情報専攻の「専攻専門科目」の経営理論群の「経営管理論」「経営組織論」「労務管理論」「国際経営論」などの科目が該当する。実際の企業家を講師に迎える「経営学特講Ⅰ」という科目もある。会計に関しては、「専攻専門科目」の経営理論群の「管理会計論」「原価計算」「簿記論Ⅱ」や、「専攻専門科目」の情報分析群の「会計情報論」「財務会計論」が該当する科目である。情報に関しては、「専攻専門科目」の情報活用群のなかに「経営工学」「応用データ活用」などの科目を開設している。

こうした専門的な内容を学ぶための導入部分として経営情報専攻では、「基礎科目」を設置している。「経済学」「経営学総論」などの必修科目や、「PCデータ活用」「応用文書処理」などの「情報基礎」などの科目を設置している。

(3) の能力については、主に演習科目で行う。各教員の専門性を踏まえ、個別具体的な企業活動などを題材として取り上げ、分析することを通して、会社や組織の社会的価値を向上させるため課題や問題解決の処方箋などについて考察している。必要であればフィールドワークなども行っている。

ディプロマ・ポリシーで掲げているような人材を育成するためには、大学の研究者以外にも地域で活動する人々、企業で活躍する人々にも講義を行ってもらうことが必須である。

「経営学特講Ⅰ」は鹿児島で中小企業を経営している外部講師を招いて講義を行っている。カリキュラム・ポリシーに基づいて、こうした講義を開設することも重要であると考えている。

また、最近では、論文作成におけるいわゆる「コピペ」などの著作権を侵害したり、インターネット上で他人の権利を侵害したりするような情報を発信する事件が起きている。1年前期の「基礎演習」などで、高等教育機関で学ぶうえで必要な倫理性、ICTを活用する上で守らなければならないルールなどを教育している。

5) 第二部商経学科

短期大学設置基準第5条及び本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、第二部商経学科の教育課程は「専門基礎科目」と「専門応用科目」という科目区分から構成されている（[根拠資料1-2 鹿児島県立短期大学学則別表](#)、[根拠資料1-8 令和5年度学生便覧pp.51-52開設授業科目等一覧](#)）。

「専門基礎科目」は、特に経済学と経営学を学ぶ上で必須となる(1)基礎理論と、現代社会に必須の能力である(2)情報基礎について学ぶ。(1)基礎理論の具体的な科目としては、「経済学」「経営学総論」「会計学総論」のほか、「現代社会論」「金融論」「経済政策」「社会政策」「民法」「商法」「行政法」「産業心理学」など17の選択科目を開設している。いずれの科目も、短期大学設置基準第5条第2項にある「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための導入部分を提供することを目的としたものである。特に、「会計学総論」は、体系的な履修を促すために、平成30年度に専門基礎科目の中に新設された科目である。また、第一部商経学科と同様に(2)情報基礎として「PCデータ活用」「応用文書処理」等の科目を開設している。

「専門応用科目」は、経済学、経営学、会計学に関する理論を中心に据え、地域社会と国際社会についての理解を深め、情報を分析し、そして活用できるように5つの系列を用意している。それらは、(A) 経済理論、(B) 地域と国際、(C) 経営理論、(D) 情報分析・活用、(E) 演習・実習である。こうした幅広い科目を準備することで、社会人学生の幅広いニーズにも応えられるようにしている。(A) 経済理論の具体的な科目としては「日本経済論」「財政学」「ファイナンス論」などの6科目を、(B) 地域と国際については、「地域経済論」「地方財政論」「国際経済論」「国際関係論」「労働法」「地方自治法」など18科目を、(C) 経営理論としては「経営管理論」「経営組織論」「労務管理論」「原価計算」など8科目を、(D) 情報分析・活用としては「情報管理論」「会計情報論」「経営戦略論」「経営工学」「プログラミング」「財務会計論」「マーケティング論」などの12科目を開設している。(E) 演習科目では、上述した「専門基礎科目」「専門応用科目」のA～Dをもとに、問題解決能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力などを培うために少人数による実践的指導を行っている。

卒業に必要な単位数は62単位としており、教養科目は14単位、専門科目の中の専門応用科目は8単位で、1年次の演習科目1科目2単位、2年次の演習科目1科目2単位、3年時の演習科目2科目4単位を必修としている。会計と情報関係科目など積み上げが必要な科目については、分野ごとに履修すべき科目の順序を履修登録等で明示している([根拠資料 4-1 商経学科受講登録の手引き](#))。

さらに、ディプロマ・ポリシーの「学生が卒業までに身につけるべき能力」として、第二部商経学科では(1) 経済学、法学、地域経済、国際経済、経営、会計、情報処理など幅広い分野について学び、地域社会の状況を把握し、地域の問題を把握できる、(2) 多様な年齢層とバックグラウンドをもつ学生の学びの場を活かして、豊かな人間関係を構築できるコミュニケーション能力を身につけることができる、(3) 地域活性化、もしくはすでに働いている場で即戦力として貢献できる、の3点を挙げている([根拠資料 1-5](#))。夜間に開講される学科のために、社会人学生や学び直しの学生などのために多様な科目を設置する必要がある。

(1) については、第二部商経学科では多様なニーズに応えるため、卒業後に即戦力として活躍できることを目指すために、昼間の第一部商経学科よりも包括的なカリキュラムを組んでいる。「専門応用科目」として、「日本経済論」「財政学」「経済学史」などの理論を学ぶ経済理論群、「地域経済論」「地域産業政策」「国際経済論」「アジア経済論」などのグローバルな視点をもつための地域と国際群、組織の管理・運営のための「経営管理論」「経営組織論」「管理会計論」などの経営理論群、そしてICT活用のための「プログラミング」「財務会計論」などの情報分析・活用群である。

(2) と (3) の能力については、主に演習科目で行う。演習科目では、教員や学生間との双方向性を重視した内容とすることで、コミュニケーション能力の向上を目指している。また、各教員の専門性を踏まえ、地域の課題やその問題を解決する方策について考えたり、個別具体的な企業活動などを題材として取り上げ分析したりすることで、地域や職場でより

貢献できる能力を持つ人材を育成している。

また、最近では、論文作成におけるいわゆる「コピペ」などの著作権を侵害したり、インターネット上で他人の権利を侵害したりするような情報を発信する事件が起きている。1年前期の「基礎演習」などで、高等教育機関で学ぶうえで必要な倫理性、ICTを活用する上で守らなければならないルールなどを教育している。

4.1.4 点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点①：各学科・専攻科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・ 単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・ 授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・ 学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・ 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・ 授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・ 各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

1) 大学全体

本学の授業科目は、講義科目、演習科目、実習科目に分かれている。それぞれの単位数は学則第 23 条に定めるとおりである。講義科目は 15 時間の授業を以て 1 単位としており、現在、半期 30 時間 2 単位を標準としている。演習科目は 30 時間を以て 1 単位としており、半期 30 時間 1 単位を標準としている。実習科目は 45 時間の授業を以て 1 単位としており、半期 45 時間 1 単位を標準としている。ただし、学長が別に定める科目については、演習科目（商経学科の演習科目等）では 15 時間を以て 1 単位とし、実習科目では 30 時間～45 時間までの範囲内で 1 単位としている（[根拠資料 1-2 学則第 23 条](#)）。また、学生の興味関心に応じてより幅広い分野の学修ができるように、他学科他専攻の科目を教養科目として履修できる開放科目制度を設けているほか、鹿児島県内の四年制大学、短期大学および高等専門学校との間で授業交流（単位互換）協定を結び、他大学等の授業を履修したい学生は単位互換履修生の手続きを行い、各学科がそれぞれの開設科目に読み替えられると認定した科目については本学の卒業所要単位として、それ以外は自由選択科目として 30 単位を上限に認定する単位互換を実施している（[根拠資料 4-2 鹿児島県立短期大学履修規程第 4 条](#)、[根拠資料 4-3 鹿児島県立短期大学学生の他短期大学等の授業交流科目履修に関する規程](#)、[根拠資料 4-4 授業交流制度による習得単位の認定に関する規則](#)）。

なお、短期大学設置基準第 13 条の 2 に基づき、本学第一部の各学科では履修科目の登録

の上限を半期あたり 25 単位までとし、単位の実質化を図っている。第二部商経学科においては、履修可能な授業は時間割上、週に 9 コマまでとなり、半期あたり 18 単位が履修の上限となることにより、単位の実質化を図っている（[根拠資料 4-2 鹿児島県立短期大学履修規程第 3 条の 2](#)）。

なお、教職課程における教員免許状取得に係る教職に関する科目、司書教諭資格取得に関する科目、二級建築士・木造建築士資格指定科目等は履修科目の登録単位数の上限には含まれていない。これらのうち、教職に関する科目は卒業要件の単位数に含めておらず、令和 5 年度卒業者のうち、教職課程履修者の最高取得単位は文学科日本語日本文学専攻で 107 単位、英語英文学専攻で 110 単位、生活科学科食物栄養専攻で 109 単位、生活科学専攻で 100 単位であり、平均すると各期の単位数の上限 25 単位からそれほど超過していない（[根拠資料 4-5 令和 5 年度卒業判定資料](#)）。超過する単位数も夏季休業期間・春季休業期間の集中講義で対応するなど開設時期を工夫することによって、単位の実質化を図っている。教員免許状を取得する学生は文学科で毎年 3 割から 5 割、生活科学科生活科学専攻で 1 割から 2 割である。二級建築士・木造建築士資格指定科目は生活科学専攻の建築デザイン系のゼミに所属する学生にとっては卒業要件の単位数に含まれるため単位数の上限以内で収まる者がほとんどだが、資格取得に必要な実務経験を 1 年短縮するためにはこれに加えて 9 単位が必要なため上限を超過することがある。その対象となる学生は毎年 1 割未満であり、超過単位数も 2～4 単位程度である。

これらのことを学生に周知するため、入学時に『学生便覧』を使って履修指導、履修登録説明のオリエンテーションを行っている。その後も、各学期の受講登録時に学科専攻の教務委員を中心にして、周知徹底を図っている（[根拠資料 1-8 令和 5 年度学生便覧 pp.27-33 履修の方法等](#)）。

学修支援の一環としてのオフィスアワーについては、専任教員が研究室にいるときは随時学生に対応している。学生対応を確実に行うことを目的に、年度当初に連絡可能なメールアドレスと面談可能な曜日・時間帯を各学科の教務委員でとりまとめ、一括して掲示し、学生に周知するという形で実施している。第二部においては、事前に教員とメールでアポイントメントを取ったり、授業時間の前後を利用したりするという形でオフィスアワーとして対応している。

本学のシラバスは、教務課と教務委員が中心となって作成の管理を行っている。各科目のシラバスは専任、非常勤を問わず開講科目全ての科目担当者が作成している。項目は「授業科目名」「担当者」「履修年次」「開講学期」「単位数」「必修/選択」「授業形態」「授業のテーマ及び概要」「到達目標」「テキストと参考文献」「スケジュール」「授業外学習」「成績評価の方法」である。「成績評価の方法」については、可能な限り複数の評価方法を用い、それぞれの方法が成績評価に占める割合を明記するようにしている。これらは、教務委員会を通じて毎年 11 月に「講義計画書（シラバス）作成上の留意事項」（[根拠資料 4-6](#)）が配布され、統一した書式で作成される。作成されたシラバス原稿は、教務委員が項目の記載状況を確認

の後、場合によっては修正を依頼し、記載内容に教員間格差がでないように配慮している（[根拠資料 4-7 令和 5 年度講義計画書（シラバス）](#)）。

シラバスは 1 冊にまとめられ、年度初めに学生に配布されるほか、電子化（PDF 化）して本学のホームページ上でも公開している。特に令和元年度からのコロナ禍においては、学期の途中から遠隔授業を実施するなど授業の内容・方法の変更があったが、そのような場合だけでなく、また通常時の変更においても、変更に対応したシラバスを授業の際に配布するなどの対応を行っている。

シラバスの形式、内容等について見直しが必要な場合には、全学的な教務委員会で審議後、教授会において承認される。

本学の定員は、文学科と生活科学科では各専攻各学年 30 人、第一部商経学科は経済専攻が 35 人、経営情報専攻が 45 人であり、各学科専攻の専門科目の受講人数は多くとも定員以内である。複数の学科にまたがる一般教養や、教職科目、日本語日本文学専攻の 2 学年合同の必修科目などでも 60 人を超える授業は 20 科目に満たない。実習科目では概ね 30 人前後、最大でも 45 人以下になるよう調整している。卒業研究では各学科とも 1 人の教員が指導する学生が概ね 10 人以下になるようにしている。また、教養科目の外国語科目や英語英文学専攻のコミュニケーション科目では授業の学習効果を配慮して 1 クラス 20 人以下になるように調整している。

各学期授業終了時に行われる「授業評価アンケート」の結果を学科 F D 会議で検討し、教育目標に沿った成果の検証と授業改善に取り組んでいる。

授業評価アンケートにおいても、シラバスの利用状況を評価項目としており、シラバスに基づいて授業が展開されているかを検証している。そのほかに各授業の 5 ～ 7 回目に実施し、後半の授業改善をおこなうための中間アンケートや他の教員の授業を参観し授業の質向上をはかる教員による授業の公開・参観もおこなわれている（[根拠資料 1-17 2022 年度鹿児島県立短期大学 F D 活動報告書 pp.10-27](#)）。

これらのカリキュラムや個々の授業に関する学生の教育を効果的に行うための取り組みは、教務委員会で検討し、教授会での審議を経て全学的に実施される。

なお、令和 2 年（2020）4 月から令和 5 年（2023）5 月までのコロナ禍においては、文部科学省のガイドラインに沿って、教室定員をそれまでの 3 分の 2 に削減し、座席の間隔を空けるようにした（[根拠資料 4-8 新型コロナウイルス感染防止のための授業対策方針](#)）。

また、原則は対面授業だが、以下の学生を対象にオンデマンド型の遠隔授業を実施した（[根拠資料 4-9 遠隔授業実施基準](#)）。

- ①濃厚接触者や緊急事態宣言発令地域を訪問した者（7 日間から 14 日間の自宅待機を要請したため）。
- ②本人または同居の家族が新型コロナウイルス感染症のハイリスク者である等、通学に不安がある者。
- ③学外実習の前後で実習先から自宅待機の要請があった者。

- ④学生や教職員に感染者が発生し、休校措置を行った場合、その期間の授業の受講者。
- ⑤担当教員に上記 1, 2 の事情がある者。

県立短大の設備及び学生の通信環境から、基本はオンデマンド型だが、対象となる学生の通信環境などの条件によって可能な場合にはリアルタイムの双方向型やハイブリッド型での授業もおこなった。

上記の遠隔授業の実施にあたっては、担当教員から教務課に届け出て、県立短大のホームページ上の遠隔授業一覧にその都度掲示した（[根拠資料 4-10 遠隔授業実施届](#) [根拠資料 4-11 令和 2 年度前期遠隔授業一覧](#) [根拠資料 4-12 遠隔授業実施回数（科目別数及び述べ回数）](#)）。

遠隔授業を実施した場合、シラバスに遠隔授業実施回を明記し、受講者に再配布した。

試験期間中に上記の遠隔授業対象となった場合は、教室での試験に替えてレポート等で対応した。

本学ではコロナ禍においても基本的に対面授業を継続したが、上記の 1 教室当たりの定員削減や換気等の対策の徹底、及び感染の不安がある学生が登校しなくても授業が受けられるようにする配慮の結果、学内の感染者拡大はなかった。遠隔授業対応についても、学生を対象とした授業アンケートでは、オンデマンド型の授業では、繰り返し視聴できるので知識の定着や内容の理解に効果があった、メールなどを利用した質問がしやすかった等の意見・感想が出ている。

2) 文学科

2-1) 日本語日本文学専攻

日本語日本文学専攻では、学生が自ら研究課題を設定し、解決する機会としての卒業論文作成を本学での学びの集大成と位置付けている。これに向けて、スムーズに学習が進められるよう、次のように科目を配置している。まず、1 年前期には必修科目の「日本文学概論」「日本語学概論」及び選択科目の「言語学概論」を配置して、文学・語学の概説を行うとともに、「日本語学」「日本文学」「中国文学」の「講読」科目を選択必修科目の形で配置している。これらの科目を通して興味のある分野を見定め、1 年後期からは「日本語学」「日本文学」「中国文学」の「演習」科目から 1 つを選んで深く学び卒業研究に備えるとともに、「講読」科目を選択必修することで幅広く学べようにも配慮している。2 年前期・後期には「演習」科目に加えて、「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」を配置して、卒業論文作成の指導を行うようにするほか、選択科目の講義科目を配置して発展的な学習にも応えるようにしている。なお、残りの必修科目は歴史寄りで記憶すべき事項が多い講義科目であり、「日本語史」を 1 年後期、「中国文学史Ⅰ」「中国文学史Ⅱ」を 2 年前期・後期に配置している。「日本文学史・古典Ⅰ」「日本文学史・古典Ⅱ」と「日本文学史・近代Ⅰ」「日本文学史・近代Ⅱ」については隔年開講とし、2 年間の間に両方を履修する。関連科目のうち「書道Ⅰ～

Ⅳ」は1年前期から2年後期まで順を追って学べるように配置している。

学修指導は以下の方法で行っている。第一に、入学時のガイダンスと履修指導である。ガイダンスでは、高校と大学の違いについて説明し、大学では学生の主体性が求められることを理解させる。履修指導では、必修科目、選択必修科目など1年前期で履修すべき科目について説明する。

第二に担当教員による指導である。入学後半年間は、専攻の全教員が均等割り当てにより指導を担当する。1年前期末頃のゼミ分け希望アンケートを経て、1年後期から「日本語学」「日本文学」「中国文学」のいずれかの「演習」科目を受講し、当該授業の担当教員が指導を担当する。担当教員は卒論指導のほか進路指導にも当たることから、教員当たりのゼミ担当学生が各学年5～8人程度になるように調整を行っている。

2-2) 英語英文学専攻

教育課程や教育内容・方法の検証に関しては、大学全体の方針に基づき、教育成果やカリキュラム・ポリシーを念頭におきつつ、短期大学設置基準改正等を踏まえて、専攻ごとに定期的に行っている。

英語英文学専攻では、平成29年度に、コミュニケーション科目の新設・名称変更・廃止を行い「コミュニケーション科目」のさらなる充実をはかり、令和4年度には学生の学力やニーズの変化に対応するため「専門基礎科目」「コミュニケーション科目」などで科目の新設・廃止を行った。これによって、短大での学びの基礎となる「専門基礎科目」を1年前期に配置し、「読む・書く・聞く・話す」の4技能のバランスの取れた英語力を強化するための「コミュニケーション科目」は2年間を通じて学修進度に応じた内容を学習できるように科目を配置している。

1年後期から始まる「演習科目」では各演習の担当教員が指導教員となって卒論指導や進路指導を行う。1教員当たりのゼミ担当学生は各学年10人以下になるように調整を行っている。

授業欠席が続く学生については教員相互で情報の共有や対応の検討を行い、指導教員が窓口となって問題を解決するようにしている。

3) 生活科学科

教育課程や教育内容・方法の検証に関しては、大学全体の方針に基づき、教育成果やカリキュラム・ポリシーを念頭におきつつ、短期大学設置基準改正、資格規定法規（栄養士法や建築士法など）の改正等を踏まえて、専攻ごとに定期的に行っている。

食物栄養専攻は栄養士養成施設であり栄養士法に基づいたカリキュラムになっているため卒業研究は行っておらず、ゼミ形式の授業はないが、1学年を4つに分けた担任制を取っており、学生の履修指導や生活指導を行っている。

生活科学専攻では、平成24年度、デザイン教育強化のために改変したカリキュラムを、さらなる展開を図り、よりよい生活環境実現を目指して、それまで3系列であったところ、

令和3年度に「ライフデザイン系」「ファッションデザイン系」「ビジュアルデザイン系」「建築デザイン系」の4つのデザイン系列を柱とするカリキュラムへ変更し、各デザイン系の専門性をより明確に示した。

4) 商経学科

商経学科の科目は、講義科目、実習科目、演習科目に分かれている。

経済専攻は、経済理論や地域情勢の把握、国際経済の知識などを得るための講義科目が多い。講義科目では、1年前期に履修する必修科目「経済学」「経営学総論」のほか、準必修科目である「日本経済論」「地域経済論」を1年前期に、同じく準必修科目である「国際経済論」を1年後期に受講するように学科として指導している。実習科目としては、「文書作成実習」「応用文書処理」「PCデータ活用実習」「PCアプリケーション実習」などの科目を設置している。

経営情報専攻では、経営や組織の理論を学ぶための講義科目が多い。講義科目では、1年前期に履修する必修科目「経済学」「経営学総論」のほか、準必修科目である「財務会計論」「情報科学概論」を1年後期に受講するように学科として指導している。実習科目として「文書作成実習」「応用文書処理」「PCデータ活用実習」「PCアプリケーション実習」「コンピュータ会計」「応用データ活用」「プログラミング」などの実習科目がある。

演習科目については、1年入学時から卒業時まで、学生は必ず演習科目を履修することになっており、2～10名の学生に一人の教員が付くことになっている。

学修指導は以下の3つの方法で行っている。第一に、入学時のガイダンスと履修指導である。ガイダンスでは、2年間の大学生活及び卒業後進路のイメージを持たせるような総合的な説明を行っている。履修指導では、必修科目、準必修科目などの1年前期、1年後期で履修すべき科目について説明するほか、会計、情報系などの積み上げ型講義の履修の順番などについても説明を行う（[根拠資料 4-1 商経学科受講登録の手引き](#)）。

第二に、入学時から全学生を導入ゼミとして割り振る「基礎演習」である。1年生の入学時に担当教員を決め、いわゆる担任制の形で教育上、生活上の相談に応じている。こうした相談のほかに、この「基礎演習」では、高等教育機関で研究するためのスキルを教えている。1年後期からは学生の希望によって配属を決定する本格的な演習がはじまる。1年後期の「演習Ⅰ」、2年前期には「演習Ⅱ」、2年後期には「卒業研究」にそれぞれ所属することになる。そのため、入学から卒業までを通して、常時、学生を指導する担当教員が存在することになる。各教員の担当学生は年度によって違いはあるが、おおむね2～10名である。こうした担任制を取ることで、それぞれの学生の希望にそった学修指導を行うことが可能である。

第三に、1年後期、2年前期、2年後期の履修登録時における履修指導である。特に、会計系と情報系では、年次配当の他に各科目の履修順序を説明している。こうした履修順序はシラバスにも記載しているが、履修登録などの際に再度注意喚起を行っている（[根拠資料 4-1 商経学科受講登録の手引き](#)）。

また、IT 活用人材の育成と、学生の情報関連科目を習得する意欲と自信を促進させる目的で、令和4年度から「県短 IT 活用人材育成プログラム (KIT@kentan)」を創設した（[根拠資料 4-13 県短 IT 活用人材育成プログラム \(KIT@kentan\) 運営要項](#)）。これは商経学科ですでに開講されている IT 関連授業を一定数修得した者を対象に認定を行う制度である。

地域の問題、経営及び組織の問題など、学生が関心をもったテーマについて、2年後期の「卒業研究」で卒業論文を執筆する。執筆した卒業論文の要旨を『学生論集』という冊子にまとめて、卒業生、在学学生、学内教員に配布している。こうした公表の機会を設けることは、教育の質を保つことにも役立っている。

5) 第二部商経学科

第二部商経学科の科目は、講義科目、実習科目、演習科目に分かれている。多くの科目は講義科目だが、「文書作成実習」「応用文書処理」「PCデータ活用実習」「PCアプリケーション実習」「コンピュータ会計」「応用データ活用」「プログラミング」などの実習科目がある。演習科目については、約10名の学生を一人の教員が指導することになっている。

学修指導は以下の3つの方法で行っている。第一に、入学時のガイダンスと履修指導である。ガイダンスでは、3年間の大学生活及び卒業後進路のイメージを持たせるような総合的な説明を行っている。履修登録では、必修科目、準必修科目などの1年前期、1年後期で履修すべき科目について説明する他、会計、情報系などの積み上げ型講義の履修の順番などについても説明を行う（[根拠資料 4-14 商経学科受講登録の手引き](#)）。

第二に、入学時から全学生を導入ゼミとして割り振る「基礎演習」である。1年生の入学時に担当教員を決め、担任制の形で教育上、生活上の相談に応じている。こうした相談の他に、この「基礎演習」では、高等教育機関で研究するためのスキルを教えている。2年後期からは学生の希望によって配属を決定する本格的な演習が始まる。2年後期の「演習Ⅰ」、3年前期には「演習Ⅱ」、3年後期には「卒業研究」にそれぞれ所属することになる。そのため、入学から卒業までを通して、常時、学生を指導する担当教員が存在することになる。各教員の担当学生は年度によって違いはあるが、概ね10名である。こうした担任制を取ることで、それぞれの学生の希望にそった学修指導を行うことが可能である。なお、令和3年度から、演習がない1年後期、2年前期に関しても、「基礎演習」の担当教員が毎月定期的に学生に連絡する「二部連絡制度」をスタートさせた。この制度によって、学生の授業への出席状況などの確認をすると同時に、学生の希望に応じて、学修の相談にも活用している。

第三に、1年後期、2年前期、2年後期、3年前期、3年後期の履修登録時における履修指導である。特に、会計系と情報系では、各科目の履修順序を説明するなどしている。こうした履修順序はシラバスにも記載しているが、履修登録などの際に再度注意喚起を行っている（[根拠資料 4-14](#)）。

地域の問題、経営及び組織の問題など、学生が関心をもったテーマについて、3年後期の「卒業研究」で卒業論文を執筆する。執筆した卒業論文の要旨を『学生論集』という冊子に

まとめて、卒業生、在学生、学内教員に配布している。こうした公表の機会を設けることは、教育の質を保つことにも役立っている。

4.1.5 点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点①：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 短期大学士課程の卒業要件、専攻科の修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点②：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

1) 大学全体

本学における単位認定は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき、科目の位置づけ（年次、必修・選択の別、授業形態等）を行い、それぞれの科目の到達目標を設定し、その到達度を適切な基準（成績評価の方法）で評価して単位を認定している。

成績評価の方法は、鹿児島県立短期大学履修規程による。入学時に配布する『学生便覧』の「単位修得」において、「単位を修得するためには、その授業科目の試験に合格しなければなりません」として成績評価の方法を明示しており、各科目の具体的な評価方法は、シラバスに記載している。シラバスに記載する成績評価の方法は、その科目の評価方法とその評価比率を明示することになっている。例えば「3回の課題（60％）と期末試験（40％）の総合評価」などである。これによって各科目の学習到達度を0点～100点で評価し、これを「秀・優・良・可・不可」の5段階で示し、可以上を合格として単位を認定している（[根拠資料 1-8 令和5年度学生便覧 p.30 単位修得](#), [根拠資料 4-2 鹿児島県立短期大学履修規程第5条-第12条](#)）。本学では絶対評価を採用しており、成績分布の調整・確認はしていない。

単位認定を適切に行うために、1単位あたりの授業時間を確保し、半期15回の授業を確実にこなせるように、祝日に授業を実施するなど、教務委員会で学年暦中の授業実施日を調整している。

既修得単位の認定については、入学前に他の大学、短大で修得した単位、あるいは、交換

留学中に修得した単位を、本学の開設科目を履修したものとして認定するほか、入学前あるいは在学中に合格した技能審査について、あわせて 30 単位を上限として本学の単位として認定している。既修得単位の認定については『学生便覧』に記載しているほか、入学前に合格通知書とともに、合格者に説明書と申請書を配布し、入学時に申請できるようにしている（[根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則 第 30 条-第 32 条](#)）。

認定では教務委員会で学生から提出された書類をもとに検討し、既修得単位については対応授業科目の担当者に意見を求め、技能審査合格者については、「外国語科目（英語）に係る技能審査合格者等の単位認定に関する細則」「簿記論Ⅰ，簿記論Ⅱ，原価計算，財務会計論に係る技能審査合格者等の単位認定に関する細則」「情報リテラシーⅠ，文書作成実習，PC データ活用，PC データ活用実習に係る技能審査合格者の単位認定に関する細則」に基づき、教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が単位認定している（[根拠資料 4-15, 4-16, 4-17](#)）。

平成 28 年度からは教務システムによる受講登録の電子化が始まり、成績管理と一元化されたので、学生は自分の修得した単位と未修得の単位を確認しながら履修計画を立てられるようになった。

これらの情報を受講登録前に学生に開示することで、成績評価の公平性が担保されている。

オムニバス科目や外国語科目など、複数の教員が同一科目の成績評価を行う科目については、担当教員同士が随時打ち合わせを行い、成績評価基準の統一を図っている。

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定は、各学科が学科 F D 会議等を経て提起したものを教務委員会で検討し、教授会で審議した上で決定している。

本学の学位授与に関する基準は「鹿児島県立短期大学学則」第 6 章「卒業の要件等」の第 26 条から第 28 条に規定されている。この基準と、各学科専攻の「ディプロマ・ポリシー」を踏まえ、必要な修業年限以上在籍し、卒業要件に該当する所定の単位を修得しているかを確認し、2 月下旬～3 月の教授会で卒業判定を行い、その審議に基づいて学長が卒業を認定する。卒業が認定された者は、卒業式で、学長から卒業証書・学位記を授与される（[根拠資料 1-2](#)）。

休学、単位不足等の理由で在学期間が半年以上延びた者については、9 月卒業も可能である。9 月卒業の該当者がいる場合は、9 月末に判定教授会を開催し、その後卒業式を行っている。

4.1.6 点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点①：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに
--

必要な能力の修得を適切に把握できるもの。)

評価の視点②：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先、進学先への意見聴取

評価の視点③：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程や教育内容・方法の検証に関しては、大学全体の方針に基づき、教育成果やカリキュラム・ポリシーを念頭におきつつ、短期大学設置基準等関係法規を踏まえて、必要に応じて行っている。

第一に取得単位数が少ない学生について、各学期が始まる前の学科会議（3月、9月学科会議）で情報を共有している。第二に、授業評価アンケートの結果について、学科FD会議で検討を行い、個々の教員の指導にもフィードバックできるように情報共有を行っている。

また、生活科学科食物栄養専攻を除く全学科・専攻では最終年度に「卒業研究」を開設して、卒業論文の提出を必須として課している。本学の特長である少人数教育の集大成として、2年生後期で「卒業研究」を履修するが（文学科日本語日本文学専攻においては2年生前後期）、これは、1年生後期で履修する「演習Ⅰ」、2年生前期で履修する「演習Ⅱ」などの少人数教育のもとで学修した力を総合的に駆使し、学生自らが課題を発見し、その解決に取り組むものである。2年間（第二部においては3年間）の学修の総合的な学習成果の測定に貢献している。

食物栄養専攻は栄養士養成施設であるため、原則として栄養士免許の取得を学習成果の測定の目安としている。栄養士免許必修科目として2年次に「給食管理実習Ⅱ」「給食管理実習Ⅲ」に加えて「臨床栄養学実習」を実施しており、2つの実習期間を合わせると約1か月となる。学外実習では、実習先に行く前に事前指導を行い、終了後には実習での体験をまとめ、食物栄養専攻の1・2年および専攻教員の前で発表する報告会を開催している。これは2年間の栄養士免許取得のための学修の集大成といえるもので、他学科・専攻の卒業研究に相当する。食物栄養専攻では必ずしも全員に栄養士免許の取得を義務付けているわけではないので、免許を取得せずに卒業する学生もいる。その場合もカリキュラムのなかの個々の授業科目の学習到達度を評価することで学習成果の測定を行っている。

3学科とも、それぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラムを編成しており、卒業に必要な必修科目と選択科目を履修することで、ディプロマ・ポリシーに定めた、「卒業までに身につけるべき能力」を取得できていると判断している。

文学科と生活科学科では教職課程も設置しているが、特に文学科日本語日本文学専攻では教員免許状（中学校教諭二種 国語）をクラスの半数近くが取得している。英語英文学専攻や生活科学科生活科学専攻でも、年度による増減はあるが、クラスの四分の一から三分の一程度が教員免許状を取得している。近年では教員採用試験の現役での合格者もあり、私学で教職に就く学生もいるなど、「地域社会で活躍できる人材を育成する」という教育目標に合致しているといえる（[根拠資料 1-10 2023 年大学案内 p.11](#)）。

また、毎年卒業時に行われる「学生生活満足度調査」でも、全学科で最近3か年の調査で、「自分の所属する学科・専攻について」「専門科目について」「本学に入学してよかった」等の項目で5段階評価の4以上を得ており、成果が出ているといえる（[根拠資料 4-18 2020 年度卒業生「学生満足度調査」](#)、[根拠資料 4-19 2019 年度卒業生「学生満足度調査」](#)、[根拠資料 1-17 2022 年度鹿児島県立短期大学FD活動報告書 pp.10-27](#)）。

卒業生や就職先、進学先に対する総括的な調査は行っていないが、就職支援の一環として毎年9月に本学学生が就職した企業から4社ないし5社の人事担当者を招いて「企業懇談会」を開催している。本学からは学長、事務局長、学生部長、学科長、学生委員が参加し、企業から本学学生に対する忌憚のない意見や本学の教育に対する要望等を直接聞く機会を設けている。この場でも、毎年本学の卒業生に対する評価は概ね高く、本学学生の社会人になるにあたっての基礎能力の高さや仕事に対する取組み、本学の教育内容についても満足である旨の回答を得ている。

表 4-4-1 中学校教諭2種免許状（国語）取得者数（文学科日本語日本文学専攻）

卒業年度	取得者数
平成30年度	14
令和元年度	12
令和2年度	13
令和3年度	18
令和4年度	14

表 4-4-2 中学校教諭2種免許状（英語）取得者数（文学科英語英文学専攻）

卒業年度	取得者数
平成30年度	9
令和元年度	5
令和2年度	6
令和3年度	8
令和4年度	8

表 4-4-3 中学校教諭 2 種免許状（家庭科）取得者数（生活科学科生活科学専攻）

卒業年度	取得者数
平成 30 年度	4
令和元年度	7
令和 2 年度	1
令和 3 年度	6
令和 4 年度	4

学習成果や評価の仕組み学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証については、FD委員会が行っている。具体的には「授業改善のための授業評価アンケート（授業評価アンケート）」（毎学期の授業終了時）や「学生生活満足度調査」（卒業時）などのアンケート調査と、実際に学生との対話を通じて生の意見や要望を聞き取る「学生と教育を語る会」（後期）を実施している。「授業改善のための授業評価アンケート（授業評価アンケート）」では、授業について教員側の態度についての質問もあるが、授業に対する学生の意欲や、学習時間など取り組みの度合い、理解度、知的刺激を受けたかどうかなどの学習成果に対する自己認識についても問うている。FD委員会ではこれらの結果をまとめて、FD委員を通じて学科に伝達し、学科ではそれに基づいて学科FD会議を開催することにより、授業改善へ共同的に生かす体制を構築している。さらに、授業の 3～7 回目で「授業中間アンケート」を実施し、学生の意見が現在行われている授業に直接反映されるようにしている。これらの結果は必要に応じて、教務委員会を通じてカリキュラムや学習成果の評価の方法の改善につなげている。また、FD委員会は毎年 2 回 FD 研修会を企画し、学内外の講師による講演を行って、教育内容の改善の参考としている（[根拠資料 1-17 2022（令和 4）年度 FD 活動報告書](#)）。

- 4.1.7 点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 ・ 学習成果の測定結果の適切な活用
 評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育課程や教育内容・方法の検証に関しては、大学全体の方針に基づき、教育成果やカリキュラム・ポリシーを念頭におきつつ、短期大学設置基準改正、資格規程法規（教育職員免許法など）の改正等を踏まえて、学科・専攻ごとに必要に応じて行っている

定期的な点検・評価としては、毎年度末に、各学科・委員会が年度の活動を総括した報告書を作成しており、その中で教育課程や教育内容・方法についての次年度の検討課題を報告

し、次年度以降の教務委員会で改善案を検討している。

委員会総括は令和5年度からは内部質保証部会を取りまとめ、当該年度の業務を点検するとともに次年度の改善につなげているが、令和4年度以前は同総括を全学運営委員会で進めていた。このPDCAサイクルにて改善された事例としては

- ・柔軟な時間割編成と学生のニーズに対応した教養のスポーツ健康科目のカリキュラム改正（R5年度改正，R6年度より実施）
 - ・英語英文学専攻における学生の学力の変化や学習ニーズに対応したカリキュラム改正（R5年度実施）
 - ・追再試験の規程の表現の見直し（学生にわかりやすい表現に改定）（H30年度実施）
 - ・生活科学専攻におけるビジュアルデザイン系科目の強化に対応したカリキュラム改正（H29年度実施）
 - ・商経学科における学生の学修ニーズに対応したカリキュラム改正（H29年度実施）
- などがある。

4.2 長所・特色

本学の教育課程は、各学科の学芸の基礎となる「教養科目」（一般教養，外国語，スポーツ・健康，情報）と各学科・専攻の専門科目（専門基礎，学科共通，専攻専門）からなり、特に学科・専攻の専門科目ではゼミ（演習）を取り入れ、少人数で学生一人一人が課題を設定し2年後期（第二部においては3年後期）の卒業研究で学びの集大成としての卒業論文を制作する（食物栄養専攻を除く）という課題発見・解決型の学修を行なえるようにしている。また、「教養科目」の中に「キャリアデザイン」を開設し、学生一人一人が卒業後のライフデザインを見据えた進路を考え、社会人となるための心構えと知識を身につけることができるようにしている。

これらは本学の教育目標である地域社会の発展に寄与する人材養成の一環でもある。

効果的な教育を行うための取り組みとして、上記のゼミ担当教員は卒業研究の指導だけでなく、所属する学生の担当教員として学生生活全般の指導・助言も行っている。ゼミ制度のない生活科学科食物栄養専攻では担任制を取っており、1学年30人のクラスを4つに分けて担任教員を決めてきめ細かな教育を行っている。

4.3 問題点

少人数教育の利点を活かして入学時及び各学期前の履修指導では丁寧な説明と助言を行っているが、カリキュラムマップや履修モデルの作成など、履修方法の可視化はできていない。また教養科目の見直しも長らく行っていないので、時代に即した見直しが必要である。

4.4 全体のまとめ

本学では短期大学設置基準を踏まえて短大全体の教育理念・目標を定め、それに基づいたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、短大のホームページ、学生に配

布する学生便覧を通して広く公表している。

これらの方針に基づき、各学科の授与する学位にふさわしい教育課程を編成し、必要な授業科目を開設している。学生が効果的に学修できるように、少人数制教育などの取り組みを実施し、成績評価、単位認定、及び学位授与が適切に行えるように制度を整えている。

学習成果の評価・測定についてはFD委員会が中心となって検討し、それを教務委員会や学科にフィードバックして教育改善につなげている。

第5章 学生の受け入れ

5.1 現状説明

5.1.1.点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点②：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・ 入学前の学習歴，学力水準，能力等の求める学生像
- ・ 入学希望者に求める水準等の判定方法

本学の学生受け入れ方針（以下「アドミSSION・ポリシー」という）（[根拠資料 1-4](#)）は、『学生募集要項』やホームページの「情報の公表・公開」（[根拠資料 2-9](#)）で公表するとともに、毎年6月下旬～7月初旬に本学で開催している県内高等学校長協会と共催の「教育懇話会」、県内進路指導担当教諭を対象とした「入試連絡会」で説明するほか、オープンキャンパスや大学ガイダンス等で受験生や高等学校、社会一般に広く周知している（[根拠資料 5-1 令和5年度学生募集要項](#)）。

アドミSSION・ポリシーは、教育目標である「深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな教養と、職業又は実際生活において必要な課題探求・解決能力を有する人材を育成し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする」に沿って、求める学生像を「1 基礎的な学力を身につけて、地域社会において意欲的に活躍する人。2 世界の中で思考し、地域に根ざした活動のできる人。3 少人数教育の場に意欲を持って参加する人。4 創造的な行為を生む知的な冒険をする人」と明示している。

各学科専攻では、学科専攻の理念・目標に沿ったディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めているが、これらを踏まえて、アドミSSION・ポリシーには本学の教育を受けるために必要な学習歴，学力水準，能力を備えた求める学生像を記載し、一般入試と推薦入試のそれぞれの区分で、各入試区分で重視する項目や、入学にあたり修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準とそれらを測るための判定方法について示している。

各学科・専攻のカリキュラム・ポリシーではまず学科・専攻の教育理念・目標を掲げ、それに対応した求める人材を挙げている。例えば文学科日本語日本文学専攻においては、

文学科の教育理念「文学，言語，文化を学ぶことを通して，豊かな文学的感性，柔軟な思考力，的確な表現力を有し，多様化した社会で活躍できる人材を育成する」の下に専攻の教育目標「日本語及び日本文学の理論を学び，作品を読むことを通して，日本語に関する知識と表現力，日本文学を広くかつ深く解釈し鑑賞する能力を有し，多様化した地域社会で活躍できる人材の育成」を掲げ，それを達成するために古文・漢文を含む文書講読や演習を重視するカリキュラムとなっていることを明示している。

そのうえで，求める人材を専攻のカリキュラムに興味・関心のある人，すなわち，①日本語の歴史的変遷や方言など言語に興味・関心のある人 ②日本の古典文学や近・現代文学に

興味関心のある人 ③中国の文学や中国語に興味・関心のある人 ④日本語教育を通じた国際交流に興味・関心のある人 ⑤中学校教諭二種免許状(国語)を取得して、国語教育に関わる進路を目指す人、の5つに分類・明示し、受け入れ方針において、一般選抜と学校推薦型選抜の二つの区分で、重視する項目や習得しておくべき知識と学習歴を挙げ、それを測るための判定方法を示している。一般選抜においては大学入学共通テストと個別学力検査の総合評価によって選抜することを明記し、大学入学共通テストでは国語、英語、地歴公民の基礎学力を判定し、個別学力検査では高等学校の学習一般を前提として記述式問題によって論理的思考力や言語による表現力を総合的に判定すること、具体的には現代文及び古文漢文を含む国語の文章問題を中心に知識、表現力、思考力を確認するとしている。

学校推薦型選抜では、小論文、面接、調査書等を総合評価して選抜することを明記している。小論文では高等学校において履修する国語(古文・漢文を含む)を題材に、言語や文学に対する関心や問題意識、読解力、文章表現力等を確認し、面接で志望動機や意欲を見るとともに、口頭による表現能力や判断力を確認すること、調査書で高校での全体の学修成績の状況と特に国語の成績を重視することと学習以外の活動・経験を評価に加えることを明記している。

一般選抜、学校推薦型選抜ともに高等学校での学習を前提としているが、一般選抜ではより知識や思考力を重視した評価となっており、学校推薦型選抜では、表現力や意欲を重視した評価を行っている。

他の学科専攻も同様に、高等学校での学習を前提とし、一般選抜ではそれぞれの学科専攻が必要とする教科の知識、短大でのカリキュラムを履修するにふさわしい論理的思考力や表現力を確認するために大学入学共通テストと個別学力検査を併用すること、学校推薦型選抜では論理的思考力や文章表現力を確認するための小論文の他表現力や意欲を重視して面接や調査書等を評価することを明記している。

また、第一部、第二部商経学科では上記の選抜方法に加えて社会人選抜や有職者特別選抜での受入方針を挙げ、必ずしも学習歴によらず、意欲と関心を持つ有職者や社会人(現在職についていない者も含む)を求めることを明記している。

5.1.2 点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点①：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点②：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点③：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点④：公正な入学者選抜の実施

・ オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施

評価の視点⑤：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
・ オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

本学の入学者選抜は主として第一部推薦入試，第二部特別推薦入試，一般入試からなる。そのほかに第二部有職者特別入試，商経学科社会人入試，私費外国人留学生入試があり，それぞれ若干名を選考している。各学科専攻では，学科専攻の理念・目標，求める人材を定め，文学科と生活科学科，商経学科においては一般入試と推薦入試，商経学科においてはそれらに加えて社会人入試，第二部商経学科においては一般入試と第二部特別推薦入試，有職者特別入試のそれぞれでアドミッション・ポリシーを決め，各入試区分で重視する項目や，入学にあたり修得しておくべき知識等，学生に求める内容・水準などについて明示して，アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜を行っている。私費外国人留学生入試についても，その趣旨と概要を『学生募集要項』に明示し，それに沿った入学者選抜を行っている。

学生の募集方法については以下の方法により周知している。

- ①『大学案内』『学生募集要項』を作成・配布する。
- ②①をホームページに掲載する。
- ③大学見学会（オープンキャンパス）を開催する。
- ④鹿児島県内の高等学校進路指導担当者との入試連絡会を開催する。
- ⑤鹿児島県内の高等学校長との教育懇話会を開催する。
- ⑥民間主催の進学ガイダンスに参加する。
- ⑦高等学校へ出張講義，高等学校からの本学訪問を利用する。
- ⑧高校訪問を行う。
- ⑨その他各種広報活動を行う。

このうち，④，⑧は県内の高等学校の進路指導担当者に対して，本学の入試，学生募集について直接説明し，質疑や意見交換をする場となっており，情報収集と本学のPRの大きな機会となっている（[根拠資料 1-10](#)，[根拠資料 5-1 令和5年度学生募集要項](#)）。

特に第二部商経学科は，大学案内のほかに独自のリーフレットを作成し，商経学科教員が，鹿児島市を中心に高等学校を訪問して配布・説明し，周知を図っている。これらの広報活動は入試委員会と広報委員会が分担して行っている（[根拠資料 5-2 第二部リーフレット](#)）。

授業料やその他の費用，授業料減免や奨学金などの経済的支援に関する情報は『大学案内』，『学生募集要項』に明記しており，入試連絡会や進学ガイダンス等，高等学校関係者や生徒に対して入試の説明をする際には費用面についても必ず触れるようにしている。

本学で行われる入学者選抜に当たっては，学生部長が入試統括者となり，その下で作業が行われる。

なお，私費外国人留学生入試を除く入学者選抜試験の当日は入試本部が設置され，学長を本部長，学生部長を統括責任者として入試当日の情報の集中化と不測の事態への迅速にして適切な対応を図っている。私費外国人留学生入試は，受験者が極めて少数で，志望する学

科・専攻も限られているため、当該学科・専攻が責任をもって実施している。

当該年度の学科・専攻別、選抜別募集人員、各選抜の出願期間、試験日及び合格発表日、選抜ごとに対象者、出願書類等、学力検査又は選考方法の内容等を定めた「各選抜の概要」、各選抜の当日の具体的な実施方法を定めた「実施要項」と各種申し合わせ事項を入試委員会を中心に検討した後、教授会で承認、決定し公正で円滑な選抜ができるようにしている（[根拠資料 5-3 入試業務マニュアル](#)）。

入学者選抜方法、合格判定の基準は『入試概要』や『学生募集要項』等に明記しているほか、本学の『大学案内』にも概略を紹介し、本学のホームページにも掲載している。また、試験問題、解答例も過年度にさかのぼってホームページ上で公開している（[根拠資料 1-10 2024 大学案内](#)、[根拠資料 5-4 入試情報ウェブサイト](#)）。

社会人入試、私費外国人留学生入試、第二部商経学科の有職者特別入試など、多様な学生の受け入れに関しても『学生募集要項』に趣旨と入試方法を明示している（[根拠資料5-5 令和 6 年度学生募集要項](#)）。

身体に障害を持つ入学志願者については、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合があるので、入試の事前相談について『学生募集要項』に記載し、受け入れについて明示している（[根拠資料5-5](#)）。

入学選抜と合否判定については学生部長が入試責任者となり実施している。年度当初に各学科専攻で、出題主任・出題者・採点者・校正部会員を決定する。校正部会は互選によって校正部会長を選出し、それを入試委員会において承認している。各学科専攻の出題主任は入試委員会が作成した入試問題作成チェック表に基づき各学科専攻の問題作成を管理する。出題主任は完成した問題にチェック表を添えて学生部長に提出する。提出された試験問題は校正部会の校正を経て印刷・保管される。学校推薦型選抜と特別推薦型選抜及び社会人選抜は同日に実施されるが、試験当日は入試本部を設置し、学生部長の統括の下、実施要領に基づいて入学者選抜を実施する。採点が終了した後、学科専攻毎に選考委員会を開催し、学生部長の立ち合いのもと、小論文・面接・調査書等を総合的に評価して合格者を選考する。教授会は各学科専攻の選考委員会の選考結果を判定教授会において確定する。

一般選抜においても入学者選抜までは同様だが、学科専攻毎の選考委員会は開催せず、大学入学共通テストと個別学力テストの結果をもとに、学科専攻毎に正合格者数と正合格の点数基準と採用基準を決定し、それらを基に判定教授会で合否を判定している。

私費外国人留学生入試、有職者特別入試については、出願があった時点で同様に出題者・採点者を決定し、学生部長の統括の下に選抜を実施し、判定教授会で合否を判定している。

なお、令和 2（2020）年からのいわゆるコロナ禍において本学では令和 3 年度入試から令和 5 年度入試まで COVID-19 に対して以下のような対応を取った。

1. 推薦型入試及び一般選抜の個別学力試験においては、同内容の追試験を設定し、濃厚接触者、当日の体調不良者を申請対象者とした。

令和 2 年度に実施した令和 3 年度入試においては、推薦型入試で 1 名、令和 3 年度に実施した令和 4 年度入試においては一般入試で 1 名が追試験受験を申請し受験した。令和 5 年度入試以降では追試験対象となった受験生はいなかった。

2. 試験当日は受験生以外の保護者や高校の教員等の学内立ち入りを禁止した。

3. 大学入試共通テストは大学入試センターのガイドラインにしたがったが、令和 3 年度入試では学内での感染者発生により試験場が使用できなくなる可能性を回避するために、試験日前 1 週間は学生の学内立ち入りを禁止し、その期間中の授業は遠隔授業または補講で対応した。令和 4 年度入試、令和 5 年度入試では試験日前日と当日のみの学内立ち入り禁止とした。

追試験の実施については、令和 2 年度は県内高校との教育懇話会、入試連絡会で説明し、募集要項にも追試験を実施する旨を記載した。追試験の申請等の詳細については入試委員会で原案を作成し、教授会の議を経て決定し、本学ホームページ上で周知したほか、県内の高等学校には文書で連絡した。追試験の判定は文科省の通知を踏まえて定員外としたが、その判定は本試験の結果を参考とすることとしたので、入試の公平性・公正性の観点から適切だったと判断している。

5.1.3 点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点①：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学の入学定員及び収容定員は学則第 3 条において、学科・専攻別に定められている。過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の短期大学全体での平均は 1.1 である。また、令和 5 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、同じく短期大学全体で 1.0 である（[短期大学基礎データ 表 2](#)）。

これらが示すように、本学では適切な入学定員を設定し、収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されている。

5.1.4 点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

1) 大学全体

本学では、学生募集と入学者選抜の適切性を入試委員会が中心となって検証している。まず、年度の終わりにその年の入学者選抜のデータ（志願者数、倍率、合格者数、入学辞退者数、入学手続き終了者数等）について、各学科専攻で検討し、入学者選抜方法に問題がないかを評価している。入試委員会では、前年度の入学者選抜の実施体制の反省事項を学科・専攻ごとにまとめ、それを基に、必要に応じて入試委員会で検討、見直しを行っている。

アドミッション・ポリシーについては、学科会議でディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの整合性を確認しつつ、高大連携システムの改革も視野に入れながら、適切性を検証している。

入学定員の入試区分別の割り振りや、推薦入試の対象や推薦人数なども、まず学科・専攻で検証し、必要があれば見直しを行っているが、学科が提案する見直し案は入試委員会で検討された後、教授会で審議され、その結果を基に学長が決定する。

一方、入学者選抜の具体的な実施に向けて、毎年4月に各作業部会の構成員が学科・専攻ごとに選出される。主な作業部会は入試問題作成に携わる出題・採点者部会、入試問題の校正作業に従事する校正部会である。推薦・社会人入学の場合はこれらとは別に学科ごとに推薦・社会人等入学選考委員会委員が選出される。

校正部会は前年度の反省を基に当年度の入試問題作成方針と作成のポイントを決定する。学生部長は出題者全体会議を招集し、校正部会の決定した入試問題作成方針に基づいて、その年の入試問題作成を開始する。

これらの作業部会は学生部長と入試委員長統括のもとで、入学者選抜を公正かつ適切に実施するための実働組織である。

令和5年度では、前年度の入学者選抜において、文学科の両専攻と生活科学科の生活科学専攻で学校推薦型選抜の志願者が2年連続で募集人数を下回ったことから、県内高校の推薦者数の制限をなくし、一部県外の高等学校にも推薦枠を広げた（[短期大学基礎データ表3](#)）。これは、5-1-2に学生の募集方法の周知として挙げた④⑤⑥の入試連絡会や教育懇話会、進学ガイダンス等で高等学校・高校生から本学に対して出た要望や、過去の入試データに基づいて判断したものである。

また、入試委員会では、高等学校の新学習指導要領に準じた入学選抜実施となる令和7年度入学選抜に向けて、入学選抜の方法について検討を重ね、令和4年度から段階的にその方法について公表している。

定期的な点検・評価としては、毎年度末に、各学科・委員会が年度の活動を総括した報告書を作成しており、その中で上に挙げたような次年度の検討課題を報告し、次年度以降の入試委員会で改善案を検討している。

委員会総括は令和5年度からは内部質保証部会を取りまとめ、当該年度の業務を点検するとともに次年度の改善につなげているが、令和4年度以前は同総括を全学運営委員会で行っていた。このPDCAサイクルにて改善された事例としては

- ・一般入試における個別学力検査での振鈴の廃止（令和元年）

- ・一般入試における受験生の荷物置場の変更による混雑の解消（令和元年）
- ・追加合格手続き作業手順の厳格化（令和元年）
- ・入試業務マニュアルの改訂（令和2-4年）

などがある。

5.2 長所・特色

本学の入学者選抜については、主に一般選抜と学校推薦型選抜を実施している。一般選抜は共通テストと個別試験の併用（第二部においては個別試験のみ）、第一部学校推薦型選抜、及び第二部特別推薦型選抜では調査書・小論文・面接の結果を総合的に判断している。そのほか、社会人入試、有職者特別入試、私費外国人入試など多様な選抜方法によって、入学志願者の学修意欲や個性、興味関心などの潜在能力を測っている。

県立の短期大学であることから、地域の高等学校との高大接続に力を入れており、鹿児島県高校長協会との共催による「教育懇話会」、県内高校の進路指導担当教員を招いての「入試連絡会」を通じて本学のアドミッション・ポリシーと入学者選抜の方法を周知するとともに、県内の高等学校からの意見・要望等も踏まえた改善・向上を図っている。新学習指導要領に対応した令和7年度入試では、共通テストに高等学校で必修科目となった「情報」が入るが、本学では高等学校での「情報」の教育体制に地域差があることから、選択科目として採用することとした。また、調査書の活用についても高等学校の負担や評価の方法や基準がまだ確立しているとは言えないことから一般選抜では見送ることとした。

5.3 問題点

少子化や高校生の四年制大学志向等により志願者が減少しており、文学科では2年連続して学校推薦型選抜で募集人員よりも志願者数が下回る事態となった。令和5年度入試では文学科と生活科学科生活科学専攻で入学者数が定員を下回った。これらを踏まえて令和6年度入試では学校推薦型選抜の推薦人数の上限をなくすとともに、一部を県外の高校にも推薦の枠を広げることにしたが、抜本的な改善策となったかは今後の学生受け入れの状況を見てみないと判断できない。また、第二部商経学科も定員割れギリギリの状態が続いている。今後とも入試制度の改善・向上を図りたい。

5.4 全体のまとめ

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて作成したアドミッション・ポリシーを公開し、それに基づいた入学者選抜方法や必要な情報を学生募集要項にまとめ、適切な形で公表・周知している。入学者選抜の方法は入試委員会が中心となって全学的に検討、決定し、公平な選抜となるように厳正に実施している。

また、入学定員についても適切に設定し、収容定員に基づいた在籍学生数の管理を適正に行っている。学生の受け入れの適切性についても、毎年度データに基づいて点検・評価を行い改善・向上に取り組んでいる。

以上のことから、本学の学生受け入れ状況は、短期大学基準に照らして概ね良好であると判断できる。

第6章 教員・教員組織

6.1 現状説明

6.1.1.点検・評価項目① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：短期大学として求める教員像の設定

- ・ 各学科・専攻科で求める専門分野に関する能力，教育に対する姿勢等

評価の視点②：各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成，各教員の役割，連携のあり方，教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1) 大学全体

本学は学校教育法，短期大学設置基準に則り，鹿児島県により設置された短期大学である。第一部の3学科（各学科とも2専攻）および第二部の1学科により組織・編成されている。また，文学科，生活科学科において教職課程が設置され，生活科学科食物栄養専攻には栄養士養成課程も設置されている。

本学では，「鹿児島県立短期大学の基本方針」の2（[根拠資料 1-3](#)）において，本学の教員組織に関する方針を以下のように定めている。

「2 本学に所属する教員は，たえず高い学術研究能力とすぐれた実践的教育能力の形成に尽力し，大学全体としては，個々の教員の諸能力が十分に発揮できるような学科・専攻の教員組織を編制するとともに，必要に応じてその適切な改編に努める」

職員定数（教員，事務職員を含む）は鹿児島県学校職員定数条例（[根拠資料 6-1](#)）で69名と定められており，うち45名が教員である。職位別の定員は学長1名，教授21名，准教授・講師16名，助教・助手7名である。設置基準上の必要専任教員数（32名）および教授数（15名）を満たしている。各学科の教授定員については，「教授定員の基本的な考え方」（[根拠資料 6-2](#)）において，割り振られており，教職課程の教授も学科の定員外に1名とすることが明記されている。また，学科や教職に割り振られない全学分も1名あることが明記されている。

教員に求められる能力・資質については「鹿児島県立短期大学教員選考規程」（[根拠資料 6-3](#)），「鹿児島県立短期大学教員選考規程細則」（[根拠資料 6-4](#)）により，それぞれの職の基準に該当し，人格，学歴，職歴，教授能力，教育及び研究の業績，学会及び社会における活動並びに健康等について大学教員に適する者を選考することが明記されている。業績評価基準については「鹿児島県立短期大学の常勤教員選考のための研究業績評価基準について」（[根拠資料 6-5](#)）において，研究業績，教育業績，学内行政・業務業績の分野毎に明示されており，教員の共通認識となっている。この業績評価基準は令和5年2月に改正されている。

従来の業績評価基準の研究業績評価基準では審査科目にかかわる業績のみをカウントしていたが、研究の幅を広げる観点で、関連分野の業績も評価対象にすることとなり、審査科目に関する論文総数と、関連分野を含んだ換算業績の総数を定めることとした。

また、年度当初に自己評価・将来構想委員会が策定する案に基づき、人事方針（[根拠資料 6-6](#)）が教授会で決定される。人事方針では

- ① 未充足分および補充人事：未充足分や退職予定者の人事が速やかに行われるか
- ② 年齢構成：特定の年代に偏りがないか
- ③ 男女比：男女構成比が偏っていないか
- ④ 教養（語学を含む）、教職：全学的科目の担当者不足がないか
- ⑤ 職位：教授定員など、職位ごとの実員が適切か

の5項目について示され、採用人事、昇任人事の方針となっている。この方針は教授会審議を経ることで、全学的な共通認識となっている。

各学科・専攻では担当分野の専門性を重視しつつも、大学全体の目的、人事方針を踏まえた教員を求めている。学科・専攻ごとに編成方針は定めておらず、大学全体の方針に準じた扱いとしている。採用、昇任の個別の人事案件については、学科会議において発議され、人事委員会での審議を経て最終的には教授会での審議を行う、全学的な決定事項となっている（[根拠資料 6-3 教員選考規程](#)）。担当教員の変更を伴うカリキュラム変更が必要だと学科が判断した場合は、変更案を当該学科から教務委員会に提議し、教務委員会で検討した結果は全学科の学科会議にて、審議される。学科会議の審議がまとまった段階で、教授会に提議し、そこで最終決定となる。ただし、教養教育に関する事項については、必要に応じて、教務委員会のもとにある共通教養部会が検討を行うこともある（[根拠資料 6-7 学内の意思決定プロセスに関する確認のお願い（2012\(平成24\)年度5月教授会資料）](#)）。

2) 文学科

文学科は日本語日本文学専攻と英語英文学専攻の2専攻で編成されて、「文学、言語及び文化を学ぶことを通して、豊かな文学的感性、柔軟な思考力、的確な表現力を有し、多様化した社会で活躍できる人材を育成すること」を目的としている。

日本語日本文学専攻の目的は「日本語及び日本文学の理論を学び作品を読むことを通して、日本語に関する知識と表現力、日本文学を広くかつ深く解釈し鑑賞する能力を有し、多様化した地域社会で活躍できる人材を育成すること」であり、これに基づき5名の専任教員が配置される。専任教員5名の専門は、日本語学（1名）、日本文学（2名）、中国文学（1名）、日本語教育（1名）としている。

英語英文学専攻の目的は「英米文学、英語学及び英語圏文化を学ぶことを通して、英語運用能力と豊かな教養を有し、多様化した国際社会に対応できる人材を育成すること」であり、これに基づき、6名の専任教員（助教1名を含む）が配置される。専任教員6名の専門は英語学（1名）、英文学（1名）、比較文学（1名）、アメリカ文化及び英語教育（1名）、異文化教育及び英語教育（1名）、英語教育（助教1名）としている（[根拠資料 1-2 鹿児島県立](#)

短期大学学則 第3条の2、根拠資料 1-8 教員一覧（令和5年度学生便覧）pp.151-153）。

3) 生活科学科

生活科学科は食物栄養専攻と生活科学専攻の2専攻で編成され、「衣・食・住を中心とする生活全般を対象とした実践的な専門知識と技能の習得を通して、柔軟な思考力及び判断力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること」を目的としている。

食物栄養専攻の目的は「食物及び食生活についての幅広い科学的知識と専門的知識の習得を通して、健康の維持増進のための実践的能力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること」であり、これに基づき9名の専任教員（助教4名を含む）が配置される。専任教員9名の専門は、社会生活と健康（1名）、人体の構造と機能（1名）、食品と衛生（1名）、栄養と健康（助教1名）、栄養の指導（1名）、給食の運営（1名）、上記教育内容（6領域）を担当する専任の助手（助教3名）としている。食物栄養専攻は厚生労働省が定める指定栄養士養成施設であり、厚生労働省が定める本施設に必要とされる要件である栄養士法施行規則第9条および別表第1に基づき、教員が配置されている。食品学、栄養生化学、給食管理を専門とする助教は栄養士法施行規則上では助手となる。

生活科学専攻の目的は「衣及び住を中心とする生活全般に関わる専門知識の習得を通して、生活に関わる事象を科学的に分析・理解する能力及び質の高い生活環境をデザインする能力を有し、地域社会に貢献できる人材を育成すること」であり、これに基づき、8名（令和6年度予定）の専任教員（助教2名含む）が配置される。専任教員7名の専門は空間デザイン（1名）、ビジュアルデザイン（2名、うち助教1名）、被服材料学（1名）、色彩学（1名）、教育心理学（1名・令和6年度予定）、建築史（1名）、被服文化史（助教1名）としている。教育心理学の教員は主に教職課程を担当する（根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則 第3条の2、根拠資料 1-8 教員一覧（令和5年度学生便覧）pp.151-153）。

4) 商経学科

商経学科は経済専攻と経営情報専攻の2専攻で編成され、「広く世界、日本、地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し、情報処理の技法習得を通して、柔軟な思考力と企画力を有し、地域に貢献できる人材を育成すること」を目的としている（根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則第3条の2）。

経済専攻の目的は「経済・社会の理論を学び、地域社会及び産業の分析を通して、地域の課題を発見する能力、課題解決の意欲と能力を有し、地域経済の発展に寄与できる人材を育成すること」であり、これに基づき5名の教員が配置される。専任教員5名の専門は経済学（1名）、金融論（1名）、国際関係論（1名）、財政学（1名）、地域経済（1名）としている。

経営情報専攻の目的は「経営及び組織の理論を学び、会計・情報処理の技能習得を通して、ビジネスを企画・管理する意欲と能力を有し、地域産業の発展に寄与できる人材を育成すること」であり、これに基づき6名の教員が配置される。専任教員6名の専門は労務管理（1

名), 経営管理 (1名), 会計情報 (1名), マーケティング論 (1名), 経営工学 (1名), 情報科学 (1名) としている(根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則 第3条の2, 根拠資料 1-8 教員一覧(令和5年度学生便覧) pp.151-153)。

第一部商経学科と第二部商経学科の教員は「鹿児島県立短期大学学科運営の特例に関する規程」(根拠資料 6-8) および「鹿児島県立短期大学処務規程第6条」(根拠資料 6-9) により, 同一とされている。これは, 教育目的・内容が重複する部分が多いためであり, それぞれに所属する教員は一体となって, 教員像や教員組織についても検討している。

5) 第二部商経学科

第二部商経学科は「広く世界, 日本, 地域の経済・社会と企業の構造と運動を研究し, 情報処理の技法習得を通して, 柔軟な思考力と企画力, そして豊かな人間関係の構築力を有し, 地域活性化のために活躍できる人材を育成すること」を目的としている(根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則第3条の2)。この目的に基づき, 4名の教員が配置される。専任教員4名の専門は, 財務会計(1名), 国際経済(1名), 労働法(1名), 行政法(1名)としている。また, 主に教職課程を担当する比較教育学の専任教員(1名)も所属し, 第一部商経学科科目も担当する(根拠資料 1-2 鹿児島県立短期大学学則 第3条の2, 根拠資料 1-8 教員一覧(令和5年度学生便覧) pp.151-153)。

6.1.2 点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき, 教育研究活動を展開するため, 適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点①: 短期大学全体及び学科・専攻科等ごとの専任教員数

評価の視点②: 適切な教員組織編制のための措置

- ・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置(専任教員については教授又は准教授)
- ・ 短期大学士課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性, 男女比
- ・ 教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・ 複数学科等の基幹教員を兼ねる者について, 業務状況の適切性
- ・ 教員と職員の役割分担, それぞれの責任の明確化と協働・連携
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点③: 指導補助者を活用する場合の適切性(資格要件, 授業担当教員との責任関係や役割の明確化, 指導計画の明確化等)

評価の視点④: 教養教育の運営体制

短期大学設置基準の改正により令和4年10月より基幹教員制が開始されているが, 本学では考え方を整理しているところであり, 基幹教員制は未導入となっており, 従前の設置基

準に従った専任教員の配置がなされている（短期大学基礎データ 表 1）。

また、教授定員（大学全体で 21 名）の配置については「教授定員の基本的な考え方」（根拠資料 6-2）にて教授会決定されている。

表 6-1-1 短期大学全体の職位別専任教員数（令和 5 年 4 月現在，以下同じ）

職位	教授	准教授	講師	助教	計
現員	20	12	3	7	42
定員	21	—		7	44
設置基準数	15	—			32

表中の[—]は特に定めがないもの。以下の表も同じ。

表 6-1-2 文学科の職位別専任教員数

	職位	教授	准教授	講師	助教	計
日本語 日本文学 専攻	現員	4	0	1	0	5
	定員	2	—		0	5
	設置基準数	2	—			4
英語 英文学 専攻	現員	3	2	0	1	6
	定員	2	—		1	6
	設置基準数	2	—			4
文学科 全体	現員	7*	2	1	1	11
	定員	6	—		1	11

* 文学科の教授現員には「教授定員の基本的な考え方」で定められた「全学分」1 名を含む

** 上記のほか，第二部商経学科の教授 1 名が日本語日本文学専攻と教授兼任

表 6-1-3 生活科学学科の職位別専任教員数

(斜体は定員に対して現員が不足している箇所)

	職位	教授	准教授	講師	助教	計
食物栄養 専攻	現員	3	2	0	4	9
	定員	2	—		4	9
	設置基準数	2	—			4
生活科学 専攻	現員	2	3	0	2	7
	定員	2			2	8
	設置基準数	2	—			4
生活科学科 全体	現員	5	5	0	6	16
	定員	6	—		—	17

表 6-1-4 商経学科の職位別専任教員数

(斜体は定員に対して現員が不足している箇所)

	職位	教授	准教授	講師	助教	計
経済 専攻	現員	2	1	1	0	4
	定員	2	—		0	5
	設置基準数	2	—			4
経営情報 専攻	現員	2	3	1	0	6
	定員	2			0	6
	設置基準数	2	—			4
第一部商経 学科全体	現員	4	4	2	0	10
	定員	6	—		0	11
第二部商経 学科	現員	4*	1		0	5
	定員	1	—		0	5
	設置基準数	1	—			3
第一部, 第二部 計	現員	8	—		0	15
	定員	8*	—		0	16

* 第二部商経学科の教授現員および第一部，第二部計の教授定員には「教授定員の基本的な考え方」で定められた「教職」1名を含む

**第二部商経学科の教授1名は日本語日本文学専攻と教授兼任

いずれの学科，専攻においても，設置基準に定められた専任教員数，教授数を充足している。生活科学専攻および経済専攻においては，いずれも令和4年度末に急な他大学への転出があったため，それぞれ定員を1名満たしていない（大学全体では2名未充足）。また，生活科学科では「教授定員の基本的な考え方」における学科裁量分2名中1名が未充足となっ

ている。未充足とその補充人事については、年度当初の人事方針において、促されている。

教員組織の編成については「鹿児島県立短期大学の基本方針」（[根拠資料 1-3](#)）に従い、学則第3条の2に定める学科、専攻の教育研究上の目的に応じた編成となっている。点検・評価項目①にあるとおり、学科、専攻の専門性に応じて、主要科目に対応した教員を配置している。これにより、いずれの学科、専攻においても専門科目の専任教員担当比率は70%を超えている（[短期大学基礎データ 表1](#)）。

表 6-1-5 専門科目の専任教員担当比率（専攻別）

日本語 日本文学	英語 英文学	食物栄養	生活科学	経済	経営情報	第二部 商経
87.0%	77.5%	84.1%	76.5%	70.6%	73.9%	72.4%

女性教員については人事方針（[根拠資料 6-6](#)）において「形式的にはもちろん、実質的に女性に不利になるような条件はつけない、女性教員比率を上げるよう努力すること。」とされており、学科によるバラツキはあるものの、男性29名、女性13名となっており、日本の大学の女性教員比率（令和4年の文部科学省調べにおいて26.7%）に比べ、比較的高い女性教員比率（31.0%）となっている。年齢構成もおおむねばらついている。外国籍をもつ専任教員2名をはじめ、海外研修制度（平成19年度より鹿児島県の財政上理由により休止）により、国際性を身に着けた教員も複数いる。生活科学科を中心に実務家経験をもつ教員も11名に上る（[シラバスの「実務経験」欄によりカウント 根拠資料 4-7](#)）。

授業に関わる経費については学生実験実習費によって執行され、担当コマ数などによって配分されるが、毎年度末に、次年度の配分資料作成の際に、専任教員の担当コマ数を確認している。担当コマ数を把握することにより、授業担当負担への配慮が行われている（[根拠資料 6-10 令和5年度 学生実験実習費（消耗品費）配分資料](#)）。

教養教育全般については委員会規程（[根拠資料 2-2](#)）において教務委員会とその下にある共通教養部会で検討することになっているが、こちらについても人事方針にて専任教員担当の実態を確認し、方針に項目に組み込まれている（[根拠資料 6-6](#)）。

6.1.3 点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点①：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点②：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集、採用、昇任については鹿児島県立短期大学教員選考規程（[根拠資料 6-3](#)）と鹿児島県立短期大学教員選考規程細則（[根拠資料 6-4](#)）によって定められており、この規定、に従った人事以外は行われていない。規程および細則では職位ごとの採用・昇任基準が明記

されている。採用選考の手続きの流れは以下の通り規定されている。

- ① 退職、転出により採用の必要が生じた場合、学科会議にて審議する（選考規程第 12 条 1）。審議に際しては、審査科目、担当科目のほかに、採用職名、応募書類、選考方法を人事方針および学科の状況を考慮して、決定する（選考規程、第 1 号様式、第 2 号様式）。また、後に発足する選考委員会委員 5 名のうち、学科選出の 3 名の候補をあげる。
- ② 学科から発議された人事案件は人事委員会で審議する（選考規程第 12 条 2）。人事委員会で適当と認められた場合は教授会に提議する。その際は選考委員会委員 5 名の候補をあげる（選考規程第 12 条 3）。
- ③ 人事委員会から定義された人事案件について教授会で審議する（選考規程第 12 条 2）。人事案件、選考委員会設置が教授会で承認されたら、募集を開始する（選考規程第 13 条、同 14 条）。
- ④ 大学ウェブサイトおよび JREC-IN にて募集を周知する（[根拠資料 6-11 教員募集要項大学ウェブサイトの一例](#)）。
- ⑤ 応募者、応募書類をもとに選考委員会が調査、審議を行う（選考規程第 15 条）。候補者に対し、必要に応じて面接を行う（選考規程第 2 号様式）。
- ⑥ 選考委員会が採用選考結果を人事委員会に提出する。人事委員会はその結果を適当と認めた場合は教授会に提議する（選考規程第 15 条 3）。
- ⑦ 人事委員会から提案された選考結果を教授会で審議する（選考規程第 16 条）。

昇任選考においても概ね④を除く上記プロセスで行われる（選考規程第 17 条～19 条）。

選考においては鹿児島県立短期大学の常勤教員選考のための業績評価基準について（[根拠資料 6-12](#)）に定める各種業績基準を用いる。

このほかに、助教人事については助教に係る人事の申し合わせ事項（[根拠資料 6-13](#)）が定められ選考に関わる事項が決められている。

6.1.4 点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点①：ファカルティ・ディベロップメント（F D）活動の組織的な実施 評価の視点②：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学において、教員の資質向上に関する取組は主に F D 委員会が担っており、鹿児島県立短期大学委員会規程（[根拠資料 2-2](#)）では F D 委員会の所掌事項として「教員及び教員組織の教育研究力量向上支援に関する事項」が明記されている。

F D 委員会は年度末に鹿児島県立短期大学 F D 活動報告書（[根拠資料 1-17](#)）を出し、当該年度の F D 活動をまとめている。具体的な取り組みとしては学期途中に行う「授業中間ア

ンケート」と「教員による授業の公開・参観」、学期末に行う「授業改善アンケート」、11月ごろに行う「学生と教育を語る会」、卒業する学生に行う「卒業生学生生活満足度調査」、年3回行う「FD講演会・研修会」となっている。

FD委員会が実施する授業改善に関する学生アンケートは「授業改善のための中間アンケート」と「授業改善のためのアンケート（授業評価アンケート）」の2種類がある。前者はそれぞれの授業の第5～7回目で実施されるもので、専任教員には実施が義務付けられている（非常勤講師は任意実施）。授業の第5～7回目に実施することで、回答した学生にフィードバックし、速やかに授業改善に役立てることを目的としており、授業の特性を反映するために、アンケート用紙の様式は教員任意のものとしている。FD委員会では実施の有無を確認している。

授業の最後の2回いずれかで実施する授業評価アンケートは、演習、卒業研究を除く全科目で実施され、ウェブアンケートで実施されている（一部希望する教員は用紙で実施）。アンケート項目は所属、学年のほかに「あなた自身の学習状況について（質問2項目）」、「授業について（質問7項目）」、「自由記述」からなる。アンケートはFD委員会が集計・分析を行い、学科・専攻ごとの集計結果を学内に通知するとともに、科目ごとの結果を教員に通知している。通知された内容を元に、教員が授業ごとにコメントを書き、それを『2022年度前期「授業改善のためのアンケート」実施結果・教員のコメント』というタイトルで冊子にまとめ、学生に公開している。

FD委員会では「教員による授業の公開・参観」も実施している。定められた期間内に専任教員が他の専任教員の授業を参観し、参考にすることで、自らの授業改善に役立てるのが目的である。FD委員会では、参観授業の選択資料として、事前に調査した授業の特徴を通知している。また参観者は、コメントや感想を記入した参観カードをFD委員会に提出し、改善に役立つ情報をFD報告書を通じて通知している。

FD委員会では「学生と教育を語る会」も実施している。授業、カリキュラム編成、授業評価アンケート、就職指導、課外活動、教育環境などの実態について、各学科、各学年の代表者からFD委員、学生部長などが生の声を聞き取る企画である。結果については、学科会議や関連委員会に報告され、FD報告書にも記述される。

FD委員会では特定のテーマにより「FD講演会・FD研修会」も年3回実施している。令和4年度は「コロナ禍での大学における教員のための健康づくり」（講師：飯干学長）、「大学基準協会による第三期認証評価の主な変更点等について」（講師：飯干学長）、「職場のメンタルヘルス」（FD、SD合同研修会、講師：始良病院 山畑良蔵先生）というテーマで実施されている。

新任教員に対しては、事務局から教育、研究、学内運営に関わる説明が行われている（[根拠資料 1-17 FD活動報告書 IX 新任教員の研修 p.39](#)）。

専任教員の研究および社会的活動については年度末に地域研究所が発行する雑誌『くろしお』（[根拠資料 2-11](#)）に掲載し、学内外に公表している。『くろしお』の編集は地域研究・生涯学習委員会が担当している。

研究面での資質向上については、主に地域研究・生涯学習委員会のもとにある研究支援部会が外部資金獲得に関する情報提供などを行うっている。具体的な例としては令和5年5月に「科研費応募の一般的な説明」、「科研費獲得のコツ」について情報交換会を行っている。

また、同じ地域研究・生涯学習委員会のもとにある研究倫理審査部会が研究活動の公正性確保と研究倫理に関する事項を扱っている（[根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程 第3条](#)）。令和5年度には「鹿児島県立短期大学研究活動の不正行為防止に関する規程」（[根拠資料 6-14](#)）の整備を行った。

また、集中した研究を行うための国内留学規程（[根拠資料 6-15](#)）に基づく国内留学制度も研究面の資質向上に役立っている。特定の研究課題を設け、概ね半年間、授業担当や学内諸業務を免除し、国内の研究機関にて研究を行う国内留学制度は、ほぼ毎年度活用されている。鹿児島県立短期大学教員海外出張に関する取扱規程（[根拠資料 6-16](#)）に基づき、海外にて学術教育の研究及び調査又は教授上の能力向上等を目的とする海外研修制度もあるが、鹿児島県の財政上の理由により平成19年度より休止されている。

6.1.5 点検・評価項目⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

人事方針は、職位、年齢、性別など客観的資料を基に自己評価・将来構想委員会が教授会に提案し、毎年度当初に策定しており、教員組織の適切性を点検している。教員選考、昇任はこの人事方針に基づき行っており、適切な教員組織の編成改善につながっている。また、教員選考に関わる規程等は全学運営委員会が中心となり、随時見直しを行っている。令和4年度は教員選考規程の改正（教授会議決条件の変更など）（[根拠資料 6-17](#)）、常勤教員選考のための業績評価基準の改正（審査科目の関連科目を含めた基準への変更）（[根拠資料 6-12](#)）などを行い、選考の適切性向上を図った。例年、人事方針案を自己評価・将来構想委員会が提案する事、および必要に応じて教員選考に関わる規程等を全学運営委員会が改正する事は、年度末に作成される委員会総括文書（令和4年度より自己評価・将来構想委員会の所掌でそれ以前は全学運営委員会の所掌）に明記されており、内部質保証のPDCAサイクルの一つとなっている。

令和4年度以前も委員会総括文書や通常の学内業務で必要性が明確になった場合に教員組織の適切性を見直している。一例として、平成29年度には常勤教員の昇任選考を学科が提議することの申し合わせを決定している（[根拠資料 6-18 常勤教員の昇任選考を学科が提議することの申し合わせ\(平成29年7月教授会資料\)](#)）。昇任選考の手続きにおける日程等の指針が示され、以降はこの申し合わせに基づいた昇任選考がなされている。

6.2 長所・特色

本学全体の教員組織編成については、学科会議を経て教授会で決定しており、全教員の共通認識となっている。これに加え、個々の教員採用、昇任は学科からの発議に基づくものとし、社会的要請も反映した専門性を考慮したものとなっている。

F D活動は学生の意見を反映させる授業アンケート、満足度調査から、教員相互で力量を向上させる教員による授業公開と参観、F D講演会・F D研修会など、多角的に行っている。

6.3 問題点

令和5年年度は経済専攻1名、生活科学専攻1名、合わせて2名の教員が未充足である。特に生活科学専攻の未充足分は学生相談室長かつ教職担当の教員であり、迅速かつ確実な人事が必要である。ただし、いずれの補充人事とも手続きは速やかに行われ、令和6年4月に着任予定である（[根拠資料 6-19 教育心理学募集要項](#)、[根拠資料 6-20 地域経済論募集要項](#)）。また、食物栄養専攻の教員2名（いずれも教授）が令和5年度末に転出することとなり、令和6年度4月着任に向けた採用人事を行っているところである。

F D活動の視点でみると、海外研修制度は、単なる研究成果向上のみならず、教員の国際的感覚の醸成や海外研究者との人的交流の面などからも平成19年度より15年以上にわたって休止されている事態は大きな問題点といえる。再開に向けた予算措置を継続して設置者に要求していかなければならない。

6.4 全体のまとめ

本学の教員組織については、大学の基本方針に基づき編成されており、人事方針などにより定期的に点検が行われ、教育研究活動を効果的に展開できるよう適切な編成が行われている。定年退職の教員や未充足教員についても、速やかに補充人事の手続きが行われている。

F D活動も海外研修制度の休止を除き、適切に行われている。

第7章 学生支援

7.1 現状説明

7.1.1.点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学の学生支援についての基本的な考え方は「鹿児島県立短期大学の基本方針」([根拠資料 1-3](#))に基づいている。特に基本方針3「本学は、学生が意欲的に学習に専念でき、満足度の高い学生生活を送ることができるよう、講義・演習・実習等に関わる修学、心身の健康、課外活動、就職活動等にわたって、必要かつ適切な学生支援をおこなう。」及び基本方針4「本学は、学生や教職員が安全で快適な学生生活および職業生活を享受することができるよう、学内の施設・設備の充実・更新をはかり、継続的に教育研究等環境を整備し改善することに努める。」に明示されており、これらに基づいた体制整備等の取り組みが行われている。基本方針は本学ホームページ([根拠資料 7-1](#))、規程集([根拠資料 1-7](#))および学生便覧([根拠資料 1-8 pp.8-9](#))に掲載し、学内外に明示している。

7.1.2 点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点①：学生支援体制の適切な整備

評価の視点②：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点③：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備

- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
 - ・ 学生の心身の健康，保健衛生及び安全への配慮
 - ・ 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
- 評価の視点④：学生の進路に関する適切な支援の実施
- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
 - ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- 評価の視点⑤：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- 評価の視点⑥：その他，学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

評価の視点①：学生支援体制の適切な整備

基本方針の下に，修学一般に関しては教務課と教務委員会，生活支援，進路支援については学生課と学生委員会が対応している（[根拠資料 2-2 委員会規程](#)）。障害を持つ学生の修学および学生生活の支援については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」（[根拠資料 7-2](#)）に定められ，第4条にて最高管理責任者として学長を定め，必要な措置を行う障害学生支援委員会の設置を行っている（[根拠資料 7-3 障害学生の修学等の支援に関する規程](#)）。さらに，支援が必要な障害学生には一人一人に対応した個別支援チームを置くこととしている（[根拠資料 7-3 障害学生の修学等の支援に関する規程](#)，[根拠資料 7-4 障害学生個別支援チームに関する申し合わせ事項](#)）。

心身の健康については学生相談室と保健室が対応している。学生相談室はその他，進路や就職，学業，対人関係，性格上の悩み，経済的な悩み，その他学生生活全般の相談に対応し，必要に応じて学生部長に報告し，関係部署に引き継いでいる（[根拠資料 7-5 鹿児島県立短期大学学生相談室規程](#)）。学生相談室は心理学担当の教員が担当室長として業務を行っている。ただ，令和4年度末に当該教員が急な転出となり，令和5年度は不在となった。

教務委員会，学生委員会，障害学生支援委員会はそれぞれ所掌の支援分野について必要事項を検討するとともに，支援状況の適切性を検証し，毎年度末に委員会報告として内部質保証部会，自己評価・将来構想委員会を通じて検証内容を各学科に報告している。

学生相談室と保健室は学生部長の下に組織されており，月に1度の割合で，学生部長，学生部次長，学生相談室長，保健室担当職員で保健室会議を開催して，学生の心身の健康について情報交換を行うとともに，支援状況の適切性について検証している。

評価の視点②：学生の修学に関する適切な支援の実施

▽ 学生の能力に応じた補習教育，補充教育

学生の能力に応じた補習教育，補充教育は現状，実施していないが，一部の情報系実習科目（第一部 商経学科『情報リテラシーⅡ』）では入学時の学生スキルに応じたクラス分け編成を行っている。また，外国語科目（英語），会計関連科目，情報関連科目については，入学前および在学中に取得した技能審査によって，単位認定を行っており，一定の学力を有す

と思われる学生に初心者向けの授業の受講を行わなくて済むように配慮している（[根拠資料 4-15 外国語科目（英語）に係る技能審査合格者等の単位認定に関する細則](#)，[根拠資料 4-16 簿記論 I. 簿記論 II, 原価計算. 財務会計論に係る技能審査合格者等の単位認定に関する細則](#)，[根拠資料 4-17 情報リテラジー I. 文書作成実習. PC データ活用. PC データ活用実習に係る技能審査合格者等の単位認定に関する細則](#)）。

▽ 正課外教育

本学では組織として正式な正課外教育は行っていない。一部の教員が自主的に編入試験や資格試験の対策を行っている。

▽ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応，その他学習支援

自宅等の学外で学習する学生からの相談については，特段の支援は行っていない。基本的にはメールや電話などで教職員が個別対応を行っている。大学から学生へのお知らせはホームページで行うほか，重要な事項については，令和 2 年度からは LINE のオープンチャットによる通知も行っている。

▽ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援，授業動画の再視聴機会の確保など）

新型コロナウイルス感染症により，令和 2 年度より本学でも一部の授業で遠隔授業が行われることが増えた。ただし，本学ではすべてを遠隔授業にすることはなく，対面授業と混在する状況であり，原則として遠隔授業は学生の都合のいい時間で受講できるオンデマンド型で行うこととしていた。これにより自宅での通信環境に制限のある学生は大学のパソコン室や一部教室の Wi-Fi を利用し，遠隔授業を受講する機会を確保した。

さらに，鹿児島県立短期大学振興会の予算で令和 4 年度には学生会館，令和 5 年度には本館と 3 号館 1 階に学生が利用できる Wi-Fi 環境が整備された。

▽ 留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学は南京農業大学との協定に基づき，交換留学生の受け入れを行っている。留学生は希望に応じた専攻に所属し，担当教員や職員から必要に応じて修学支援を行っている。なお，新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年度から令和 4 年度までは交換留学生の受け入れはなかったが令和 5 年度に受け入れを再開している。

▽ 障がいのある学生に対する修学支援

「障害学生の修学等の支援に関する規程」（[根拠資料 7-3](#)）に基づき，申し出があり，必要性が認められた学生に対して，支援を行っている。支援障害学生一人一人に個別支援チームを置いている（[根拠資料 7-4 障害学生個別支援チームに関する申し合わせ事項](#)）。個別支援チームは支援障害学生が所属する学科長または専攻代表者，学生相談室長などからなるメンバーで構成され，支援の流れ（[根拠資料 7-6 障害学生の入試・履修・試験に対する支援の流れ](#)）に従って支援を行っている。該当する学生が受講する授業の担当教員には学期当初に配慮の内容を明記した「授業配慮願」を渡し，必要な配慮・支援を依頼し，学期末には「実施状況報告書」（[根拠資料 7-7](#)）にて実施状況の把握を行っている。

▽ 成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振者の指導は、基本的にゼミ担当教員などその学生の指導教員が当たっている。学科会議等において、支援方法が議論され、学科長や教務委員・学生委員が助言することもある。商経学科では学期末に低単位取得者の一覧を学科会議で配布し、状況を把握したうえでゼミの担当教員が指導を行っている。

▽ 留年者及び休学者の状況把握と対応

毎年2月末に卒業判定教授会を行い、卒業要件を充足している学生とともに、要件を充足せず留年となった学生と未充足理由の把握を行っている。休学については担当教員が面談を行ったうえで休学届（[根拠資料 7-8](#)）が出される。休学届が出た翌月の教授会にて報告されている。休学期間終了時には教務課から復学等の意思確認を行っており、担当教員確認のもと、復学届（[根拠資料 7-8](#)）を提出することになっている。

留年や休学が多い第二部商経学科では、2021年度から、演習が開講されない1年後期、2年前期に関しても、「基礎演習」の担当教員が毎月定期的に学生に連絡する「二部連絡制度」をスタートさせた。この制度は、学生の授業への出席状況などの確認をすると同時に、学生の希望に応じて、学修の相談にも活用されている。

▽ 退学希望者の状況把握と対応

退学については担当教員が面談を行ったうえで退学届（[根拠資料 7-8](#)）が出される。退学届が出た翌月の教授会にて報告されている。

▽ 奨学金その他の経済的支援の整備

令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始されている。家計の経済状況など一定の要件に該当する場合は授業料減免を受けることができる（[根拠資料 7-9 鹿児島県立短期大学授業料等減免規則](#)）。

表 7-1-1 授業料減免決定者数推移（修学支援新制度開始後）

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
112	111	121	118	121	111

奨学金制度としては、日本学生支援機構によるもののほか、公益法人等によるもの、県内の市町村によるものなどがある。本学独自の奨学金制度は設定されていない。奨学生の推薦選考は、資料に基づいて学生委員会で行っている。

表 7-1-2 奨学金受給者数推移（修学支援新制度開始後）

奨学金種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸与奨学金 第一種	163	167	141
貸与奨学金 第二種	79	98	78
給付奨学金	99	117	124
その他奨学金	7	7	10

（貸与奨学金、給付奨学金は日本学生支援機構）

▽ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

学費等の支援については入学手続書類に案内書類を入れているほか、在学生には「学生便覧」([根拠資料 1-8](#))に記載し、ホームページの「受験生の方へ」においても情報提供を行っている。

奨学金制度については、『学生便覧』に記載しているほか、毎年4月に特に日本学生支援機構の奨学金について、学生課が説明会を開いて学生への周知を行っている。説明会日程については掲示板に掲載するほか、オープンチャットでも周知を行っている。

評価の視点③：学生の生活に関する適切な支援の実施

本学では、学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生に配慮する組織として、学生部長のもとに保健室と学生相談室を設けている([根拠資料 7-5 鹿児島県立短期大学学生相談室規程](#))。

保健室と学生相談室は連携して相互の情報交換を行い、必要に応じて学生部長や学生部に報告している。また月に1度の保健室会議では学生部長、学生部次長とともに、学生支援の状況の確認と適切性の検証を行っている。また、学生委員会と学生課の主催で、学生の健康な心身保持のために、講演会も開催している。

保健室は、学生および教職員に対する健康診断、保健指導、相談(心の問題も含む)などの健康保持・増進業務を行っている。保健室には現在、昼間勤務の教務補助員(養護教諭資格)、夜間勤務の臨時職員(養護教諭資格)が配置されている。昼間勤務の勤務時間は9時から12時および13時から16時30分である。夜間勤務は16時30分から21時30分である([根拠資料 7-10 鹿児島県立短期大学教務補助員の設置に関する要綱](#))。

年間を通じての定期的な業務としては、学生課とともに例年4月に定期健康診断を実施し、学生の健康状態をチェックしている。要検査、定期管理が必要な学生が出た場合には、学外の診療所や病院を紹介するなどして対処している。また、月に2回、校医(現在は心療内科医)による健康診断を実施し、希望者については診断や指導を行っている。

日常業務としては、上記健康診断の事後処理および健康相談、身体測定、怪我や病気の応急手当や静養などがある。大学や学生自治会の行事には、不測の事態に備え、救急箱を貸し出したり、救護体制を敷いたりしている。精密な検査が必要と見られる場合には病院を紹介するとともに保護者、家族への連絡も行っている。

学生・教職員の保健室使用状況については、保健室担当職員が、利用者の個人情報を外した形で概要を保健室日誌に記入し、学生部長、学生課に報告している。

学生相談室は、学生のこころの健康、進路や就職、学業、対人関係、性格上の悩み、経済的な悩み、その他学生生活全般の相談に応じ、助言・指導を行うことを業務としている。学生相談室長は教育心理学担当教員が務めている。事務は学生課が所管している。学生相談室長は、常設の相談員の役を務めるとともに、保健室が受けた心身の健康相談の報告を受け、承認や指示を与えるという役割も担っている([根拠資料 7-11 学生相談室利用要項](#))。

学生相談室長は年に2回、学生相談室での相談状況を、月ごとの延べ人数とプライバシー

情報を除いた相談内容の形で学生部長に報告している。

本学ではハラスメントの予防および紛争解決のために「教職員によるハラスメントの予防および紛争解決に関する規程」(根拠資料 7-12)、「鹿児島県立短期大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」(根拠資料 7-13)を定め、学長直属の機関として人権委員会を設置している。人権委員会は教授会で選出された男女2人ずつの委員で構成される。

委員会は予防のための啓発活動を行う一方、学生等の為に相談窓口を設置している。ハラスメント関連規程や学生相談窓口について、『学生便覧』に記載するほか、「ハラスメント防止に関するガイドライン」(パンフレット)(根拠資料 7-14)を配布し、周知を図っている。

評価の視点④：学生の進路に関する適切な支援の実施

▽ 学生のキャリア支援を行うための体制の整備

学生の進路選択に関わる支援は、学生委員会と学生課が連携して行っている。

学生委員会は、学生の進路支援の方法を検討するほか、企業への学校推薦選考、四年制大学等への推薦編入学の選考にもあたり、学生の進路状況を各学科に報告する任務も負っている。学科に伝えられた学生の進路状況は、指導教員が把握して、個別の学生支援に役立っている。1年次の教養科目「キャリアデザイン」の運営を学生委員会が担っており、キャリア形成の担当の一元化を図っている。

学生課は、学生の進路状況を常時把握して、新たな支援方法を学生委員会に提案するほか、同課職員は、学内推薦選考部会員も務め、マナー指導、面接指導、履歴書添削、個別面談などの具体的指導にも当たっている。

学生相談室には、学生の進路選択に資するため、企業から寄せられたパンフレット、「鹿児島県企業年鑑」や公務員・教員採用試験関係の資料、四年制大学編入に関する資料、専門学校受験資料、先輩達の受験体験記などが置かれていて、学生に利用されている。

▽ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

進路選択に関わるものとしてはまず1年時に8回に分けて実施される授業科目「キャリアデザイン」がある(根拠資料 7-15 キャリアデザインのシラバス)。学生の将来のキャリアを主体的に想像するために「生き方」、「働き方」、「学生生活の送り方」などについて役立つ知識、考え方などを身に着ける内容となっている。

そのほかに

- ・ 就職活動説明会：学生自治会との共催で内定をもらった先輩から生の声を聴く説明会
- ・ 学生課での就職指導：就活のマナー指導、履歴書添削、面接指導など学生の希望に応じて随時受け付ける指導
- ・ 学内企業ガイダンス：約20社の採用担当者が本学にて説明会を行うガイダンス
- ・ 就活パネルディスカッション：企業の人事担当者や先輩社員がパネラーとなり、働くことの意義や企業が求める人材像などについてのパネルディスカッション
- ・ メイクアップ講座：化粧品会社の専門講師による好感を持たれる就活のための化粧方法の講座

- ・ 公務員・教員模試，SPI 対策模試：それぞれ年 3～4 回程度実施の模試
- ・ ジョブサポーター指導：ハローワークから派遣されたジョブサポーターによる指導などを実施している（[根拠資料 1-10 大学案内 2024 p.33 「キャリアサポート」](#)）。

評価の視点⑤：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

自治会，サークルの活動については学生委員会および学生課が指導，助言を行っている。自治会では体育祭（春季，秋季），県大祭（前夜祭，学内開放，文化祭）を毎年行っており，その実施についても学生委員会，学生課が指導助言を行っている。

令和 5 年度は本学自治会の元に第一部，第二部合わせて 16 のサークルがあり，活動を行っている。第一部のサークルにはサークル棟の部室を使用させるほか，手続きによって大学会館，体育館，グラウンド等の施設利用を許可している。自治会，サークルの活動予算については学生から徴収した自治会費以外にも同窓会からの補助を受けている。

新型コロナウイルス感染症の対策として，学生委員会と学生課，学生部長が協議を行い，感染対策を考慮したサークル活動の制限を決定してきた。

評価の視点⑥：その他，学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生自治会と学生委員会が中心となる教職員で行われる「二者連絡協議会」にて，自治会からの要望を聞き取り，関係組織に繋いでいる（[根拠資料 7-16 二者連絡協議会規程](#)）。また，FD 委員会による「学生と教育を語る会」は各学科専攻の各学年から学生が出席し，学生からの要望が出されており，こちらも関係組織に繋いでいる（[根拠資料 1-17 令和 4 年度鹿児島県立短期大学 FD 活動報告書 pp.28-32](#)）。

7.1.3 点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また，その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

評価の視点①：適切な根拠（資料，情報）に基づく定期的な点検・評価

修学全般については教務委員会と教務課，学生生活，進路関連については学生委員会と学生課が所掌している。各委員会から学科会議および教授会で報告や審議がなされ全学的に共有されている。全学運営委員会では，教務委員長，学生委員長も原則として月に 1 回オブザーバー参加し，委員会の報告を行い，委員会間の連携をとっている。また，年度末に内部質保証部会が取りまとめる委員会総括（令和 4 年度までは全学運営委員会が所掌）にて，その年度に取り組んだ課題，次年度への継続課題を確認することで，点検を行っている。

学生の進路状況は毎月の教授会で内定状況や各種支援の参加状況などが報告されている。

卒業年次の学生には FD 委員会が学生生活満足度調査を行っている（[根拠資料 1-17 令和](#)

4年度鹿児島県立短期大学FD活動報告書 pp.10-27)。これによって13項目（専攻，教員，職員，情報関連科目，キャリア科目，外国語科目，教養科目，専門科目，教育施設整備，福利厚生施設整備，進路選択支援，課外活動，全般（入学してよかったか））についての5段階評価のほか，自由記述による要望を調査している。学科，専攻を中心に調査結果に対する検討を行い，FD活動報告書にまとめ，改善，向上につなげている。学生からの要望が多かったトイレの老朽化については，県予算により令和2年度から3年度にかけて改修がなされ，学内Wi-Fi環境については，振興会により令和4年度から5年度にかけて大学会館，本館3号館と学生の利用が多いと見込まれるスポットに整備が行われた。

内部質保証の取り組みとして，年度末には各委員会が委員会総括を取りまとめ，当該年度の業務を点検するとともに次年度の改善につなげている。このPDCAサイクルにて改善された事例としては

- ・ 単独企業説明会の開催（令和4年度より。延べ9社。）
- ・ 学生調査書の性別欄の廃止（令和2年度実施）
- ・ 授業科目「キャリアデザイン」の内容を改定（平成28年度より所掌委員会を従来の教務委員会から学生委員会へ変更。そのほか毎年度，内容を見直し）
- ・ 学生配布の「就職のしおり」を改訂（令和2年度）
- ・ 就職の求人情報のウェブ掲載（平成28年度より）

などがある。

7.2 長所・特色

学生支援の体制は適切に整備されている。全般的に少人数教育の特徴を生かしてきめ細かい対応が行われている。令和3年度の卒業生満足度調査で施設整備を除く，ほとんどの項目で5段階評価の3点台後半から4点台の結果となった。ゼミなどの担当教員による少人数教育で学生一人一人の状況に応じた修学，学生生活，進路支援が行われている。

保健室や学生相談室などにより学生の心身の健康についても，組織的な対応ができています。特に障害学生の支援については，個別支援チームにより，学生に応じたきめ細かい対応とプライバシー情報の管理が実現している。

県立の短期大学ということもあり，修学に必要な経費（入学金，学費など）については4年制大学や私立短大に比較して，低く抑えられている。これに加え授業料減免制度，奨学金の制度もあるため，経済的に学生の負担は非常に低いといえる。

進路支援も充実しており，令和4年度卒業生の就職希望者就職率はすべての専攻で100%である。ほとんどが県内での就職であり，地元人材の育成として大きな役割を果たしている。4年制大学への編入も学生の希望に応じた指導，支援が行われ，多くの進学者を出している。

表 7-2-1 専攻別就職率

専攻	H30 年度	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
日文	100.0%	96.0%	95.0%	100.0%	100.0%
英文	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
食栄	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
生活	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
経済	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
経情	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第一部全体	100.0%	99.4%	99.4%	100.0%	100.0%
第二部	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 7-2-2 専攻別県内就職率

専攻	H30 年度	H31 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
日文	72.7%	91.7%	84.2%	87.5%	89.5%
英文	75.0%	71.0%	88.9%	86.4%	93.8%
食栄	70.6%	65.4%	73.9%	84.2%	78.3%
生活	92.6%	80.0%	76.7%	86.2%	82.6%
経済	96.4%	83.3%	93.1%	96.0%	90.6%
経情	86.1%	84.6%	94.4%	85.3%	93.9%
第一部全体	83.8%	79.4%	85.8%	87.6%	88.4%
第二部	73.7%	70.8%	90.9%	92.0%	90.6%

7.3 問題点

学生満足度の調査によると教育施設整備、福利厚生施設整備で多くが2点台から3点台となり、低い満足度になっている。厳しい予算状況ではあるが、計画的に施設整備をすすめ、振興会の支援で Wi-Fi 環境整備を行ったように、さまざまな方略で学生支援を行うべきといえる。

学生相談室は学生生活の支援で大きな役割を持っているが、令和5年度は担当教員の急な転出により、不在となっている。保健室、学生課を中心に業務の補完をしているが、十分とはいえない。早期の補充人事は当然必要だが、教員1名に依存しない体制の検討も必要である。なお、補充人事は内定しており、令和6年度は不在状態が解消する予定である。

令和5年度には教員による学生へのハラスメント事案が発生した。ハラスメント防止に関連する規程やガイドラインは整備されていたが、定期的なハラスメント研修などが不足していた（令和5年9月と11月に実施）。定期的な研修を行うとともに教職員のハラスメント防止に対する行動指針の整備なども課題である。令和5年度2月教授会にて「鹿児島県立短期大学ハラスメントの防止に関するガイドライン」（[根拠資料 7-13](#)）を改正し、さらに

「鹿児島県立短期大学におけるハラスメント防止のための教職員が認識すべき行動指針」
([根拠資料 7-17](#)) を制定した。

7.4 全体のまとめ

学生支援については短期大学としての方針が学内外に明示され、教職員、学生で共有されている。修学、生活、進路など担当する整備体制は整っており、適切に支援が行われている。心身の健康について、令和5年度は教員の転出により学生相談室長の不在によりやや厳しい状況だが、全般的には十分な支援ができています。特に障害学生支援はきめ細かい対応ができています。

進路支援については、ゼミなど少人数による個別の指導や、多くのガイダンス、説明会、関連講座の成果がでており、就職希望者の就職率は毎年ほぼ100%であり、進学支援を含め充実している。

自治会、サークル活動など正課外活動については、一定の支援ができており、特に問題はない。

二者連絡協議会、学生と教育を語る会、学生満足度調査、と多面的に学生の要望や満足度を確認する試みがなされ、修学支援、学生生活などの改善、向上に反映されている。

以上のことから、短期大学基準に照らしておおむね良好な状態にあり、適切であると判断する。ただし、ハラスメント事案が二度と発生しないための再発防止対策は極めて重要な課題である。

第8章 教育研究等環境

8.1 現状説明

8.1.1.点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点①：短期大学の理念・目的、各学科・専攻科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、「鹿児島県立短期大学の基本方針」の4において、本学の教育研究環境の整備に関する方針を以下のように定めている（[根拠資料 1-3 鹿児島県立短期大学の基本方針](#)）。

「4 本学は、学生や教職員が安全で快適な学生生活および職業生活を享受することができるよう、学内の施設・設備の充実・更新をはかり、継続的に教育研究等環境を整備し改善することに努める。」

この基本方針を鹿児島県立短期大学諸規程集及びホームページに掲載し、教職員で共有すると同時に、広く一般にも明示している。また、この基本方針を踏まえて、施設管理計画を策定し、これを基に計画的に整備を進めてきた（[根拠資料 8-1 鹿児島県立短期大学の施設管理計画](#)）。施設管理計画は、（1）施設の概要、（2）施設の現状、（3）現状や課題に対する基本認識、取組状況、（4）施設の管理に関する基本的な考え方、（5）施設整備の基本的な考え方、（6）維持補修・修繕等経費の6つの項目からなり、本学の施設管理における基本的な考え方を明示すると同時に、優先順位のつけ方などの方法が記載されているものである。基本的な考え方や修繕項目の新規追加・修正などがあるたびに、施設管理計画は変更をされてきた。

本学の施設管理は事務局（総務課と会計課）が行っており、施設の管理及び使用事務を総括するとともに、担当施設ごとに施設担当者を置き管理事務に当たらせる責任体制を構築している。施設の修繕要求などは、教育を担当する教員からの依頼によることも多いが、本学は県直轄の短大であることから、施設管理計画については事務局で行い、県との交渉を行い、必要な予算課を行っている。また施設担当者は、施設使用の調整、盗難及び火災その他の災害の防止、整理清掃及び環境衛生、その他施設の良好な維持保全に努めている。

8.1.2 点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点①：施設・設備等の整備及び管理

- ・ ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

- ・ 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・ バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・ 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点②：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

▽施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

本学の施設、設備等については、「鹿児島県立短期大学の基本方針 4」（[根拠資料 1-3](#)）及び「鹿児島県立短期大学の施設管理計画」（[根拠資料 8-1](#)）に基づき、施設・設備や機械・備品等の環境を整備している。

本学の現有の校地面積及び校舎面積は、いずれも大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）等法令上の基準を満たしている（[短期大学基礎データ 表 1](#)）。

表 8-1-1 校地・校舎面積

校地・校舎面積				教育等施設	
設置基準上 必要校地面積	校地面積	設置基準上 必要校舎面積	校舎面積	教育等施設 総数	教育等施設 総面積
5,700 m ²	24,801 m ²	4,700 m ²	9,780 m ²	41 室	3,638 m ²

※教育等施設には、講義室、演習室、実験演習室、情報処理学習施設、語学学習施設を含む。

本学の教育棟（3 棟）は、昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけて建設されたものであり、多くの施設が老朽化している。そこで平成 28 年に「鹿児島県立短期大学の施設管理計画（令和元、令和 3、令和 5 年にそれぞれ一部変更）」（[根拠資料 8-1](#)）を策定し、計画的な施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保を行っている。平成 28 年度には埋設都市ガスパ管耐震化改修、平成 29 年度には女子トイレ補修、PC 室照明器具補修、平成 30 年度には体育館天井等耐震化改修、電気設備改修、平成 31 年（令和元）にはブロック塀安全対策、電気設備改修、令和 2 年度には女子トイレ洋式化工事、令和 3 年度には 2 号館外壁改修、令和 4 年度には 1 号館及び図書館外壁補修、令和 5 年には 3 号館外壁改修を行っている。

安全面に関しては、上述した耐震化やブロック塀安全対策のほかに、夜間は民間業者に委託して警備員を常駐させると同時に、大学敷地内の入口や駐車場においては防犯カメラを設置している。また不測の事態に備えるために、「危機管理マニュアル」（[根拠資料 8-2](#)）、「危機管理マニュアル事例対応集」（[根拠資料 8-3](#)）、「危機対策本部設置要綱」（[根拠資料 8-4](#)）を策定している。

衛生面に関しても、コロナ禍もあったことから、トイレ改修においては非接触式のトイレを設置したりするなどしている。

▽ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

本学では、全学的に ICT 教育に力を入れている。(1) 情報系の講義においては、必ず 1 人一台端末を操作できるように機器を整備している。(2) 5 年ごとにパソコンの機種を入れ替え、常に新しい機器や最新の OS で学習ができるようにしている。卒業後、社会に出た時に、ICT を駆使できる人材育成を目指している。

授業及び自習等で利用できる第一パソコン室には 48 台、第二パソコン室には 52 台、ワークステーション室には 21 台、LL 教室には 46 台、住生活学演習室には Mac12 台のパソコンが設置されている。これらの教室では、講義がない時間は学生が自由にパソコンを使用して自習をすることができる。また、常時自習が可能なパソコン自習室には 20 台、商経資料室には 10 台、日文資料室には 1 台のパソコンが設置されていて、いつでもパソコンを使用することが可能である。

パソコンの保守管理、日常的なシステム管理、消耗品の供給及び交換、利用者サポートは専任の教員が行っている。

▽バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「鹿児島県立短期大学の施設管理計画（令和元、令和 3、令和 5 年にそれぞれ一部変更）」（[根拠資料 8-1](#)）に基づき、順次バリアフリー対応を行っている。平成 28 年度には 2 号館 3 階廊下および階段に手すりを設置した。また、歩行時に杖を使う障がい者や車イス利用者の場合、雨天では傘をさすことができないため、雨天でも各建物間の移動を行えるように渡り廊下を整備した。平成 30 年には 3 号館（4 階建ての建物）にエレベーターを整備した。同時に、多目的トイレ（車イスで利用可能）を 3 号館の各階に設置した。

今後も順次、身障者トイレ等を整備していく予定である。

▽学生の自主的な学習を促進するための環境整備

ICT を利用した学習に対応するために、(1) 学生がいつでも自由に使えるパソコンをパソコン自習室、日文資料室、商経資料室に配置している。(2) 授業がない時間にワークステーション室、第 1 パソコン室、第 2 パソコン室のパソコンを学生が使用することができる。(3) 大講義室や講義室、図書館、大学会館では Wi-fi への接続が可能である。

▽教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組

法人化していない本学では、鹿児島県デジタル推進本部が策定している「鹿児島県情報セキュリティポリシー」（[根拠資料 8-5](#)）をもとにセキュリティ対策、ICT の利用が行われている。図書館システムや入試システム、教務システムに関しても、この「鹿児島県情報セキュリティポリシー」に基づいて運営されている。セキュリティポリシー改定時には、本学の教職員に周知されている。

本学の学生に対しては、1 年次の必修科目である情報リテラシーにおいて、(1) メールを扱う際に注意すべき点、(2) 必要な情報の収集・選択・加工及び、受け手の状況を踏まえた情報発信ができる能力を身につけさせ、(3) 著作権や情報セキュリティ、ネチケット

などについても講義を行っている（[根拠資料 4-7 シラバス](#)）。

また 35 ページに記載したように、1 年前期の「基礎演習」などで、高等教育機関で学ぶうえで必要な倫理性、ICT を活用する上で守らなければならないルールなどを教育している。

なお、COVID-19 への対応に関しては、学生および教職員の安全・衛生確保のため、以下のような措置を行った。

- (1) 各教室等の出入り口への消毒液の設置、教室の換気励行
- (2) 教室定員の削減（従来定員の 2/3 以内）
- (3) 手指消毒液（48 本）、非接触型体温計（10 本）、マスクの配備
- (4) アクリルパーテーションの配備（33 個所）
- (5) 自動開閉、自動水洗式トイレの整備（14 個所）
- (6) 濃厚接触者、感染者等が使用した教室等の徹底。
- (7) 保健室への「抗原検査簡易キット」（100 台）の配備

8.1.3 点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点①：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点②：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学の附属図書館では、図書館用図書（書籍及び雑誌）、視聴覚資料等は、学生からの要望、教員の選書により購入している。令和 4 年度末での蔵書数は 149,649 冊、定期刊行物 62 種、視聴覚資料 1,033 種を所蔵しており、年間約 2,000 冊程度の受け入れを継続的に行っている（表 8-1-2 を参照）。

開館時間は、開講日が 9 時から 21 時まで、休講日が 9 時から 17 時までである（土曜日、日曜日、祝祭日は休館日）。職員は専任職員数 2.5 人（夜間のみの職員を 0.5 人換算）で、内 1 名が司書資格を有している職員である。非常勤職員として司書資格を有している職員を 1 名配置している。令和 2 年度から令和 4 年度までの入館者数、貸出者数、貸出冊数は表 8-1-3 の通りである（[根拠資料 8-6 図書館リーフレット](#)、[根拠資料 8-7 図書館オリエンテーション資料](#)）。

また、有料データベース（南日本新聞）を契約し、館内に設置したパソコンから自由に利用できるようになっている。

表 8-1-2 図書資料の所蔵数（令和 4 年度）

図書の冊数（冊）		定期刊 行物の 種類	視聴覚 資料の 所蔵数	電子ジャー ナルの 種類	過去 3 年間の図書受け入れ冊数		
図書の 冊数	開架図書 の冊数				令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
149,649	149,649	62	1,033	0	2,079	2,072	1,851

表 8—1-3 附属図書館の利用状況（令和 4 年度）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
入館者数（人）	17,619	17,619	12,630
貸出者数（人）	3,588 （内訳） 教職員 735 学生 2,853	3,205 （内訳） 教職員 667 学生 2,538	2,736 （内訳） 教職員 596 学生 2,140
貸出冊数（冊）	7,315 （内訳） 教職員 1,595 学生 5,720	6,547 （内訳） 教職員 1,461 学生 5,086	5,625 （内訳） 教職員 1,389 学生 4,236

さらに、広く資料を検索、相互利用できるように、国立情報学研究所目録情報所在サービス（NACSIS-CAT/ILL）、鹿児島県内図書館横断検索システムなどに加盟し、国内外の大学や研究機関、公共図書館等と所蔵情報を共有している。利用者の要望に応じて、資料や複写文献を取り寄せたり、他機関を紹介するなどして、資料や情報の提供に努めている。

学生、教職員の学術情報へのアクセスを容易にする手段のひとつとして、Web サイトを公開しており、図書館所蔵資料の検索、電子書籍の閲覧をはじめ、学術情報に無料でアクセスできるサイト等の紹介、図書館利用案内を公開するなどして、来館せずに提供できるサービスの拡充にも力を入れている。館内では Wi-fi が使用できる他、誰でも使えるパソコンが 1 台、iPad が 2 台設置されていて、館内から他機関への学術情報へのアクセスを容易にしている。

図書館の面積は 1,335.7 m²、座席数は 65 であり、本学収容定員の 11.4%にあたる座席を確保している（表 8-1-4）。

なお、COVID-19 対策として、（１）入口等に消毒液の設置、（２）換気の徹底、（３）使用禁止の座席を設けるなどの措置をとった。

表 8-1-4 学生閲覧室の面積・座席数（令和 4 年度）

図書館の面積	座席数(A)	学生収容定員(B)	収容定員に対する座 席数の割合 A/B
1,335.7 m ²	65	570	11.4%

8.1.4 点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し，教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点①：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備，研究時間の確保，研究専念期間の保障等
- ・ 教育研究支援スタッフの配置等，教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応，その他技術的な支援体制

▽短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学の「鹿児島県立短期大学の基本方針」の2において，研究に対する基本的な考え方に
関する方針を以下のように定めている（[根拠資料 1-3](#)）。

「2 本学に所属する教員は，たえず高い学術研究能力とすぐれた実践的教育能力の
形成に尽力し，大学全体としては，個々の教員の諸能力が十分に発揮できるような学
科・専攻の教員組織を編成するとともに，必要に応じてその適切な改変に努める。」

本学では，基礎研究を基盤としながらも実学・実践的な教育を重視することが研究に対す
る基本的な考え方となる。これは本学で学ぶ学生に特にあてはまることになる。また本学は，
県内唯一の公立短期大学であるため，本学で学ぶ学生だけでなく，常に社会との接点が求め
られる。そうした使命を「鹿児島県立短期大学の基本方針」の5において，次のように明示
している（[根拠資料 1-3](#)）。

「5 本学は，県内唯一の公立短期大学として，県民の文化的かつ知的な生涯学習の
一拠点を担い，地域や産業界との連携・協力を重視かつ拡充し，たえず地域の振興・
活性化に貢献するよう努める。」

こうした基本方針のもと，本学では鹿児島県立短期大学地域研究所（以下，地域研究所と
表記する）を設置している。この地域研究所の目的は，その規程第1条において「地域の諸
問題に関し，人文・社会・自然の各領域にわたる研究・調査を行い，もって地域の生活と文
化の向上に寄与することを目的とする」と規定されている（[根拠資料 3-4 鹿児島県立短期
大学地域研究所規程](#)）。

▽研究費の適切な支給

本学では、3 学科の教員をその専門性から、実験系Ⅰ、実験系Ⅱ、実験系Ⅲ、非実験系、助教に分類している。教育研究活動費として令和 5 年度、実験系Ⅰには 349,000 円、実験系Ⅱには 325,000 円、実験系Ⅲには 300,000 円、非実験系には 276,000 円、助教には 251,000 円が配分されている。この他にそれぞれの系列に応じて、学生教育実験実習費が配分されている。科研費への申請を行った教員には、教育研究活動費に追加で配分を行うことにより、外部資金獲得のモチベーションを上げるようにしている。これらの予算は、鹿児島県会計規則に従って執行される。

このほか、地域研究所予算として 480,000 円が計上されている。この予算に関しては、学内教員から個人・共同プロジェクト等の申請を受けて、地域研究所の所員会議を経て配分額を決定している。

▽外部資金獲得のための支援

科学研究費助成事業（以下、科研費）の採択率向上のために、前年度に科研費に応募した教員に対しては、翌年度予算に追加的費用を計上している。採択されても、不採択でも追加費用が計上されるために、科研費申請のモチベーションアップにつながっている。

令和 3 年度から、地域研究・生涯学習委員会が、「科研費情報交換会」を行っている。科研費を代表者で複数回取得したことがある教員より、申請分野の選び方、申請書の書き方、書き方のコツなどについて情報提供してもらい、それについて参加者で質疑応答をして、科研費獲得のノウハウの共有を行っている。

▽研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室については、教員ごとに研究室を確保し、教育研究活動に係る備品やネットワーク環境を整備している。

本学は、独立法人化していない公立短大であるため、教員には職務専念義務が課せられている。そのため、制度としてはサバティカル研修制度（研究専念期間）を導入することができない。その代わり、毎年度 1 名の教員が半年から 1 年間にわたり、国内留学（出張扱い）制度を設けている。

また、短期大学設置基準第二十二条の二の 3 に「短期大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。」とあるが、本学ではティーチング・アシスタントやスチューデント・アシスタントの制度は導入していない。

なお、COVID-19 対策として、遠隔授業を行う為の機材等の整備として、（１）デジタルビデオカメラ（3 台）設置、（２）ビデオ会議システム用 Web カメラ（12 台）設置、（３）ビデオ会議システム用ヘッドセットマイクの設置を行った。また、学生がオンデマンド授業を利用できるよう Wi-Fi を使用できる部屋を 2 部屋増設した。さらに教員間の取組として、遠隔授業やオンデマンド動画の作成などについての勉強会を開催した。

8.1.5 点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点①：研究倫理，研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理，研究活動の不正防止のために，文部科学省の「研究活動における不正公平の対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った，研究活動上の不正行為の防止と公的研究費の適正かつ効率的な運用・管理に向け，関係規程等を以下の通り定めている。

- ・ 鹿児島県立短期大学における公的研究費の管理運営規程（[根拠資料 8-8](#)）
- ・ 鹿児島県立短期大学における公的研究費に係る不正防止計画（[根拠資料 8-9](#)）
- ・ 鹿児島県立短期大学における公的研究費に係る行動規範（[根拠資料 8-10](#)）
- ・ 鹿児島県立短期大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程（[根拠資料 8-11](#)）

これらの規程をホームページで公開すると同時に，「研究活動における不正行為に関する窓口」についての情報も掲載している。研究不正に関する相談・告発については，FAX，メール，書面，直接訪問でも行うことができることをホームページ上でも公開している。

公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う最高責任者を学長とし，統括管理責任者を事務局長に，コンプライアンス推進責任者として事務局次長を充てている。本学の公的研究費の経理事務処理は，鹿児島県予算規則，鹿児島県会計規則，鹿児島県会計規則施行指針に基づいて行われている。金銭の出納は教員が行うのではなく，機関事務として事務職員が行うことにより管理している。また科研費等を取得した教員には，毎年，誓約書を提出することを義務づけている（[根拠資料 8-10](#)）。

コンプライアンス教育を実施するために，最高管理責任者として学長を充て，統括管理責任者として事務局長を置き，最高管理責任者を補佐させている。研究倫理教育責任者として地域研究所長を充てている（[根拠資料 8-9](#)）。コロナ禍以前は，不正防止と研究倫理並びに研究費の適正な運用・管理について，集合研修で実施していたが，コロナ禍になってからは，資料配付による自己研修としてきた。令和5年度からは，日本学術振興会の「研究倫理eラーニング」の受講を義務化した。

研究倫理に関する学内審査機関としては，研究倫理審査部会を設けている（[根拠資料 2-2 委員会規程 別表2](#)）。部会員は地域研究所長及び各学科から選出された1名の合計4名で，申請があった時に，随時開催し，研究実施計画の倫理的妥当性等についての研究倫理審査を行っている。

学生に対する研究倫理については，試験のレポート作成などについては，1年生前期に行われる基礎演習（導入ゼミ）において，各演習ごとに行っている。また，卒業論文執筆につ

いては、演習Ⅰ，演習Ⅱ，卒業研究などの演習科目によって行われている。

8.1.6 点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性については、各学科、各委員会（教務委員会、学生委員会、入試委員会等）で、毎年年度末に検証を行い、その報告書を全学運営委員会及び内部質保証部会で全学的に点検している。その結果については、翌年4月の学科会議に報告し、全学的に共有を行っている。具体的な例として、令和元年度の図書館・情報システム委員会が委員会総括として、「国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの運用」という課題を提示している。この課題を、全学運営委員会及び内部質保証部会で点検し、令和2年4月の学科会議に報告をしている。実施にあたっては全学運営委員会及び内部質保証部会で問題を共有したうえで、図書館・情報システム委員会に課題解決を指示し、実際に令和2年度に「国立国会図書館・デジタル化資料送信サービスの参加」をおこなった。また別の例としては、「図書館・情報システム委員会」が令和4年度の課題として「大学ホームページリニューアル」を挙げ、それを全学運営委員会及び内部質保障部会が点検し、事務局には県への予算請求を指示し、令和5年度にはリニューアル作業を実施している。この実施にあたっては、「図書館・情報システム委員会」の他にも広報委員会も協力して、ホームページのリニューアルを行っている。

またこうした点検・評価については、外部評価委員会にも提示し、外部評価にも活用している。

8.2 長所・特色

- ・教育研究等環境のバリアフリーへの対応については順次整備している。
- ・学生一人一人が利用できる端末を整備し、5年ごとに機種を入れ替えているために、学生は最新の機種とOSでICT教育を受けることができる。

8.3 問題点

特になし。

8.4 全体のまとめ

現状説明として記載したように、教育研究環境に関する方針に基づき、施設、設備等の整備及び管理、図書資料の整備と図書館利用環境の整備、研究活動を促進させるための条件整備、研究倫理や研究活動の不正防止に関する取組を全学的に進めているといえる。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1 現状説明

9.1.1.点検・評価項目① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：短期大学の理念・目的，各学科・専攻科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

社会連携・社会貢献に関する全学の方針を，鹿児島県立短期大学の基本方針において，以下のとおり定めている。

5 本学は，県内唯一の公立短期大学として，県民の文化的かつ知的な生涯学習の一拠点を担い，地域や産業界との連携・協力を重視かつ拡充し，たえず地域の振興・活性化に貢献するよう努める（[根拠資料 1-3](#)）。

この基本方針は，規程集の冒頭で明示されており，全学的に共有されている。また，ホームページにも掲載し，広く公表している。

9.1.2 点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき，社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また，教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点①：学外組織との適切な連携体制
評価の視点②：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点③：地域交流，国際交流事業への参加

本学の社会連携・社会貢献については，以下のようなものがある。（１）地域研究所が実施するもの。（２）本学が主催する講座。（３）主に高校生向けの出張講義。（４）本学と連携協定先が実施するもの。（５）学外組織が主催する講座への講師派遣。（６）教員や学生が行う社会連携・社会貢献事業。

第一に，地域研究所が実施するものである。地域研究所の予算を使用して，教員のグループが共同研究や個人研究を行う。鹿児島県はカツオ節生産量日本一である（枕崎市と指宿市）。本学の教員と枕崎市漁業協同組合，枕崎水産加工業協同組合（カツオ節加工組合）の職員が共同研究を行い，鹿児島県立短期大学チームカツオづくし編『カツオ今昔物語—地域おこしから文学まで』（筑波書房，2015年）を刊行した。カツオとカツオ節について，製造，調理，栄養，水産，地域おこし，文学，歴史についてまとめた。生産量日本一のカツオ節について，学内教員と学外組織が連携して行った事業である。

第二に，本学が主催する講座である。本学が主催する講座は3つある。①公開講座。本学

3 学科が、1 年ごとに企画・講義を行っている。例えば令和 5 年度は文学科が担当し、「「ことば」で繋がる世界－文学・言語・文化－」というテーマで 7 回にわたって講義を行った。平成 30 年からの公開講座のテーマは表 9-1-1 の通りである。②金曜講演会。図書館が毎年秋に企画している講演会である。3 週連続で金曜日の夜間に開催される。テーマは表 9-1-2 の通りである。③奄美サテライト講座。地域研究所が主催している講座。奄美群島を 1 年ごとに、奄美大島（喜界島）→徳之島→沖永良部→与論と各島を回って講座を実施している。令和 5 年度は、奄美群島の日本復帰 70 周年にあたることから、金曜講演会と奄美サテライト講座の合同企画として、沖永良部会場、奄美会場、本学図書館会場をオンラインで結んで講演会を実施した。

表 9-1-1 過去の 6 年の公開講座のテーマ

年度	テーマ	担当学科
令和 5 年度	「ことば」で繋がる世界－文学・言語・文化－	文学科
令和 4 年度	経済・社会・ビジネスの「今」と「これから」	商経学科
令和 3 年度	ニューノーマルで豊かな生活	生活科学科
令和 2 年度	異文化理解のために－文学・言語・歴史－	文学科
令和元年度	これからビジネスはどうなるのか － 情報化・グローバル化・地域活性化 －	商経学科
平成 30 年度	食料と環境	生活科学科

表 9-1-2 過去の 6 年の金曜講演会

年度	テーマ	演題 （一部省略）
令和 5 年度	未来に繋げる奄美の文化	・ 沖永良部・与論の二島分離反対で復帰運動を再考する ・ 大島紬を紡いでいく ・ 島尾敏雄文学と「本」 ※（奄美サテライト講座と共催）
令和 4 年度	上手な身体の使い方	・ 身体技法 ～自分のからだのクセを発見しよう～ ・ 頭から足先まで上手に使う ・ 身体に負担をかけない動き方のコツ
令和 3 年度	コロナ後のビジネス社会を展望	・ 働き方が変わる！個人事業主とテレワークから見る働き方改革 ・ 金融が変わる！フィンテック最前線 ・ 売り方が変わる！"非接触"がキーワード。小売業界の改革
令和 2 年度	あなたの隣の心理学	・ 体に表れる心の動き（生理心理学） ・ 使いやすさと消費者の心理（産業心理学） ・ 加齢と心（発達心理学）
令和元年度	海外生活を通してみた異文化 PART II（欧米編）	・ やっぱり変かな、日本？－ドイツと日本の働き方－ ・ アメリカ人って、寛大 それともテゲテゲ？？ ・ 日本とスペインの文化比較
平成 30 年度	海外生活を通してみた異文化	・ 「モザイク国家」インドの秘密 ・ 民主化改革期インドネシアで出会った異文化 ・ フィリピン漁師が作る日本の夏のお中元

表 9-1-3 過去の6年の奄美サテライト講座

年度	会場	演題 (一部省略)
令和5年度	沖永良部(和泊町) 奄美大島(奄美市)	・ 沖永良部・与論の二島分離反対で復帰運動を再考する ・ 大島紬を紡いでいく ・ 島尾敏雄文学と「本」 ※(金曜講演会と共催)
令和4年度	徳之島(伊仙町) (悪天候で中止)	・ アクティブラーニングで学ぶ異文化コミュニケーション ・ AIで変わる物流・小売りの未来
令和3年度	徳之島(伊仙町) (コロナで中止)	・ アクティブラーニングで学ぶ異文化コミュニケーション ・ 人工知能AIで未来はどう変わるか
令和2年度	奄美大島(奄美市 と瀬戸内町で各 2回)	・ 医食同源 : 食べ物は病気を予防できるのか? ・ 南の島における廃車放置問題
令和元年度	徳之島(天城町)	・ 3語で伝わる天城町おもてなし英会話 ・ 海の砂漠化「磯焼け」と海洋のゴミ問題
	与論(与論町)	・ サンゴの白化現象とウミガメによる漁業被害 ・ 鹿児島発のデザイン
平成30年度	沖永良部(知名町)	・ 鹿児島島の農業と食の展開 ・ 統計データとの付き合い方
	喜界島(喜界町)	・ 日本人と中国人の感情表現 ・ 日本の教育, 世界の教育。鹿児島島の教育。そしてちょっとだけ奄美の教育

第三に、主に高校生向けの出張講義である。令和5年度は、文学科は23のプログラムを、生活科学科は20のプログラムを、商経学科は25のプログラムを準備している(根拠資料9-1 出張講義メニュー)。

第四に、本学と連携協定先が実施するものである。本学は、鹿児島市と連携協定を結んでいる（[根拠資料 9-2 鹿児島市との連携協定書](#)）。連携協定事業において、実施した主なプロジェクトは表 9-1-4 の通りである。

表 9-1-4 鹿児島市役所との連携協定事業（抜粋）

年度	実施事業
令和 4 年度	・若者への投票参加の啓発 ・明るい選挙推進事業 ・文化薫る地域の魅力作りプラン推進事業 ・パープルリボンキャンペーン該当広報活動への参加 ・グリーンツーリズム推進事業 ・鹿児島市立図書館での幼児向け読み聞かせ（キッズタイム）
令和 3 年度	・若者への投票参加の啓発 ・明るい選挙推進事業 ・文化薫る地域の魅力作りプラン推進事業 ・性の多様性の理解促進に係るロゴデザイン作成
令和 2 年度	・まちづくり“未来の担い手”育成事業 ・若者会議の開催 ・文化薫る地域の魅力作りプラン推進事業
令和元年度	・広報紙「市民のひろば」発行事業 ・納税啓発事業 ・若者への投票参加の啓発 ・明るい選挙推進事業 ・まちづくり“未来の担い手”育成事業 ・文化薫る地域の魅力作りプラン推進事業 ・食育フェスタの開催 ・魚食普及拡大推進事業
平成 30 年度	・若者への投票参加の啓発 ・明るい選挙推進事業 ・若者未来会議開催 ・食育フェスタの開催 ・慢性腎臓病予防ネットワーク事業 ・魚食普及拡大事業

第五に、学外組織が主催する講座への講師派遣である。鹿児島市の伊敷公民館は、毎年、「いきいきシニア大学」という、シニア向けの講座を主催している。この講座の講師を務めるのは、すべて本学の教員である。表 9-1-5 は令和 4 年度の「いきいきシニア大学」の講座名の一覧である。

表 9-1-5 令和 4 年度のいきいきシニア大学について

回	講師所属学科	タイトル
第 1 回	生活科学科	鹿児島の食文化
第 2 回	文学科	平安貴族の求職活動 申文を読む
第 3 回	文学科	おとぎ話で読み解く文化の諸相
第 4 回	商経学科	経済学の理論とその活用法
第 5 回	生活科学科	外国文化を受容すること、1920 年代のパリ・ファッションと麻雀
第 6 回	商経学科	なぜ鹿児島では畜産が盛んなのか？
第 7 回	文学科	カウンター・カルチャーと屋久島、諏訪之瀬島、奄美大島

最後に、教員や学生が行う社会連携・社会貢献事業である。例えば、本学は下伊敷栄門地区にその本拠地を置いているが、本学の教員と学生が、地元の町おこし団体や学校、商店街、町内会と連携をとりながら町おこしの事業を行っている。また、生活科学科の教員が本学の地域スポーツ交流同好会と連携し、青少年の教育事業を行っていたりしている。

9.1.3 点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

地域研究所の事業については、他の研究教育事業と同じように、年度末に地域研究・生涯学習委員会で点検・評価を行い、その報告書を全学運営委員会および自己評価・将来構想委員会（令和 4 年度より内部質保証部会）に提出し、そこでの点検を経て、全学的に報告されている。社会連携・社会貢献については、例えば令和 4 年度に、受講生増加の方策についての議論が地域研究・生涯学習委員会で行われ、広報活動についての方法についての議論が行われた。この議論は広報委員会に引き継がれ、広報委員会では鹿児島県内の各公民館等へのチラシ配布を検討した。チラシ作成経費などについて、全学運営委員会で検討を行い、追加的にチラシおよびポスター用の紙購入の追加予算を承認した。この決定を受けて、地域研究・生涯学習委員会と広報委員会では、チラシおよびポスター送付先を選定しなおした。2023 年度の公開講座は、定員を超える申し込みがあり、一定の成果を出した。

学外者向けの講座や講演会については、アンケートを実施し、その結果を教授会に報告して、講座の点検や評価を行っている。同時に、翌年度の企画・運営のための資料としている。

9.2 長所・特色

鹿児島県内唯一の公立短期大学として、多様な社会連携・社会貢献のチャンネルを持っていること。また鹿児島は、奄美群島など離島が多い。そうした離島での講座を持っていることは、本学の長所といえる。

9.3 問題点

特になし。

9.4 全体のまとめ

鹿児島県内唯一の公立短期大学として、以下のような多くの社会連携・社会貢献事業を行っている。(1) 地域研究所が実施するもの。(2) 本学が主催する講座。(3) 主に高校生向けの出張講義。(4) 本学と連携協定先が実施するもの。(5) 学外組織が主催する講座への講師派遣。(6) 教員や学生が行う社会連携・社会貢献事業。

連携先も、地場産業、地域や離島の公民館、町おこしの団体、地方公共団体等、多岐にわたっていることも特筆すべき点である。

第10章 大学運営・財務

(1) 大学運営

10.1.1 現状説明

10.1.1.1.点検・評価項目① 短期大学の理念・目的，短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：短期大学の理念・目的，短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
評価の視点②：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は鹿児島県を設置者とする公立短期大学である。法人化はされておらず，法人組織，理事会はない。本学では，「鹿児島県立短期大学の基本方針」([根拠資料 1-3](#))において基本方針が定められており，基本方針6において，本学の学内管理運営に関する方針を以下のよう

「6 本学は，大学の理念・目的および教育目標を達成するため，学長のリーダーシップのもとに，学内教職員の積極的な議論や参加にもとづく合意形成を重視し，自律性・合理性・機動性をそなえた適切な学内管理運営をおこなう。」

この基本方針を鹿児島県立短期大学諸規程集及びホームページに掲載し，教職員で共有している。

また，中長期のPDCAサイクルについては令和4年度に改正された内部質保証要綱([根拠資料 2-1](#))においてプロセスが明確となった。ここでは自己評価・将来構想委員会が学内外に公表することが明示されている。

大学の運営全般については規程，要綱，申し合わせ事項などが定められ，これらは「鹿児島県立短期大学規程集」([根拠資料 1-7](#))としてまとめられ教職員に配布されている。また，毎年，年度当初に前年度に改正，新設された規程等が配布され，規定集の更新を行っている。

10.1.1.2 点検・評価項目② 方針に基づき，学長をはじめとする所要の職を置き，教授会等の組織を設け，これらの権限等を明示しているか。また，それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点①：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示

- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

本学学長の選考は、「鹿児島県立短期大学学長選考規程」（[根拠資料 10-1-1](#)）に基づき、教授会が行っている。基本方針6において、学長が本学の管理運営においてリーダーシップを取ることが明示されている。学長の専決事項については鹿児島県立短期大学処務規程（[根拠資料 6-9](#)）の第2条で定められている。教授会については学則（[根拠資料 1-2](#)）第10章において、構成と審議事項が定められ、その運営は鹿児島県立短期大学教授会運営規定（[根拠資料 10-1-2](#)）にて定められている。

本学の意思決定プロセスは「学内の意思決定プロセスに関する確認のお願い」（[根拠資料 6-7](#)）において教職員の共通認識となっており、そのうえで、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの（[根拠資料 10-1-3](#)）において教育研究に関する重要な事項8点が明記され、教授会と学長の役割を明確化している。

本学では学生部長、図書館長、地域研究所長、学科長（商経学科は第一部と第二部は一の学科とみなす）を管理職として位置付け、鹿児島県立短期大学管理職選考規程（[根拠資料 3-3](#)）により2年度ごとに選考されている。学生部長は処務規程（[根拠資料 6-9](#)）第8条2において配置が、第9条2において職務が「学長の命を受け、学生部に属する事務を統括し、所属職員を指揮監督する」と定められている。学生部の分掌事務は処務規程第5条で教務課と学生課それぞれ事項が定められている。図書館長は処務規程第11条において配置が、第12条において職務が「学長の命を受けて、附属図書館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する」と定められている。附属図書館の事務は第10条で定められている。地域研究所長は処務規程第14条において配置が、第15条において職務が「所長は、学長の命を受けて、地域研究所の事務を統轄し、所属職員を指揮監督する」と定められている。地域研究所の業務については処務規程第13条で5点が定められている。学科長は処務規程第6条において配置が、第7条において職務が「学科長は、学長を補佐して学科の事務を掌理する」と定められている。また、学科会議については鹿児島県立短期大学学科会議規程（[根拠資料 10-1-4](#)）で必要な事項が定められており、学科長が招集し、議長となることとされている。

学生部長、図書館長、地域研究所長は三役と呼ばれ、学科長とともに6名の管理職は大学の管理運営などを所掌する全学運営委員会、自己評価や内部質保証などを所掌する自己評価・将来構想委員会の委員となっている（[根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程](#)）。全学運営委員会は図書館長が委員長、自己評価・将来構想委員会は学長が委員長と定められ管理職が大学運営の基盤組織を担っている。また、本学で最重要会議である教授会の日程、議題を調整する議事運営会議は学長、三役、学科長、事務局長から構成され、定例教授会の

2 日前まで（通常は第 2 金曜開催の定例教授会の前の水曜）に開催されている（[根拠資料 10-1-5](#)）。

10.1.1.3 点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点①：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成については、本学は鹿児島県立の短期大学であり、本学の予算は、設置者である鹿児島県の一般会計として扱われ、鹿児島県の毎年の予算編成方針に基づき編成され、教育費（款）の中の短期大学費（目）として計上される。

また、予算執行についても支出専門の責任者（出納員）が鹿児島県予算規則（[根拠資料 10-1-6](#)）、会計規則（[根拠資料 10-1-7](#)）、契約規則（[根拠資料 10-1-8](#)）等に従い、財務会計システムにより行うので厳正正確である（[根拠資料 6-9 鹿児島県立短期大学処務規程第 5 条](#)）。

教育研究活動費及び学生教育実験実習費は、教育研究活動に直接関係する予算であり、各教員が自主的計画的に教育研究を行っていくために、年度当初に、教授会の議を経てあらかじめ各教員に配分した上で、執行している。教育研究活動費は教員の専門性を考慮し、実験系Ⅰ、実験系Ⅱ、実験系Ⅲ、非実験系、助教の 5 系統に分けて傾斜配分しているほか、費目毎の配分については教員からの要求比率を反映させている（[根拠資料 10-1-9 令和 4 年度教育研究活動費・学生実験実習費配分表](#)）。学生教育実験実習費は主に授業に関わる予算であるため、専門性の比率と担当授業数により消耗品費を配分し、適切な教育活動が行えるようになっている（[根拠資料 10-1-10 令和 5 年度学生実験実習費配分資料](#)）。

教育研究関係費の配分については教授会の議を経ることとしていることから、明確性、透明性は確保されている。また、予算計上及び会計処理システムからして、配分と執行のプロセスは明確かつ透明であり、適切である。

本学は設置者が県であり、県の施設の一つであることから、県議会における決算審査、監査委員による監査、監査委員事務局による職員監査、出納室による会計検査のほか、学長による自主検査が定期的に行われている。

10.1.1.4 点検・評価項目④ 大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点①：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学の事務組織は事務局、学生部、附属図書館からなっている（[根拠資料 10-1-11 学科及び定員等](#)）。

事務局は事務局長の下、総務課と会計課で組織され、本学における教育研究の円滑な実施を組織管理面や予算執行等の面で支える役割を担っている。

総務課は、給与や旅費支払い等の庶務一般、人事、入学式・卒業式等の儀式、文書管理、授業料・入学料の徴収及び事務局・学生部・附属図書館の連絡調整等のほか、科学研究費補助金や受託研究費等の外部資金、学生の保護者を会員とし本学における教育振興の援助を目的とする「振興会」等に関する事務を所掌している（[根拠資料 10-1-12 鹿児島県立短期大学振興会会則](#)）。

会計課は、歳入歳出予算、出納、研究費の支出管理及び施設設備の維持管理等に関する事務を所掌している。

学生部は学生部長の下、学生課と教務課で組織され、本学における教育研究の円滑な実施を具体的な企画・運営面で支える役割を担っている（[根拠資料 6-9 鹿児島県立短期大学処務規程第5条](#)）。

教務課は、教育課程及び授業の実施、入学試験、入退学等、試験・成績、各種証明及び各種免許等に関する事務を所掌している。

学生課は、学生の補導、福利厚生、各種相談、奨学金、授業料減免、就職指導及び健康診断・健康相談・救急措置等の保健衛生等に関する事務を所掌している。

附属図書館は図書館長の下、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他必要な資料等の収集、整理及び提供を行い、学生の学習及び教職員の教育研究に役立てている（[根拠資料 6-9 鹿児島県立短期大学処務規程第10条](#)）。

本学の常勤の事務職員は、原則として、設置者である鹿児島県の知事部局一般職員の中から人事異動により配置されることとなっており、教育現場未経験の者がほとんどで、本学における2年から4年程度の勤務期間を経て他の鹿児島県の組織に転出するのが常態である。鹿児島県への採用及びその後の昇任は、知事部局職員として地方公務員法及び「職員の任用に関する規則」に基づき行われている（[根拠資料 10-1-13 職員の任用に関する規則](#)）。

また、本学への職員配置は、本学の事務執行状況及び人事上の配慮事項等を勘案した事務組織からの要望を参考にして、設置者が、県職員全体の中から適材適所を旨として定期的に人事異動を行っており、事務組織の活力や一定の事務水準が維持されている。また、会計年度任用職員の採用に当たっては、鹿児島県会計年度任用職員の任用に関する規則（[根拠資料 10-1-14](#)）に則り、具体的な勤務内容や勤務時間を明示して公募し、面接等を行うことにより、事務組織の円滑な業務執行にとって適切な人材が確保されている。

事務組織及び教学組織は、ほとんどの場合、学内行政組織である委員会の審議決定の過程を介して連携・協力が図られるシステムとなっている。本学の管理・運営等の重要事項を所掌する全学運営委員会及び自己評価・将来構想委員会には、事務局長及び学生部長が委員と

して参画しており、両委員会の委員である図書館長、地域研究所長及び学科長との質疑応答等を通して、事務組織及び教学組織の間で、学内の重要事項に関する連携を図る仕組みとなっている（[根拠資料 2-2 鹿児島県立短期大学委員会規程 別表 1](#)）。

事務局長を教授会の幹事に充て、教授会の議題調整等を所掌する議事運営会議の庶務を総務課が担当している（[根拠資料 10-1-5 鹿児島県立短期大学議事運営会議規程](#)）。さらに、総務課は、教授会の下に置かれた全学運営委員会、自己評価・将来構想委員会、地域研究・生涯学習委員会及びFD委員会の事務担当課として会議の日程調整及び資料の調製等を行い、また、教員人事を所掌する人事委員会についても同様の事務を行っている（[根拠資料 10-1-15 鹿児島県立短期大学人事委員会規程第8条、第9条](#)）。

委員会規程（[根拠資料 2-2](#)）により、各委員会及び部会には事務担当課が定められ、教職協同で大学運営にあたっている。

教務課は、教授会の下に置かれた入試委員会及び教務委員会の事務担当課として、学生課は、同じく学生委員会及び国際交流委員会の事務担当課として、会議の日程調整、資料の調製及び議事録の作成等を行っている。

職員の人事評価については、本学は設置者が鹿児島県であり、設置者が規定する人事評価実施要綱（[根拠資料 10-1-16](#)）、業績評価実施要領（[根拠資料 10-1-17](#)）及び能力評価実施要領（[根拠資料 10-1-18](#)）に基づき、毎年度数回、事務局長等との面談を実施しながら、適正な勤務評定を実施し、勤勉手当の支給率や昇給に反映させているほか、職員の意欲や資質の向上に努めている。

10.1.1.5 点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点①：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

本学の事務職員は、鹿児島県職員として、一般研修、チャレンジ研修、リーダー育成研修、組織力向上研修、人権同和問題研修、会計事務職員研修及びデジタルリテラシー習得・向上研修等の各種研修を受講している（[根拠資料 10-1-19 職場研修の実施等について（通知）](#)）。

設置者が行う研修は、鹿児島県職員としての資質向上を目的とするものであるが、本学の事務執行をするために役立つ能力の開発や知識の習得を含んでおり、事務組織の職員がこの研修を受講することは、事務組織全体の基本的な事務執行能力の水準の維持・改善に有効である。

大学職員としての専門能力の向上に向けたSD活動としては、毎年、全国公立短期大学協会主催の事務研修会に数名、幹部研修会に1名参加しているほか、大学地域コンソーシアム鹿児島のFD・SD研修会等にも事務職員が参加している。

本学独自のSD活動として、事務職員を対象とするSD研修を実施しているほか、学内の

FD活動として実施される研修に事務職員が参加している（[根拠資料 1-17 2022（令和4）年度FD活動報告書](#)）。

10.1.6 点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点②：監査プロセスの適切性
評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学の管理及び運営に関する事項は委員会規程第2条（[根拠資料 2-2](#)）にて全学運営委員会の所掌事項とされている。他の委員会も合わせ、年度末に委員会総括（[根拠資料 2-3](#)）をまとめたうえで学科会議を通し全教員が確認しており、全学的な点検を行っているといえる（[根拠資料 2-1 内部質保証要綱](#)）。

外部評価委員会による外部評価では、学長が大学運営に関する報告を行い、その内容に対する意見を学長に述べることとしている（[根拠資料 1-13 外部評価委員会運営要領第6条4](#)、[根拠資料 2-6 外部評価報告書\(2017（平成29）年3月）](#)）。

本学はこれまで2度（2010年、2017年）の認証評価をうけており、大学運営の適切性も含めた適合認定をうけている（[根拠資料 2-7 鹿児島県立短期大学に対する認証評価結果](#)）。

これらの点検・評価について鹿児島県立短期大学教育研究等点検・評価規程（[根拠資料 1-12](#)）にも定められており、いずれも着実に実行されている。

10.1.2 長所・特色

委員会から学科会議へ伝達する報告事項、審議事項は、委員長が整理・作成し、委員が確認する共通文書を用いており、全教員での認識が共通している（[根拠資料 6-7 学内の意思決定プロセスに関する確認のお願い](#)）。また、全学運営委員会（原則月2回開催）には学長（自己評価・将来構想委員長、FD委員長）がオブザーバー出席（毎回）するほか、教務委員長、入試委員長、学生委員長が出席（原則月1回）している。図書館長（図書館・情報システム委員長）、地域研究所長（国際交流委員長、地域研究・生涯学習委員長、広報委員長）も含め、すべての委員長と学科長が出席することで、全学的な情報共有と委員会横断的な運営を行っている。

本学と設置者（鹿児島県）との意見交換会は新型コロナの影響もあり、令和2年度と令和3年度は休止されていたが、令和4年度より再開し、本学の現状と課題等について意見交換し、中長期的な観点から改善策を協議している。

10.1.3 問題点

ほとんどの事務職員は数年で異動となるため、業務の引継ぎはされているものの入試や

教務といった大学独自の業務に若干不慣れな場面が多い。多くの大学・短大に配置されている情報システム関連、就職関連、学生支援関連、入試関連など高い専門性や経験を求められる職員配置が困難であることは、大学運営にとってマイナスであるといえる。異動の際の引継ぎを綿密に行う、同課の職員がある程度担当業務以外も把握しておく、同課の職員が同時期に異動とならないよう、県人事課に要望する、といった対応を継続していくこととなる。

10.1.4 全体のまとめ

大学運営については、各学科から選出された委員から構成される各種委員会と学科の運営を行う学科会議の2方向から行われたうえで、全学的な審議は教授会で行われている。これにより全教員が共通認識のもとに意見をだし、適切な運営が行われている。学長の権限・役割にも規程等により明確になっている。学長や管理職の選考も規則に従って適切に行われている。

予算については鹿児島県の規程等により編成、執行されている。単年度決算であることや、費目間の流用に制限があるなど、やや柔軟性を欠くものの適切かつ厳格な執行がなされている。

事務組織はおおむね適切に機能しており、教員と協同で大学運営にあたっている。

第10章 大学運営・財務

(2) 財務

10.2.1 現状説明

10.2.1.1.点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点①：設置者である県の中・長期計画等にみられる短期大学の今後の展望

本学は、鹿児島県を設置者とする公立短期大学であり、法人化はされておらず、法人組織、理事会はない。したがって、毎年度、設置者である県から予算配分を受けて管理運営している。なお、県においては、令和4年3月に、概ね10年間を取組期間として、持続可能な行財政構造の構築に向けて「行財政運営指針」を策定しているが、本学についての特記された事項はない（[根拠資料 10-2-1 行財政運営指針](#)）。

県立短期大学においては、毎年度、前年度の決算実績や新年度の新規事業実施の検討等を踏まえ、県総務部から例年10月上旬に発出される「当初予算要求基準」に基づき新年度の所要額を積算し、11月上旬までに新年度当初予算要求書を県総務部に提出しているところ。当初予算要求書を県総務部へ提出した後は、同部財政課のヒアリングを受け、財政課長査定、総務部長査定、知事査定の経過を経て県議会に予算案が提出され、3月の県議会で審議されて可決・成立する運びとなる。（[根拠資料 10-2-2 令和6年度当初予算の編成について（総務部長通知）](#)、[10-2-3 令和6年度当初予算要求基準](#)、[10-2-4 令和6年度当初予算要求基準のポイント](#)、[10-2-5 予算編成スケジュール（案）](#)）

また、県においては、令和4年3月に、概ね10年という中長期的な観点から、鹿児島の目指すべき姿や施策展開の基本方向等を示す「かごしま未来創造ビジョン」を策定している。同ビジョン第4章「施策展開の基本方向」第4項「地域を愛し世界に通用する人材の育成、文化・スポーツの振興」第2号「鹿児島の発展を牽引する人材の育成」において、大学など高等教育機関及び県立短期大学に関する方針について以下のように定めている（[根拠資料 10-2-6 かごしま未来創造ビジョン（抜粋） pp.71-72](#)）。

現状・課題

- ・ 大学など県内の高等教育機関は、地域の将来を支える人材育成や産業振興など、地方創生にとって重要な役割を担うことが期待されています。
- ・ 県立短期大学については、将来の鹿児島を支える人材を育成する場として、時代の要請に対応した教育内容の充実などが必要となっています。

施策の基本方向

- ・ 大学など高等教育機関における地域に貢献する教育、研究を促進するとともに、大学

や地元企業等と連携した人材の育成及び定着に取り組めます。

- ・ 地元鹿児島の魅力を伝える講義や体験学習の実施、国際感覚の涵養を目的とした学生の海外研修・海外留学の実施など、魅力ある県立短期大学づくりを推進します。

10.2.1.2 点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点①：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
評価の視点②：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点③：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学は、鹿児島県を設置者とする公立の短期大学であり法人化されていないことから、毎年度、設置者である県から予算配分を受けて管理運営している。

このことから、本学の財政は設置者である鹿児島県の予算に依存するが、県においては、平成 17 年 3 月に、概ね 10 年程度の中・長期的な視点に立って、あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示すために「県政刷新大綱」を策定し、歳入確保と歳出削減に取り組んできた。2012(平成 24)年 3 月には、その取り組みを継続して進めるため、新たに「行財政運営戦略」を策定し、更なる歳入確保と歳出削減に取り組んできたが、本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきており、このような社会経済情勢の変化などに対応した持続可能な行財政構造を構築するため、改めて、令和 4 年 3 月に「行財政運営指針」を策定し、更なる歳入確保と歳出削減に取り組んでいる（[根拠資料 10-2-7 県政刷新大綱](#)、[根拠資料 10-2-8 行財政運営戦略](#)、[根拠資料 10-2-9 行財政運営指針](#)）。

これを受けて、本学においても、科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得や支出の節減に取り組んでいる。

本学の歳入は、県の一般財源のほか、授業料、入学検定料、入学料など表 10-2-1 のとおりであり、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の平均は、県の一般財源が 65.5%、授業料、入学検定料及び入学料が 27.5%であり、これらで歳入全体の 93.0%を占めている。

県の一般財源の額は、年度により変動はあるものの、約 5 億 5 千万円程度で推移しており、設置者（鹿児島県）としては、厳しい財政状況の中、本学に対して一定の配慮をしているといえる。

表 10-2-1 歳入状況（単位：千円）

区分\年度	2018	2019	2020	2021	2022	5 カ年平均	割合
授業料	180,412	185,257	175,243	177,751	169,662	177,665	21.2%
入学検定料	11,772	10,863	9,396	9,891	7,695	9,923	1.2%

入学科	43,947	44,167	43,347	42,742	38,322	42,505	5.1%
財産収入	226	186	211	148	160	186	0.0%
諸収入	2,481	2,790	2,569	2,575	2,849	2,653	0.3%
受託事業収入	2,200	1,100	0	0	0	660	0.1%
国庫補助金	0	0	0	461	5,160	1,124	0.1%
その他の収入	107,183	16,053	35,182	64,673	45,301	53,678	6.4%
一般財源	505,932	511,319	572,073	555,047	596,892	548,252	65.5%
合計	854,153	771,736	838,019	853,288	866,041	836,648	100.0%

※ その他の収入には、県債、繰越金、科学研究費補助金(間接経費)が含まれる。

※ 国庫補助金、県債、繰越金は施設整備に伴う。

歳出状況については、表 10-2-2 のとおりである。給与・職員手当等の人件費については、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の平均額が約 6 億 7 千 1 百万円となっている。物件費のうち、教育研究費は、これまで約 5 千万円で推移してきたが、コロナ禍により旅費等の支出が減少し、令和 2 年度及び令和 3 年度は約 4 千 7 百万円と減少している。教育研究費には、教育研究活動費、学術成果刊行費、学生教育実験実習費、地域研究所活動費及び図書館図書購入費等が含まれている。

管理費には、光熱水費や設備点検委託料、小規模な修繕費用等が含まれており、また、令和 2 年度以降は、高等教育無償化による入学科返還金も含んでいる。

施設整備費については、平成 30 年度は、体育館天井等の耐震化改修工事及び校舎へのエレベーター整備及び多目的トイレの設置工事、令和 3 年度及び令和 4 年度は、校舎外壁工事等を行ったことから、金額が大きくなっている。施設・設備の老朽化に伴う維持・修繕費の増加が見込まれており、課題の一つとなっている。

施設整備費を除いた短期大学費全体では、平成 30 年度と比較して令和 4 年度は 109.6% となっている。

表 10-2-2 歳出状況 (単位：千円)

区分\年度		2018	2019	2020	2021	2022	2022/2018
短期大学費		854,153	771,736	838,019	853,288	866,041	101.4%
内 訳	給料・職員手当等	641,677	655,352	692,784	673,048	691,433	107.8%
	物件費等(給与費等除き)	212,477	116,385	145,235	180,240	174,608	82.2%
	物件費 教育研究費	50,244	49,415	47,081	47,008	51,152	101.8%
	管理費	46,237	47,836	60,014	59,280	66,362	143.5%

		施設整備費	115,996	19,133	38,140	73,952	57,095	49.2%
		短期大学費(施設整備費除き)	738,157	752,603	799,879	779,336	808,946	109.6%

本学の財政は、設置者である鹿児島県の予算に大きく依存している。このため、本学独自の中・長期的な財政計画の策定は困難な状況である（[根拠資料 10-2-10 財務計算書類](#)）。

10.2.2 長所・特色

予算編成については、本学は鹿児島県立の短期大学であり、本学の予算は、設置者である鹿児島県の一般会計予算として扱われ、鹿児島県の毎年の予算編成方針に基づき編成され、教育費（款）の中の短期大学費（目）として計上される。

また、予算執行についても、支出専門の責任者（出納員）が鹿児島県の予算規則、会計規則、契約規則等に従い、財務会計システムにより行うので厳正正確である（[根拠資料 10-1-6 鹿児島県予算規則](#)、[根拠資料 10-1-7 鹿児島県会計規則](#)、[根拠資料 10-1-8 鹿児島県契約規則](#)、[根拠資料 6-9 鹿児島県立短期大学処務規程](#)）。

教育研究活動費及び学生教育実験実習費は、教育研究活動に直接関係する予算であり、各教員が自主的計画的に教育研究を行っていくために、年度当初に、教授会の議を経てあらかじめ各教員に配分した上で、執行している。

教育研究関係費の配分については教授会の議を経ることとしていることから、明確性、透明性は確保されている。また、予算計上及び会計処理システムからして、配分と執行のプロセスは明確かつ透明であり、適切である。

本学は設置者が県であり、県の施設の一つであることから、県議会における決算審査、監査委員による監査、監査委員事務局による職員監査、出納室による会計検査のほか、学長による自主監査が定期的に行われている。

10.2.3 問題点

県の厳しい財政状況の中、必要な予算については確保されているが、受験者数及び入学者数の減少により、授業料、入学検定料、入学科について低落傾向にあるため、今後、教育内容の更なる充実と効果的な学校 PR の実施により、受験者及び入学者の確保に一層努める必要がある。

加えて、自律的な研究活動を進めるため、科学研究費補助金等の競争的研究資金、外部資金の獲得により研究予算を確保する必要がある。

また、入学時に入学金等の多額の現金を担当職員が受け取り金融機関に納付する形態をとっているが、事故防止と事務処理効率化、職員の負担軽減のため、現在、県で運用を計画

している電子納付システムの早期導入を検討する必要がある。現在、鹿児島県収入証紙により納入されている入学検定料についても、同様に電子納付システムにより納入できることが望ましいと考えられる。

10.2.4 全体のまとめ

本学では、教育研究活動を安定して遂行するため、毎年、必要な予算を計上し、県との協議の上で必要な予算を確保し、県の予算規則等に基づき適切な予算執行を行っている。

また、外部資金その他の自己収入の増加に努めているほか、予算要求の際には、シーリングの設定、超過勤務の削減、経費の抑制などにより、教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財源の確保に努めている。

以上のことから、短期大学の運営・財務について、短期大学基準に照らして良好な状態にあり、適切な取組がなされているといえる。

終章

昭和 25 年に鹿児島県立大学短期大学部として開学した本学は、県立の短期大学としての県民から大きな期待を集め、昭和 33 年に鹿児島県立短期大学へと改称した。開学以来、鹿児島県における公立の高等教育機関として、地域に貢献する人材の育成に取り組み、様々な分野で地域に貢献する人材を輩出してきた。それとともに、公開講座や離島の多い鹿児島県の特徴をふまえた「奄美サテライト講座」等を開設し、地域の振興や活性化にも貢献してきた。

本学は、これまでに 7 回の自己点検と評価を実施し、教育・研究の改善や地域貢献等に役立ててきた。また、大学基準協会の認証評価を平成 22 年度と平成 29 年度に受審し、1 回目の受審では、施設・設備等についてのバリフリー化などの指摘をうけ、2 回目の受審では、単位の上限設定などによる単位の実質化などの指摘をうけたが、いずれの受審においても適合と認定された。今回、本学が受審するのは平成 30 年度から開始された第 3 期認証評価であり、これまで以上に内部質保証が重視されている。この自己点検・評価報告書は、第 3 期認証評価における短期大学の評価基準をふまえ、平成 29 年度の受審結果をもとに 7 年間の進捗状況をまとめたものである。

本学は、「魅力ある短大づくり」の取り組みを独自に開始し、その後、鹿児島県教育振興基本計画に組み込まれた「魅力ある県立短期大学」に基づき、カリキュラム改革や教育環境の整備などに取り組んできた。その結果、令和 4 年度は、前年度と同様に、すべての専攻で就職率 100%を達成し、これまでと同様、本学の使命である、地域に貢献する人材を育成できた。また、地域の活性化や貢献についても、公開講座などに積極的に取り組んでいるほか、令和 5 年度には奄美群島日本復帰 70 周年を記念し、奄美市や和泊町の協力のもと、「未来に繋げる奄美の文化」というテーマで 3 会場をオンラインで結ぶ特別講演会を開催した。これらのことから、本学の現状については、短期大学基準に照らし合わせてみると、概ね良好な状況にあると判断している。

この度の認証評価を受審するにあたり、作成した自己点検・評価報告書により、検討すべき課題がいくつか明らかとなった。本学の理念と目的をもとに、引き続き、それらの課題解決に取り組むことで、本学に期待されている地域に貢献する人材の育成と地域の活性化に寄与する「魅力ある県立短期大学づくり」に取り組む所存である。

鹿児島県立短期大学 自己評価・将来構想委員会

学長	飯干 明 （委員長）
----	------------

学生部長	木戸 裕子
------	-------

附属図書館長	岡村 俊彦
--------	-------

地域研究所長	福田 忠弘
--------	-------

文学科長	遠峯 伸一郎
------	--------

生活科学科長	川島 茂
--------	------

商経学科長	疋田 京子
-------	-------

事務局長	木場 誠一
------	-------

